

第 2 回
琴南町・満濃町・仲南町合併協議会
会議資料

日時：平成16年9月13日(月)午後1時30分

場所：琴南町農村環境改善センター大ホール

第2回 琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- (1)報告第9号 琴南町・満濃町・仲南町合併協議会だよりの発行について
- (2)報告第10号 琴南町・満濃町・仲南町合併協議会ホームページの開設について
- (3)報告第11号 3号委員（学識経験者）に対する説明会について

(2) 協議事項

- (1)協議第2号 合併の期日について（継続協議）
- (2)協議第5号 財産及び債務の取扱いについて（継続協議）
- (3)協議第6号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
- (4)協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
- (5)協議第3号 新町の名称（その2）について（新規提案）
- (6)協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて（新規提案）
- (7)協議第10号 特別職の職員の身分の取扱いについて（新規提案）
- (8)協議第11号 条例、規則等の取扱いについて（新規提案）
- (9)協議第12号 事務機構及び組織の取扱いについて（新規提案）
- (10)協議第13号 一部事務組合等の取扱いについて（新規提案）
- (11)協議第15号 使用料、手数料等の取扱いについて（新規提案）
- (12)協議第16号 公共的団体等の取扱いについて（新規提案）
- (13)協議第17号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて（新規提案）
- (14)協議第18号 慣行の取扱いについて（新規提案）
- (15)協議第19号 公の施設の取扱いについて（新規提案）
- (16)協議第22号 消防団の取扱いについて（新規提案）

(17)協議第24号 新町建設計画(その2)について(新規提案)

- ・住民アンケート調査について
- ・新町建設計画の構成(案)について
- ・新町建設計画基本方針(新町の将来像、新町の主要施策)
(案)について

(3)その他

(1)第3回 琴南町・満濃町・仲南町合併協議会日程について

(2)その他

4 閉会

報告第9号

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会だよりの発行について

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会だよりの発行について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会長 香川重広

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会だよりの発行について

1. 発行目的

住民の皆様などに対して、琴南町・満濃町・仲南町合併協議会の合併協議の状況などの情報提供を行い、合併に対する理解を深めてもらうことを目的とします。

2. 発行日

原則として毎月1日発行

3. 配布先

3町の全戸へ配布

4. 内容（構成）

合併協議会に関する主な出来事

合併協議会の報告

合併協議に関する特集記事

事務局からのお知らせ

その他

報告第10号

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会ホームページの開設について

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会ホームページの開設について、別紙
のとおり報告する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会ホームページの開設について

1. 開設目的

住民の皆様などに対して、琴南町・満濃町・仲南町合併協議会の合併協議の状況などの情報提供を行い、合併に対する理解を深めてもらうことを目的とします。

2. 開設日

9月20日(予定)

3. 内容

3町のプロフィールを紹介し、合併議論の背景、合併のメリット・デメリット(不安)などの合併に関する基本的な情報を掲載するとともに、これまでの3町の合併に対する取り組み、合併協議会の紹介などを掲載しています。

また、今後は、第1回協議会で承認された合併協定項目にもとづき、逐次、合併協議会資料や会議録を掲載することにより、会議の状況に関する情報を提供していきたいと考えています。

4. 琴南町・満濃町・仲南町合併協議会ホームページのアドレス

(現在取得中です。)

報告第11号

3号委員（学識経験者）に対する説明会について

3号委員（学識経験者）に対する説明会について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

3号委員（学識経験者）に対する説明会について

1. 目的

3号委員のうち仲多度南部合併協議会より、引き続き委員とされている委員と今回新たに3号委員となられた委員とがいるため、新たに委員となられた委員への情報提供を目的に説明会を実施した。

2. 開催日時

- ・ 9月8日（水）午後1時30分より

3. 参加者

2名

4. 内容

- ・ 合併特例法の概要について
- ・ 合併市町村に対する主な財政支援について
- ・ 全国の合併の動きについて
- ・ 3町の現状と将来人口の予測について
- ・ 3町の財政状況について
- ・ 仲多度南部合併協議会の協議状況について
- ・ その他

協議第 2 号

合併の期日について（継続協議）

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 3 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

合併の期日について
合併の目標期日は、平成 1 7 年 9 月 1 日とする。

平成 年 月 日 確認

1・合併の期日については、主に下記の留意事項があります。

合併するためには、関係町の各議会において配置分合等の議決、県知事への申請、県議会での議決、知事の合併決定、知事から総務大臣への届出、総務大臣の告示などの様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮する必要がある。

住民サービスや各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましい。

電算システム切替えのため、合併の期日は、前日に休日がある日を選ぶことが望ましい。

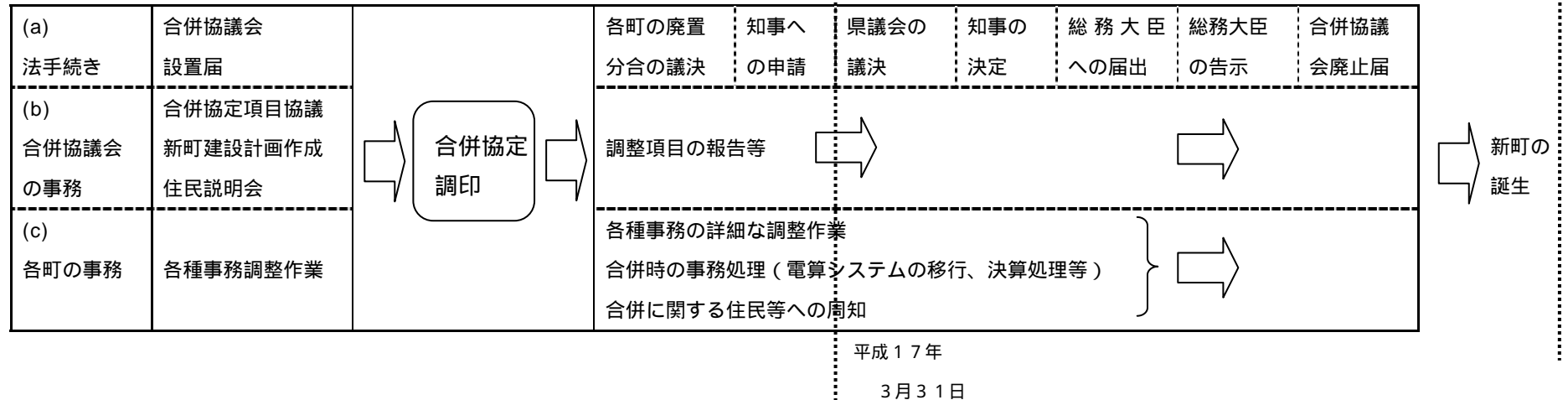
年度替りは、通常でも繁忙時期であり、合併事務が加わると事務量が膨大となる。

先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められている。

合併の期日から受ける印象と覚えやすさも考慮する。

合併特例法による財政支援を活用するとした場合平成17年3月31日までに町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規程を適用する。

合併の事務については、次のような流れになります。



2. 各町長や各町議会議員等の任期

先進事例では、合併の目標期日の設定にあたって、各市町村長や各市町村議会議員、農業委員会委員の任期を考慮している事例があります。

【仲多度南部3町の町長、町議会議員、農業委員会委員の任期】

町名	町長		議会議員任期満了日	農業委員会委員任期満了日
	期	任期満了日		
琴南町	3期目	平成16年10月13日	平成17年 9月28日	平成17年 7月19日
満濃町	1期目	平成19年 4月29日	平成19年 8月31日	平成17年 7月19日
仲南町	2期目	平成19年 4月29日	平成19年 4月29日	平成17年 7月19日

協議第 5 号

財産及び債務の取扱いについて（継続協議）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 9 月 13 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

財産及び債務の取扱いについて

3 町の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

平成 16 年 9 月 13 日 確認

財産及び債務の状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）

1. 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

		土 地				建 物				
		琴南町	満濃町	仲南町	計	琴南町	満濃町	仲南町	計	
行政財産	公用財産	本庁舎	10,522	12,188	15,980	38,690	3,619	5,597	2,591	11,807
		警察（消防）施設	96	295	526	917	50	500	0	550
		その他の施設	0	7,127	23,476	30,603	0	1,383	2,940	4,323
		計	10,618	19,610	39,982	70,210	3,669	7,480	5,531	16,680
	公共用財産	学校	49,652	101,969	77,834	229,455	9,141	29,508	14,538	53,187
		公営住宅	10,674	7,861	1,808	20,343	2,021	1,695	1,432	5,148
		公園	0	122,346	180,385	302,731	0	40	0	40
		その他	136,418	30,179	123,411	290,008	13,747	11,113	8,448	33,308
		計	196,744	262,355	383,438	842,537	24,909	42,356	24,418	91,683
	行政財産 計		207,362	281,965	423,420	912,747	28,578	49,836	29,949	108,363
普通	山林	1,484,207	117,669	1,599,187	3,201,063	0	0	0	0	
	その他	15,235	478	30,175	45,888	848	394	0	1,242	
	普通財産 計	1,499,442	118,147	1,629,362	3,246,951	848	394	0	1,242	
合 計		1,706,804	400,112	2,052,782	4,159,698	29,426	50,230	29,949	109,605	

- 1) 行政財産：地方公共団体において公用、又は公共用に供し、又は供することを決定した財産。
- 2) 公用財産：地方公共団体がその事務又は事業を執行するために直接使用する財産。)例；庁舎、消防屯所、
- 3) 公共用財産：住民の一般的な共同の利用に供することを本来の目的とする財産。)例；小・中学校、公営住宅、公園、公民館、保育所
- 4) 普通財産：行政財産以外の財産。一般私法の適用を受ける財産。

(平成 14 年度「財産に関する調書」)

(2) 山林(立木の推定蓄積量)

(単位: m³)

	琴南町	満濃町	仲南町	合 計
所 有 林	4,195	0	9,144	13,339
分 収 林	4,289			4,289
合 計	8,484	0	9,144	17,628

(平成14年度「財産に関する調書」)

(3) 物件

(単位: m²)

	琴南町	満濃町	仲南町	合 計
地上権	43,151	0	10,058	53,209

(平成14年度「財産に関する調書」)

(4) 出資に関する権利

(単位: 千円)

	琴南町	満濃町	仲南町	合 計
(財)香川県環境保全公社	300	400	300	1,000
(特)香川県信用保証協会	1,050	6,937	1,437	9,424
(財)香川県農業開発公社	500	500	500	1,500
(財)香川県農業振興基金協会	720	1,746	942	3,408
(株)香川県中部流通センター	4,192	7,653	4,581	16,426
(財)香川県国民年金福祉協会	67	105	71	243
(株)香川県畜産公社	450	1,300	1,150	2,900
中讃ふるさと市町村圏基金	17,190	61,200	23,400	101,790
(財)香川県腎臓バンク	157	318	178	653
(財)香川県健康長寿財団	61	126	70	257
(財)香川県暴力追放運動推進センター	305	1,261	701	2,267
(特)香川県農業信用基金協会	1,400	4,290	2,230	7,920
各町土地開発公社	5,000	5,000	5,000	15,000
(財)香川県町村職員互助会	129	160	129	418
(財)かがわ産業支援財団	1,897	4,251	0	6,148

	琴南町	満濃町	仲南町	合 計
香川県中小企業後継者育成協会	399	0	483	882
香川県国保連合会予証金	786	0	0	786
(財)香川県下水道公社	0	741	0	741
(特)香川県西部森林組合	23,820	0	0	23,820
(財)ことなみ振興公社	102,200	0	0	102,200
(有)清流の里	300	0	0	300
(財)香川県野菜価格安定共済資金協会	0	489	0	489
モーターボート競走会	0	90	0	90
(財)公園緑地管理財団	0	5,000	0	5,000
(株)グリーパークまんのう	0	8,000	0	8,000
(特)仲南町森林組合	0	0	310	310
香川県産業技術振興財団	0	0	879	879
香川県科学技術振興財団	0	0	912	912
香川県企業振興公社	0	0	328	328
仲南町外四ヶ市町山林組合	0	0	400	400
仲南町外三ヶ市町山林組合	0	0	110	110
(株)百十四銀行	0	0	1,000	1,000
合 計	160,923	109,567	45,111	315,601

(平成14年度「財産に関する調書」)

2. 物 品

自動車

(単位：台)

	琴南町	満濃町	仲南町	合 計
普通乗用車	1	0	0	1
普通貨物車	1	2	2	5
小型乗用車	6	1	6	13
小型貨物車	4	4	1	9
軽乗用車	8	5	4	17
軽貨物車	4	16	12	32
消防車	9	4	16	29

	琴南町	満濃町	仲南町	合 計
大型ポンプ車	0	1	0	1
小型ポンプ車	2	0	0	2
ゴミ収集車	2	2	1	5
バス	2	1	2	5
その他	4	5	1	10
合 計	43	41	45	129

(平成14年度「財産に関する調書」)

3. 債 権

(単位：千円)

琴南町	満濃町	仲南町
該当なし	ふるさと融資資金貸付金	該当なし
	住宅取得資金貸付金	
	計	
		76,852
		18,096
		94,948

(平成14年度「財産に関する調書」)

4. 基 金

(単位：千円)

琴南町		満濃町		仲南町	
財政調整基金	714,484	財政調整基金	1,024,287	財政調整基金	405,600
減債基金	101,153	減債基金	277,700	町債管理基金	299,285
土地開発基金	20,400	土地開発基金	185,944	土地開発基金	60,000
地域振興基金	139,218	地域振興基金	259,520	地域福祉基金	170,000
町政基盤整備事業積立基金	164,561	奨学資金給付基金	10,000	環境基盤整備事業基金	288,806
美霞洞温泉管理運営事業基金	51,610	地域づくり基金	12,385	中山間ふるさと水と土 保全対策基金	8,000

琴南町		満濃町		仲南町	
地域づくり推進事業基金	113,084	住宅新築資金借入金償還準備基金	339	中山間地域活性化基金	12,000
中山間地域活性化推進基金	3,000	ふるさと創生事業資金助成基金	30,440	介護給付費準備基金	1,000
介護給付費準備基金	2,862	国民健康保険基金	77,499		
ふるさと水と土保全対策基金	10,106	高額療養費貸付基金	1,000		
		ふるさと水と土ふれあい基金	10,126		
計	1,320,478	計	1,889,240	計	1,244,691

(平成14年度「財産に関する調書」)

5. 債務

(1) 地方債残高、地方公営企業債

(単位：千円)

	琴南町	満濃町	仲南町	計
1. 一般会計	2,357,620	4,006,500	2,870,322	9,234,442
一般公共事業債	6,570	70,456	253,127	330,153
一般単独事業債	625,763	1,899,974	1,228,638	3,754,375
公営住宅建設事業債	61,964	20,117	135,500	217,581
義務教育施設整備事業債	0	512,803	186,649	699,452
辺地対策事業債	125,361	14,524	432,322	572,207
災害復旧事業債	59,377	32,186	19,055	110,618
一般廃棄物処理事業債	0	87,380	0	87,380
厚生福祉施設整備事業債	63,749	260,925	10,873	335,547
過疎対策債	1,114,779	0	0	1,114,779

	琴南町	満濃町	仲南町	計
地域改善対策事業債	0	6,854	0	6,854
財源対策債	4,433	272,875	6,622	283,930
臨時財政特例債	411	0	28,934	29,345
公共事業等臨時特例債	1,112	0	0	1,112
臨時財政対策債	161,500	260,400	182,100	604,000
減税補てん債	72,069	334,577	122,702	529,348
臨時税収補てん債	16,544	56,915	23,395	96,854
調整債	4,337	28,017	28,860	61,214
県貸付金	39,651	148,497	180,323	368,471
その他	0	0	31,222	31,222
2. 地方公営企業債	527,109	3,365,471	1,732,217	5,624,797
上水道事業債	0	1,319,492	0	1,319,492
簡易水道事業債	527,109	444,998	935,845	1,907,952
下水道事業債(集排を含む。)	0	1,600,981	796,372	2,397,353
駐車場事業債	0	0	0	0
地方債残高 計	2,884,729	7,371,971	4,602,539	14,859,239

(平成14年度地方財政状況調査)

(2) 債務負担行為額

(単位：千円)

	琴南町	満濃町	仲南町	計
土地開発公社借入金に対するもの	150,000	0	0	150,000
その他のもの	0	41,852	9,215	51,067

(平成14年度地方財政状況調査)

6. 地方公営企業

(1) 有形固定資産

(単位：千円)

	満濃町水道事業			満濃町炭所地区簡易水道事業		
	資産額	減価償却 累計額	償却未済額	資産額	減価償却 累計額	償却未済額
土地	80,537	0	80,537	24,672	0	24,672
建物	155,870	17,036	138,834	17,520	1,596	15,924
構築物	2,336,110	443,319	1,892,791	928,739	121,948	806,791
機械及び装置	904,973	154,462	750,511	217,154	63,972	153,182
車両及び運搬具	2,210	1,321	889	0	0	0
工具機器及び備品	3,595	2,400	1,195	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	3,483,295	618,538	2,864,757	1,188,085	187,516	1,000,569

(平成14年度「固定資産明細書」)

参考条文 地方自治法（抜粋）

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において、「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

不動産

船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

前2号に掲げる不動産及び動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

株券、社債券（特定の法律により設置された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項の規定する短期社債等に係るものを除く。）及び地方債証券（社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券

出資による権利

不動産の信託の受益権

（物品）

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

公有財産に属するもの

基金に属するもの

（債権）

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

協議第 6 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 3 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

(参 考)

協 議 事 項

- 1 . 合併特例法に基づく特例の適用の有無等について
特例の適用 無・・・地方自治法（原則）
特例の適用 有
 - ・定数特例（定数特例の場合の議員定数 = 5 2 人以内）
 - ・在任特例（在任特例の場合の適用期間 = 合併後 2 年以内）

- 2 . 新町の議員定数について
2 6 人以内

- 3 . 選挙区設置の有無等について
選挙区設置 無
選挙区設置 有
 - ・各選挙区の議員定数
 - ・選挙区の設置期間

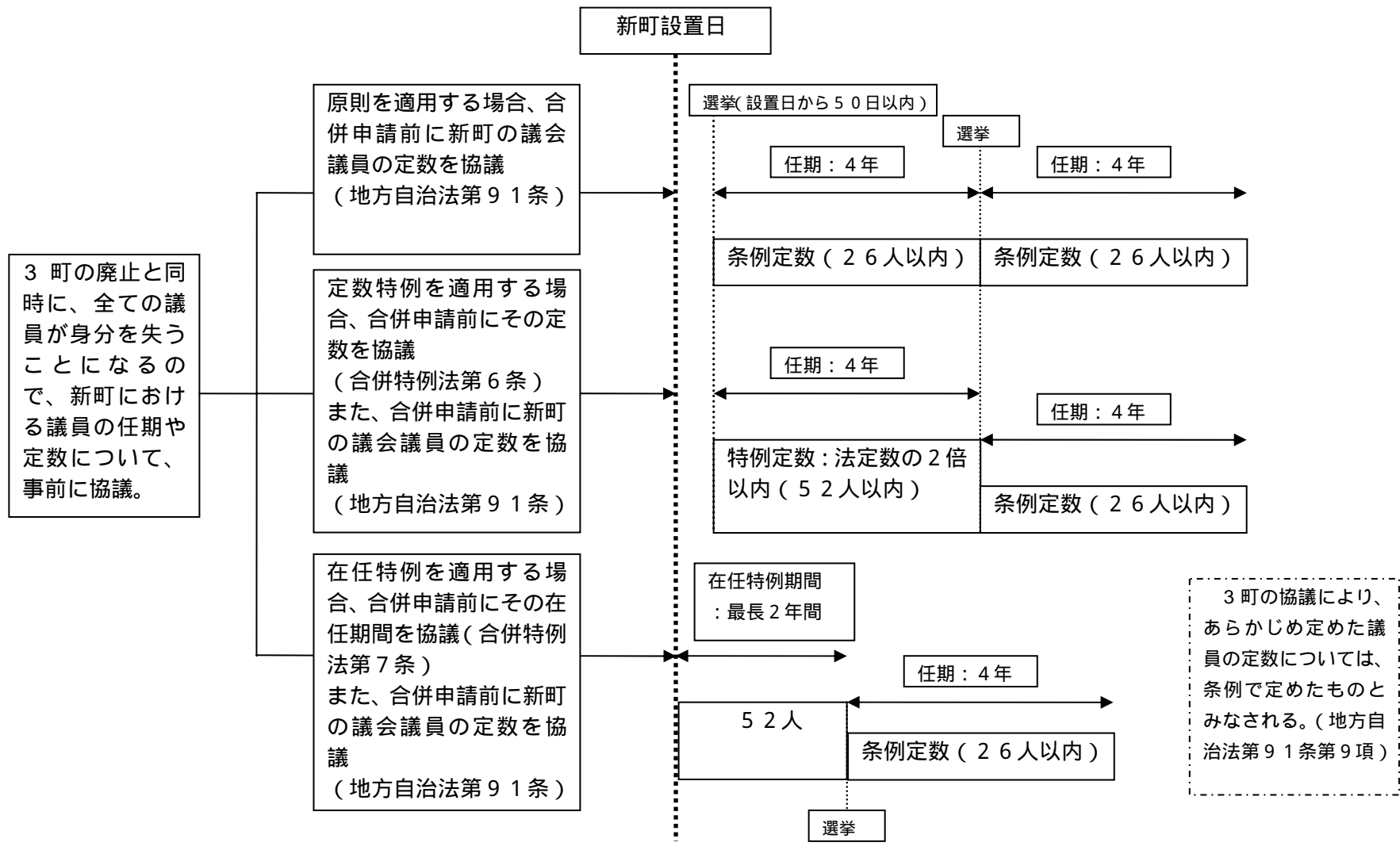
1. 基本的考え方

新設合併の場合、合併に伴い3町の法人格は消滅するので、当該議会の議員は全て失職します。このため、地方自治法の規定に基づく設置選挙を行うか、合併特例法の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するか協議します。また、あらかじめ、新町における議員の定数についても協議します。

2. 議会議員の定数及び任期の取扱い

区分	地方自治法（原則）	定数特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任特例（合併特例法第7条）を適用する場合								
1 議員の身分	3町の廃止と同時に失職する。	3町の廃止と同時に失職する。	3町の協議により、合併後2年を超えない範囲で引き続き新町の議会の議員として在任できる。								
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間								
3 定数	<p>地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村人口区分ごとの定数を超えない範囲内で、条例で定めた定数</p> <p>地方自治法第91条第2項 人口2万以上の町村 26人 平成12年国勢調査人口</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>琴南町</td><td>3,296人</td></tr> <tr><td>満濃町</td><td>12,816人</td></tr> <tr><td>仲南町</td><td>4,857人</td></tr> <tr><td>計</td><td>20,969人</td></tr> </table> <p>この定数は、3町の協議により、合併申請前にあらかじめ定数を定める必要がある。</p>	琴南町	3,296人	満濃町	12,816人	仲南町	4,857人	計	20,969人	<p>3町の協議により、設置選挙（4年間）に限って地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を増加できる。</p> <p>地方自治法第91条第2項 人口2万以上の町村 26人 $26人 \times 2 = 52人$（この範囲内）</p> <p>この特例定数は、解散又は総辞職により議員が全てなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。</p> <p>この特例の場合も、3町の協議により、合併申請前にあらかじめ地方自治法第91条の定数を定める必要がある。</p>	<p>3町の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときは、その数をもって新町の議会の議員定数とする。</p> <p>この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員が全てなくなったときは、これに応じて地方自治法第91条の定数に至るまで減少する。</p> <p>この特例の場合も、3町の協議により、合併申請前にあらかじめ地方自治法第91条の定数を定める必要がある。</p>
琴南町	3,296人										
満濃町	12,816人										
仲南町	4,857人										
計	20,969人										
4 選挙期日	新町の設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	新町の設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない。								
5 補欠選挙の適用	有	有	無								

【別表】 議会議員の定数及び任期の取扱い（新設合併）



3.3 町の議会議員の現状（平成16年4月1日現在）

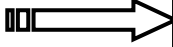
項目		琴南町	満濃町	仲南町	計（報酬は平均）
議員定数	法定数	14人	22人	14人	50人
	条例定数	10人	16人	12人	38人
	条例定数（改正後）	10人	16人	12人	38人
	現員数	10人	16人	12人	38人
報酬月額	議長	298,000円	335,000円	310,000円	314,333円
	副議長	255,000円	305,000円	260,000円	273,333円
	議員	235,000円	290,000円	250,000円	258,333円
任期	当期	平成13年9月29日 ～平成17年9月28日	平成15年9月1日 ～平成19年8月31日	平成15年4月30日 ～平成19年4月29日	

【参考】3町の首長・議員任期一覧

町名	区分	15年度		16年度		17年度		18年度以降
		4月5月	8月9月	4月	10月	4月	10月	
琴南町	首長	-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		
	議員	-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		
満濃町	首長	-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		▶ 19.4.29
	議員	-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		▶ 19.8.31
仲南町	首長	-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		▶ 19.4.29
	議員	-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		-----▶-----◀-----		▶ 19.4.29

10.14 ~

9.29 ~


 合併特例法の期限
 ~ H.18.3.31

4. 先進地（新設合併等）における市町村議会議員の定数・任期の取扱い

議会議員の定数及び任期の取扱いについて(四国における確認の状況)

香川県

平成16年8月1日現在

自治体名・合併協議会名 (は合併協議会)	人口・面積	合併日 (予定)	協議会 設立日	定数特例 (6条)	在任特例(7 条)	その他内容	自治法の 定数上限 (91条2項)
さぬき市	(人口)57,772人 (面積)158.84km ²	H14.4.1	H12.4.1	なし	1年2月間	(合併後、定数を26人とした)	30人
東かがわ市	(人口)37,760人 (面積)153.34km ²	H15.4.1	H12.4.1	なし	2年間 (17年3月31日 まで)	(合併後、定数を24人とした)	26人
丸亀市・綾歌町・飯山町合 併協議会(法定)	(人口)108,356人 (面積)111.77km ²	H17.3.22	H15.4.1	なし	なし	設置選挙に限り定数34人。 その後の定数は30人。 設置選挙に限り合併前の市町の区域ごとに選挙区を設 ける。	34人
観音寺市・大野原町・豊浜 町合併協議会(法定)	(人口)66,555人 (面積)117.45km ²	H17.10.11	H16.4.1	なし	なし	定数24人。 全市1選挙区	30人
三豊中央合併協議会(法 定)	(人口)48,281人 (面積)172.23km ²	H18.1.1	H16.5.15	なし	なし	定数については未定	26人

5. 県内市町の条例定数【抜粋】人口2万人以上

(人口は平成12年国勢調査人口)

市町名	人口	法定定数	条例定数	現議員数	市町名	人口	法定定数	条例定数	現議員数
高松市	332,865	46 以内	40	40	善通寺市	36,413	26 以内	18	18
丸亀市	80,105	30 以内	28	28	三木町	28,769	26 以内	20	20
坂出市	59,228	30 以内	24	24	香川町	24,136	26 以内	18	18
さぬき市	57,772	30 以内	26	26	国分寺町	23,158	26 以内	16	16
観音寺市	45,016	26 以内	20	20	多度津町	23,657	26 以内	18	18
東かがわ市	37,760	26 以内	24	24					

6 . 議会議員の選挙区について

(1) 基本的考え方

選挙区の設置

市町村の議会の議員の選挙については、原則として選挙区を設けず、その区域の全部を1つの区域として選挙を行います。特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができます。

「特に必要があるとき」とは、例えば、町村合併等のため地域が広大である等のことが考えられますが、その他各市町村の実情に応じて判断すべきものとされています。

国においても、市町村合併に際して、合併すると住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念に対しては、住民サービスの維持・向上のための施策として、『旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、市町村合併特例法（第6条及び第7条）や公職選挙法（第15条第6項）による選挙区の特例に関する規定の活用が考えられる。』としています。【市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）平成14年3月29日総務事務次官通知】

設置の方法

選挙区を設ける場合には、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければなりません。

また、各選挙区において選挙すべき市町村議会の議員数は、人口に比例して条例で定めなければなりません。但し、特別の事情がある場合は、概ね人口を基準にして、地域間の均衡を考慮して定めることができます。

(2) 問題点

選挙区の設置については、合併当初に人口の少ない旧町村においては議員数が大幅に減少するため、新町建設計画や合併協定項目の実効性に対する不安が高まることも考えられることから、これを払拭するための有効な手段と考えられます。

しかし、選挙区を設置し続けることは、合併による新しいまちづくりや住民の一体感の醸成からは好ましくないと考えられます。

そのため、選挙区を設ける期間についても、検討を要します。

(3) 選挙区設置の事例

平成11年までは、1市町村内に選挙区を設けている事例は全国に3例のみでしたが、最近の先進地の事例では、合併協議会で選挙区を設ける旨の確認をしている事例も出てきています。

7. 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する比較資料（長所・短所比較）

区分	原則（設置選挙）	定数特例	在任特例
人件費の節減		×	×
	合併時から議員数が削減され、経費が削減できる。	定数によるが、4年間その定数になるので、経費がかかる。	52人の議員がそのまま在任するので、経費がかかる。
選挙経費の節減			×
	合併後50日以内に首長選挙と同時に選挙を行え、経費が節減できる。	合併後50日以内に首長選挙と同時に選挙を行え、経費が節減できる。（定数により、原則に比べて多少経費がかかる）	首長選挙から2年後に選挙を行うので4年間で選挙を2回行い、経費が2重にかかる。
新町建設計画・合併協定項目・新町の予算の実効性	×		
	新しく選挙で選ばれた議員が入ることにより、決められたことが円滑に行かない場合も考えられる。 また、合併直後に人口の少ない町は議員数が大幅に減少して、実効性に対する住民の不安が高まることも考えられる。	新しく選挙で選ばれた議員が入ることにより、決められたことが円滑に行かない場合も考えられる。 定数にもよるが、合併直後の人口の少ない町の急激な議員数の減少を避けられ、実効性に対する住民の不安を緩和できる。	合併後の過渡期に新町建設計画等に関わった議員が引き続き在任することにより、その実施に責任を持ち、円滑に行える。 また、合併直後は、人口の少ない町も、議員数が減らないことにより、実効性に対する住民の不安も少ないと考えられる。
議会運営	×		×
	急激に議員が減少し、議会が混乱する場合も考えられる。	段階的に減少することにより、議会の混乱を回避できる。	議員数が多すぎて、議会が混乱する場合も考えられる。
議場の確保		×	×
	既存の議場で対応可能（改修は必要）	既存の議場では対応困難	既存の議場では対応困難

8. 関係法令【抜粋】

原則（地方自治法）	特例（合併特例法）
<p>（市町村議会の議員の定数）</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 【省略】</p> <p>(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</p> <p>(6) ～ (11) 【省略】</p> <p>3 ～ 6 【省略】</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上ときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、あらたに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>（任期）</p> <p>第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためにあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。</p>	<p>（議会の議員の定数に関する特例）</p> <p>第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>（議会の議員の在任に関する特例）</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。</p>

原則（地方自治法）	特例（合併特例法）
<p>（人口の定義）</p> <p>第254条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。</p>	<p>3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。</p> <p>4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。</p>
公職選挙法	
<p>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</p> <p>第15条</p> <p>1～5 【省略】</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。但し、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）</p> <p>第33条</p> <p>1～2 【省略】</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p>4～5 【省略】</p> <p>（設置選挙）</p> <p>第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。</p>	

協議第7号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

1. 基本的考え方

新設合併の場合、合併に伴い3町の法人格は消滅するので、当該農業委員会の委員は全て失職します。このため、農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）等の規定に基づき選挙を行うか、合併特例法又は農委法の規定に基づく特例を適用するかなどについて協議します。

2. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

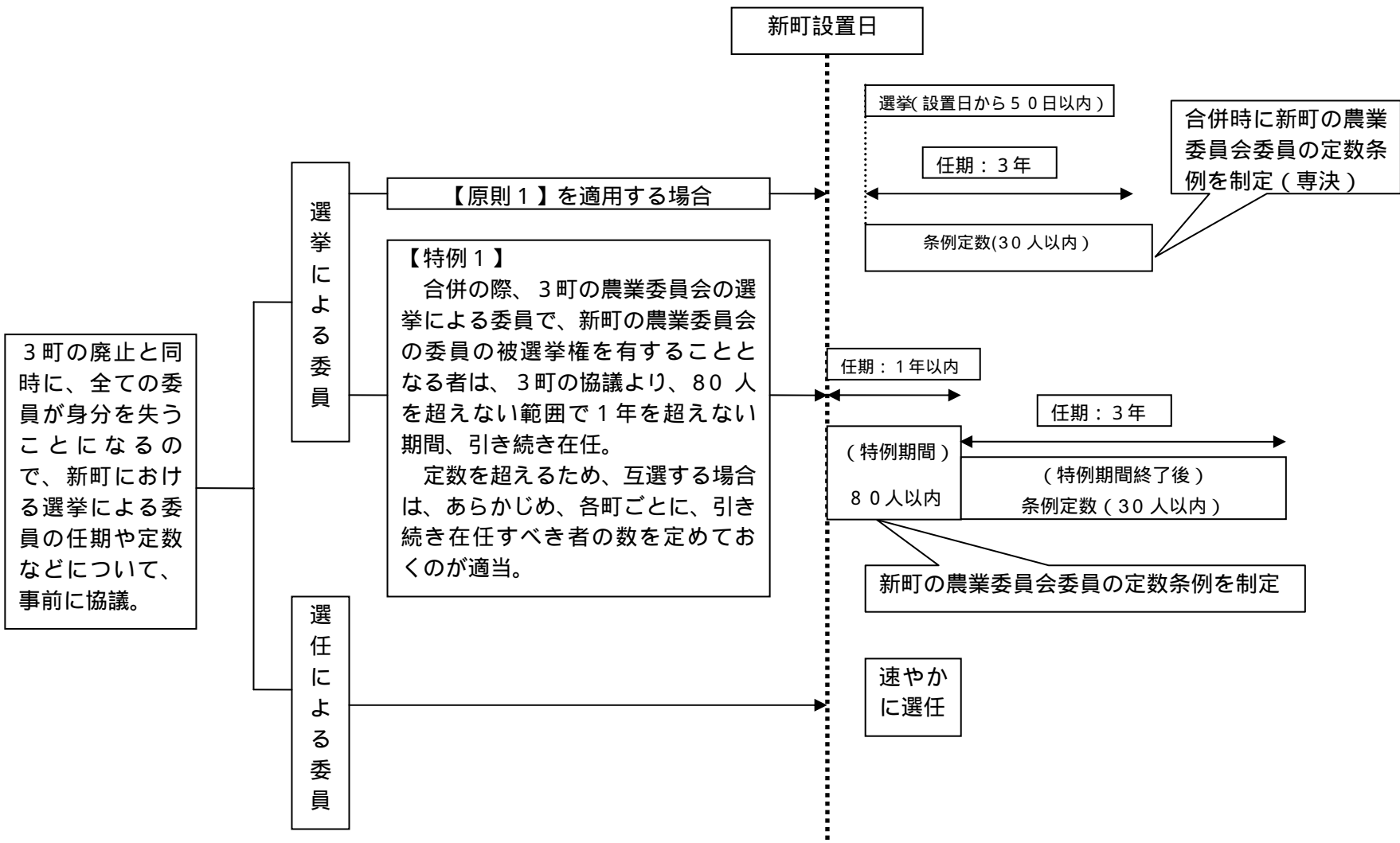
区 分		選挙による委員				選任による委員	
		選挙方法等	定数	任期	根拠法令等		
1 合併市町村の区域に1つに農業委員会を置く場合	原則1	合併の日から50日以内に新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。	
	特例1	引き続き在任。ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右の定数を超えるときは互選する。	協議により80を超えない範囲で協議により定める数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項、合併特例法第8条第1項及び第2項	新たに選任する。	
2 合併市町村の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置ける場合 （合併市町村の区域面積が24,000haを超える場合、又は農地面積が7,000haを超える場合）	(2-1) 従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則2	合併の日から50日以内に委員会ごとに新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。
	(2-2) 従前の市町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例2	引き続き在任。ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右の定数を超えるときは互選する。	委員会ごとに80を超えない範囲で協議により定める数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項、合併特例法第8条第3項	新たに選任する。
		特例3	従前の委員会はそれぞれ合併市町村の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	農委法第3条第2項、第34条第1項（新設合併の場合）	従前の委員会の選任による委員は、それぞれ合併市町村の委員会の委員として在任する。

（注）委員に欠員が生じ、又は委員が全ていなくなったときは、これに応じて、その定数は農委法第7条の定数に至るまで減少する。（合併特例法第8条第2項）

3. 3町が合併した場合の農業委員会の取扱い(原則)

区分	基準	3町の現在の状況	3町が合併した場合																																																			
農業委員会の数	・区域面積が24,000haを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000haを超える市町村は農業委員会を置く事ができる(農委法施行令第1条の3)	区域面積計 20,263ha 農地面積計 2,706ha 2000年農業センサス(1,982ha)	農業委員会を1つ置く。																																																			
選任による委員の数	農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(農業協同組合は理事又は経営管理委員)又は組合員各1名 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4名以内(農委法第12条)	農業協同組合・農業共済組合 計4名 議会推薦 計10名	農業協同組合・農業共済組合・土地改良区の推薦計 計7名以内 (施行令未制定のため、予定です) 議会推薦 計4名以内																																																			
選挙による委員の定数	区域内の農地面積が1,300ha以下、又は基準農業者数が1,100以下の農業委員会の場合、20人以下 区域内の農地面積が5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会の場合、40人以下 上記以外の農業委員会の場合、30人以下 (農委法施行令第2条の2)	現員数 36名(法定定数 37名) ・農地面積 計 2,706ha 2000年農業センサス(1,982ha) ・基準農業者数 計 3,039 2000年農業センサス(3,436)	定数は30人以下 (在任特例を適用する場合は、1年以内の期間、3町の委員は引き続き在任し、特例期間以後の定数は30人以下)																																																			
	選挙区の数及び選挙区ごとの定数	<p>・農業委員会の区域を分けて2つ以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上になるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。 (農委法施行令第5条)</p> <p>・各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。 (農委法第10条の2)</p>	<p>農地面積、基準農業者数の下段はセンサス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>琴南</th> <th>満濃</th> <th>仲南</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地面積(ha)</td> <td>556</td> <td>1,269</td> <td>881</td> <td>2,706</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300</td> <td>1,048</td> <td>634</td> <td>1,982</td> </tr> <tr> <td>基準農業者数</td> <td>646</td> <td>1,809</td> <td>853</td> <td>3,308</td> </tr> <tr> <td></td> <td>548</td> <td>1,679</td> <td>812</td> <td>3,039</td> </tr> <tr> <td>選挙区</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>選挙人数</td> <td>1,747</td> <td>6,079</td> <td>2,563</td> <td>10,389</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>選挙区の設置・定数の下段太字はセンサス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧町名</th> <th>琴南</th> <th>満濃</th> <th>仲南</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙区設置</td> <td>可 不可</td> <td>可 可</td> <td>可 可</td> </tr> <tr> <td>選挙区ごとの定数</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の選挙区ごとの定数は、定数を30人として、選挙人の数で比例按分すると仮定した場合の数字。</p>	町名	琴南	満濃	仲南	計	農地面積(ha)	556	1,269	881	2,706		300	1,048	634	1,982	基準農業者数	646	1,809	853	3,308		548	1,679	812	3,039	選挙区	1	2	1	4	選挙人数	1,747	6,079	2,563	10,389	現員数					旧町名	琴南	満濃	仲南	選挙区設置	可 不可	可 可	可 可	選挙区ごとの定数	5	18
町名	琴南	満濃	仲南	計																																																		
農地面積(ha)	556	1,269	881	2,706																																																		
	300	1,048	634	1,982																																																		
基準農業者数	646	1,809	853	3,308																																																		
	548	1,679	812	3,039																																																		
選挙区	1	2	1	4																																																		
選挙人数	1,747	6,079	2,563	10,389																																																		
現員数																																																						
旧町名	琴南	満濃	仲南																																																			
選挙区設置	可 不可	可 可	可 可																																																			
選挙区ごとの定数	5	18	7																																																			

【別表】 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（新設合併で1つの農業委員会を置く場合）



4. 3町の農地等の現況

基準農業者数のうち農業センサスについては、10アール未満の例外規定農家を除く。

項目		琴南町	満濃町	仲南町	合計
各町の区域の面積 (ha)	国土地理院調べ	8,279	5,324	5,814	20,263
農地面積 (ha)	固定資産の価格等の概要調書の場合	558	1,275	882	2,967
	2000年農業センサスの場合	300	1,048	634	2,232
基準農業者数	選挙人名簿1号資格者の場合	751	1,826	833	3,849
	2000年農業センサスの場合	548	1,679	812	3,436

5. 3町の農業委員会委員の現況

員数 () は条例定数

項目		琴南町	満濃町	仲南町	備考
1. 委員定数					合計
選挙による委員数		9人(10人)	10人(10人)	17人(17人)	36人(37人)
選任による委員数		5人(7人以内)	6人(7人以内)	3人(7人以内)	14人(21人以内)
1号	農業協同組合	0人	1人	0人	1人
	農業共済組合	1人	1人	1人	3人
2号	議員	0人	0人	0人	0人
	議員外	4人	4人	2人	10人
現員数		14人(17人以内)	16人(17人以内)	20人(24人以内)	50人(58人以内)
2. 報酬(年額)					単純平均
会長		216,000円	260,000円	190,000円	222,000円
会長代理		162,000円	235,000円		198,500円
委員		162,000円	225,000円	175,000円	187,333円
3. 委員任期		平成14年7月20日～平成17年7月19日	平成14年7月20日～平成17年7月19日	平成14年7月20日～平成17年7月19日	
4. 選挙区数		1選挙区	2選挙区	1選挙区	
5. 定例会					
回数		12回/年	12回/年	12回/年	
招集日		毎月25日前後	原則毎月25日前後	原則毎月23日前後	

6. 先進地（新設合併等）における農業委員会委員の定数・任期の取扱い（その1）

新市町村名等		さぬき市	南アルプス市	山県市	東かがわ市	宗像市				
合併（目標）年月日		平成 14 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日				
合併関係市町村	津田町	8,370	八田村	7,016	高富町	18,795	引田町	8,635	宗像市	81,588
	大川町	6,977	白根町	19,247	伊自良村	3,287	白鳥町	12,965	玄海町	9,559
	志度町	22,939	芦安村	613	美山町	8,869	大内町	16,160		
	寒川町	6,041	若草町	11,105						
	長尾町	13,445	櫛形町	18,920						
			甲西町	13,215						
	計	57,772	計	70,116	計	30,951	計	37,760	計	91,147
委員 の 取 扱 い	特例の適用の有無	有	有	有	有	有				
	特例の形態	在任特例（4ヶ月）	在任特例（8ヶ月）	在任特例（6ヶ月）	在任特例（1年）	在任特例（1年）				
	具体的内容	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成16年3月31日まで、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。	新市に1つの農業委員会を置き、両市町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。 定数については、農地、農家戸数の状況を鑑み十分検討し、新市において決定する。				

6. 先進地（新設合併等）における農業委員会委員の定数・任期の取扱い（その2）

新市町村名等	あさぎり町		周南市		邑久郡合併協議会 （岡山県）		麻植郡合併協議会 （徳島県）		四国中央市 （愛媛県）		
合併（目標）年月日	平成15年4月1日		平成15年4月21日		平成16年11月1日		平成16年10月1日		平成16年4月1日		
合併関係市町村	上村	5,404	徳山市	104,672	牛窓町	7,691	鴨島町	25,288	川之江市	38,126	
	免田町	5,991	新南陽市	32,153	邑久町	19,501	川島町	8,416	伊予三島市	36,832	
	岡原村	2,935	熊毛町	16,038	長船町	12,211	山川町	11,673	新宮村	1,808	
	須恵村	1,471	鹿野町	4,520			美郷村	1,417	土居町	17,560	
	深田村	1,950									
	計	17,751	計	157,383	計	39,403	計	46,794	計	94,326	
委員 の 取 扱 い	特例の適用の有無	無		有		有		有		有	
	特例の形態			農業委員会特例（残任期間）		在任特例（1年）		在任特例（1年）		在任特例（1年）	
	具体的内容	新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。		2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。		新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間は、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。農業委員会委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。		新市に1つの農業委員会を置き、4町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。		新市に1つの農業委員会を置き、4市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。新市の農業委員会の占拠による委員の定数は30人とする。	

7. 関係条文

農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律施行令												
<p>(設置)</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。</p> <p>4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。</p> <p>5 その区域内の農地面積(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項による協議が整ったものの区域の農地面積(生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く)を除く。)が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。</p> <p>6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。</p> <p>(選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。</p>	<p>(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>(選挙による委員の定数の基準)</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 598 2004 1157"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>(1) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項規定する農業生産法人という。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td>30人以下</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ基準農業者数が6千を超える農業委員会</td> <td>40人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(選挙区の基準)</p> <p>第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。</p>	区	分	定数の基準	一	(1) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項規定する農業生産法人という。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	20人以下	二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	三	その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ基準農業者数が6千を超える農業委員会	40人以下
区	分	定数の基準											
一	(1) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項規定する農業生産法人という。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	20人以下											
二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下											
三	その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ基準農業者数が6千を超える農業委員会	40人以下											

農業委員会等に関する法律	合併特例法
<p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>(委員の選挙権、被選挙権等)</p> <p>第 8 条 農業委員会の区域内に住所を有する左に掲げる者で年齢 20 年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。</p> <p>一 都府県にあっては 10 アール、北海道にあっては 30 アール以上の農地につき耕作の業務を営む者</p> <p>二 ~ 三 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項第 1 号の農地の面積は、土地登記簿の地積のある農地にあっては、当該地積（農業委員会が当該地積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときはその面積）とし、土地登記簿の地積のない農地にあっては、農業委員会が定めた面積とする。</p> <p>(選挙の単位)</p> <p>第 10 条の 2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p> <p>4 第 2 項の規定により、農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。</p> <p>(選任による委員)</p> <p>第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>一 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）又は組合員各 1 人</p>	<p>(議会の議員の定数に関する特例)</p> <p>第 6 条</p> <p>〔第 1 項から第 7 項省略〕</p> <p>8 第 1 項、第 2 項又は第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>(農業委員会の委員の任期等に関する特例)</p> <p>第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては、80 を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律 88 号）</p> <p>第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規</p>

農業委員会等に関する法律	合併特例法
<p>二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあってはその人数）以内</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは、前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。</p> <p>2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。</p> <p>3 選挙による委員は、前条の規定による解任の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。</p> <p>4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。</p> <p>5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）又は組合員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。</p>	<p>定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）</p> <p>である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前第2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p> <p>4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。</p>
<p>（境界の変更の場合の特例）</p> <p>第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の区域の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p> <p>2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>	<p>参 考</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部を改正する法律（平成16年5月26日公布）附則において、「この法律は、公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」となっている。</p> <p>平成16年8月1日現在において、上記改正による施行令、施工規則の改正は行われていない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項は農業委員会等に関する法律の改正に伴う経過措置により、修正されている。</p>

協議第 3 号

新町の名称（その 2）について

新町の名称について、次のとおり提出する。

平成 16 年 9 月 13 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

新町の名称（その 2）について

新町の名称の選定方法は、別紙選定要領（案）及び記念品贈呈者の決定方法等（案）による。

平成 16 年 9 月 13 日 確認

新町の名称選定要領（案）

1. 選定基準

新町の名称の選定基準は、次のとおりとする。

第1基準（全てに該当すること）

- （1）漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称（ローマ字、記号は不可）
- （2）地域住民になじみやすく、親しみやすい名称
- （3）その他（現在の町名（琴南、満濃、仲南）も使用可）

第2基準（次の条件のうち1つ以上に該当すること）

- （1）地域が地理的にイメージできる名称
- （2）地域の特徴を表す名称
- （3）地域の歴史・伝統・文化にちなんだ名称
- （4）地域住民の理想・願いにちなんだ名称
- （5）合併を記念した名称
- （6）その他新町にふさわしい名称

2. 選定方法

（1）第1次名称候補選定

新町の名称候補は、選定基準に基づき応募作品の中から各合併協議会委員が3作品以内を選定。選定数の多いものから10作品を第1次選定名称とする。

（2）第2次名称候補選定

合併協議会において第1次で選定された作品の中から、各委員が1作品を選定し、得票数等を参考に合併協議会で3作品程度に絞り込む。

（3）最終選定

合併協議会で3作品程度の中から、最終選定を行い、新町の名称を決定する。

3. 選定にあたっての留意事項

同一名称への応募数の多少は、選考の際の参考に留める。

4. 応募作品の補作

応募の名称をそのまま採用することが困難な場合、必要に応じて補作する。この際、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、これを行う。

記念品贈呈者の決定方法等（案）

1. 記念品について

新町の名称として決定した作品の応募者の中から抽選し、名付け親大賞1名に記念品を贈呈する。また、第1次選定名称に残った作品のうち（名付け親大賞受賞者を除く。）から10名以内を限度とし抽選により佳作として記念品を贈呈する。

名付け親大賞	1名	記念品	5万円分の全国共通商品券
佳作	10名以内	記念品	1万円分の全国共通商品券又は図書券

2. 名付け親大賞及び佳作の決定方法

名付け親大賞の決定方法

新町の名称として決定した作品の応募者の中から、抽選を行い、1名を決定する。抽選は、合併協議会の会議の場において公開で行う。

抽選方法は、抽選箱に対象作品の応募者の（受付）番号を記載した用紙を全て入れ、会長が抽選を行う。

佳作の決定方法

第1次選定名称に残った作品のうち（名付け親大賞受賞者を除く。）から10名以内を限度とし決定する。抽選は、合併協議会の会議の場において公開で行う。

抽選方法は、名付け親大賞に同じ。

3. 記念品贈呈の決定時期、贈呈方法について

協議会で新町の名称が決定された次回の協議会において抽選し、決定する。

贈呈方法については、協議会の会議において、名付け親大賞贈呈を行う。

佳作については、受賞者と連絡をとり事務局が贈呈する。

協議第9号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

一般職の職員の身分の取扱いについて

現に3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新町における定員適正化計画の策定により、定数の削減に努めるものとする。

職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

職員の給与については、新町において職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い				事務事業項目名	定員			
事務事業名	定員				専門部会名	総務専門部会	分科会名	人事分科会	
調整方針	現に3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。								
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町		具体的な調整内容		
1. 職員定数 (平成15年4月現在)							(単位:人)		
	条例定数	職員実数	条例定数	職員実数	条例定数	職員実数	条例定数	職員実数	
	町長事務部局	77	56	92	89	60	53	229	198
	議会議務局	2	2	2	2	2	2	6	6
	選挙管理委員会	3	(3)			(2)	(2)	3 (2)	(5)
	教育委員会	12	6	37	37	24	17	73	60
	農業委員会	2	(2)	3	3	1	1	6	4 (2)
	監査委員	2	(2)			(2)	(2)	2 (2)	(4)
	固定資産評価員								
	固定資産評価審査委員会								
普通・特別会計職計	98	64	134	131	87	73	319	268	
公営企業会計職計			6	6			6	6	
職員数合計	98	64	140	137	87	73	325	274	
類似団体職員数	類似団体類型	0-2	類似団体類型	-3	類似団体類型	-2	()書は兼任 職員数については、新町における定員適正化計画の策定により、定数の削減に努めるものとする。		
	1,000人当たり職員数(A)	23.82	1,000人当たり職員数(A)	10.51	1,000人当たり職員数(A)	16.49			
	H15.4住基人口(B)	3,368	H15.4住基人口(B)	13,299	H15.4住基人口(B)	4,852			
	職員数(A)×(B)	80.2	職員数(A)×(B)	139.8	職員数(A)×(B)	80.0			
他団体との職員比較	合併後の予想類似団体		予想類似団体に人口、面積等		多度津町の人口、面積、職員数		類似団体……人口規模、産業構造による地方公共団体を類型毎に分類して平均的数値を表した指標。		
	類似団体類型	-2	12年国調人口	19,717	12年国調人口	23,657			
	1,000人当たり職員数(A)	9.31	14年3月住基人口	19,896	15年3月住基人口	24,100			
	H15.4.1住基人口(B)	20,969	面積(k㎡)	148.78	面積(k㎡)	24.34			
	職員数(A)×(B)	195.2			条例定数	246			
					全職員数	216			

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		事務事業項目名	定員		
事務事業名	定員		専門部会名	総務専門部会	分科会名	人事分科会
調整方針	現に3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
四町の定年退職数	年度別定年退職者数	年度別定年退職者数	年度別定年退職者数	退職者計	残職員数	
平成15年度	1	7	0	8	274	
平成16年度	2	4	4	10	264	
平成17年度	0	0	0	0	264	
平成18年度	0	2	1	3	261	
平成19年度	5	5	2	12	249	
平成20年度	2	7	4	13	236	
平成21年度	1	3	5	9	227	
平成22年度	3	2	2	7	220	
平成23年度	4	5	4	13	207	
平成24年度	2	4	7	13	194	
平成25年度	1	6	2	9	185	
平成26年度	2	3	4	9	176	
H15～H26計	23	48	35	106	176	
平成27年度	3	3	3	9	167	
平成28年度	2	2	3	7	160	
平成29年度	2	6	1	9	151	
平成30年度	1	3	6	10	141	
平成31年度	2	1	4	7	134	
平成32年度	3	4	1	8	126	
平成33年度	0	2	0	2	124	
平成34年度	3	2	3	8	116	
平成35年度	2	3	0	5	111	
平成36年度	0	4	0	4	107	
H15～H36計	41	78	56	175	107	

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		事務事業項目名	職名、職務			
事務事業名	職名、職務		専門部会名	総務専門部会	分科会名	人事分科会	
調整方針	現に4町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。						
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町		具体的な調整内容
2. 職名、職務 級別職務分類表	職名	職員数	職名	職員数	職名	職員数	
一般職 (行政一)	8級	課長	5	課長・局長・主幹又はこれに相当する職務	10	総括課長及び7級職で1から4の者が町長が認めたもの	3
	7級	8級にかかげる以外の課長及び主幹	8	課長・局長・主幹・課長補佐・園長・所長又はこれに相当する職務	18	課長、室長、事務局長、主幹但し、新規の者は7級まで、町長が同等職と認めたもの	6
	6級	課長補佐及び主査	24	課長補佐・係長・園長・所長・主任主事・主任保育士・主任教諭又はこれに相当する職務	18	課長補佐、副主任、園長、所長、係長、主査、保健婦、教諭、保母	39
	5級	6級にかかげる以外の主査	2	係長・主査・園長・所長・主任主事・主任保育士・主任教諭又はこれに相当する職務	8	係長、主査、主任、保健婦、教諭、保母	1
	4級	主任主事	10	係長・主査・主任主事・主任保育士・主任教諭又はこれに相当する職務	39	係長、主査、主任、保健婦、教諭、保母	5
	3級	主事	5	主事又はこれに相当する職務	11	主事、保健婦、教諭、保母	6
	2級	3級にかかげる以外の主事	4	主事又はこれに相当する職務	9	主事、保健婦、教諭、保母	8
	1級	主事補		主事補又はこれに相当する職務	0	主事補、保健婦、助教諭、準保母	
	合計		58		113		68
技能労務職 (行政二)	5級			主任技師又はこれに相当する職務	3	その他単純な労務に従事する者及び技能職で町長が認めた者	2
	4級	運転手、事務補助並びにこれに相当する職務	1	主任技師又はこれに相当する職務	6	その他単純な労務に従事する者及び技能職で町長が認めた者	2
	3級	運転手、事務補助並びにこれに相当する職務	3	技師又はこれに相当する職務	4	運転手、通信手、用務員、給食調理員等その他単純な労務に従事する者及び技能職	1
	2級	用務員、給食員、運転手、事務補助並びにこれに相当する職務		技師又はこれに相当する職務	11	運転手、通信手、用務員、給食調理員等その他単純な労務に従事する者及び技能職	
	1級	用務員、給食員、運転手、事務補助並びにこれに相当する職務		技師補又はこれに相当する職務		運転手、通信手、用務員、給食調理員等その他単純な労務に従事する者及び技能職	
合計		4		24		5	
その他		医療職		該当なし		該当なし	
	4級～1級	医師	2				
	合計		2				

職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い			事務事業項目名	職員の給与					
事務事業名	職員の給与			専門部会名	総務専門部会	分科会名	人事分科会			
調整方針	現に4町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。									
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町		具体的な調整内容			
3. 職員の給与 給料表、手当の状況							<p>職員の給与については、新町において職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。</p> <p>ラスパイレス指数とは、一般行政職について、地方公務員と国家公務員との給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものの。</p>			
給料表	行政職(一)		8級制	行政職(一)		8級制		行政職(一)	8級制	
	技能労務職給料表		5級制	技能労務職給料表		5級制			技能労務職給料表	5級制
	医療職給与表		4級制							
初任給	一般職	大学卒	170,700	一般職	上級	170,700		一般職	大学卒	170,700
		短大卒	148,500		中級	148,500			短大・専学卒	148,500
		高校卒	138,800		初級	138,800			高校卒	138,800
	技能労務職	高校卒	138,800	その他	138,800	技能職運転手		高校卒	130,000	
								用務員、給食調理員等単純な労務従事者	高校卒	130,000
								中学卒	116,800	
手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当		扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当		扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当					
ラスパイレス指数 (H14.4.1現在)	94.6		96.5		98.6					
勸奨退職手当制度	有 (香川県市町村職員退職手当組合に加入し、組合の退職手当支給条例の規定に基づき支給される。)									

1、基本的な考え方

琴南町、満濃町、仲南町 3 町の合併については、新設合併であることから、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅し、当該職員は法律上、一旦失職することになります。

しかし、合併特例法第 9 条第 1 項において『合併関係市町村は、その協議により市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。』と定めていることから 3 町の一般職の職員の身分は新町に引き継がれることになります。

こうしたことから、当合併協議会においては、あらかじめ新町が合併前 3 町の一般職の職員を引き継ぐ旨の取り決めを行い、新発足日（合併日）に町長職務執行者（暫定町長）がそれぞれの職員に対して辞令を交付することになります。

また、合併特例法第 9 条第 2 項には、『合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。』と定められており、3 町の一般職の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件については、その状況を比較検討し、事前に十分協議を重ねて合併前と合併後で著しい不均衡が生じないように取り決めを行う必要があります。

《一般職の職員とは》

地方公務員法第 3 条には地方公務員のうち特別職に属する職員以外の一切の職員を一般職と定義していますが、3 町の場合、具体的には一般的な行政事務職員のほか教諭、保育士、保健師、運転手、給食調理員、公営企業職員（水道事業等）などとなっています。

ただし、臨時職員や嘱託職員など臨時的な任用関係にある職員については、今回提出している一般の職員には含まれず、必要に応じて新町において新たに任用する扱いとなります。

《一部事務組合の職員について》

仲多度南部消防組合に属する一般職の職員の身分の取扱いについては、琴平町が今回の構成町から除かれていますので、そのまま一部事務組合で継続することとなりますので、合併により職員の身分が変わることはありません。

《定員適正化計画とは》

琴南町、満濃町、仲南町 3 町の一般職の職員は、平成 16 年 4 月 1 日現在の普通・特別会計ベースで 268 人、水道事業等の公営企業会計に属する職員を含めると 274 人になっています。

この職員が新町に引き継がれた場合、その人数が適正かどうか。総務省が示している人口に基づく職員の類似団体別職員数を単純値により試算すると、3 町が合併した場合の新町の人口による適正な職員数は、普通会計ベースで 196 人と算定され、先の現員数 268 人は 72 人のオーバーしていることとなります。

また、新町の人口を 21,000 人として、人口 24,000 人の多度津町と比較すると、多度津町的全職員数は 216 人でこれと比較しても 52 人超過している結果になります。

しかし、単純に人口規模だけで職員の定員を論じるのではなく、新町の面積が約 194 km² と広大なものであるという特殊事情や、そのことによる新町の事務事業の実施や将来展望、住民サービスの向上、専門的分野の人材確保などの点も踏まえて適正な職員数を求めていくことが必要となってきます。

先に記述しているように一般職の職員の身分は、法的に保障されて新町に引き継がれることから民間企業のように一方的な解雇（免職）による減員を行う訳には行かず、地方自治体では一定期間の定員適正化計画を策定し、段階的に職員数を減らし、適正規模に近づけていく方法が採られています。

具体的な職員の定数適正化計画は新町において策定されるものでありますが、合併の目的の一つが地方自治体の行財政改革であり、行政コストの削減が住民の望む姿である以上、大幅な効率化の努力が必要であることは、言うまでもないことです。新町建設計画の想定期間である平成 26 年度までに予想される仲多度南部 3 町の職員の定年退職予定者数は、106 人であることから、これに採用計画を加えることにより、職員適正化計画が策定されるものであるが、先進事例においても具体的な数値目標は、示されていないが、現在の財政条件を考慮した場合、最低限 20%～25%の職員を削減し、人口 1,000 人当たり 10 人程度にすることが望ましいのではないかと考えられます。

《職員の職名、職務の調整》

職員の職名、職務については、3 町とも似通った体制をとっていますが、細部においては若干の差異があり、別に協議する「新町の事務所の位置」「事務機構及び組織の取扱い」等に関連して、合併時までには調整する必要があります。

《給与の調整》

職員の給与については、地方公務員法第 27 条により特別な事由がある場合を除き、その意に反して降給されることがないように定められています。

このため新町に引き継がれた 3 町の一般職の職員給与は、同一の要件の職員間に給与格差があったとしても合併前の町の現給は保障される形になります。

この職員間の給与格差の是正については、新町において調整されて行く訳ですが、単純に高い方を降給して低い方に合わせることは法的に許されませんし、また低い方を一気に昇給して高い方に合わせることも適切ではありません。

先進事例を見ると、東京都の「あきる野市」のように職員の給与格差に是正を合併後 7 年かけて調整している例や兵庫県篠山市のように旧町の課長級のみ調整し、その他の職員は特別の調整を行っていない例も見受けられます。

また、給与表、初任給、諸手当、退職金等については、運用面で多少の差異があるものの、大筋で同一であるので合併時までに調整を行う必要がある。

協議第 9 号	一般職の職員の身分の取扱いについて
---------	-------------------

《先進事例》

	市町村名等	合併(予定)年月日	調 整 方 針
	東かがわ市	H15.4.1	引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一する。 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一する。 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。
	大崎上島町	H15.4.1	一般職の職員は、すべて新町の一般職の職員として引継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、計画的に類似団体の規模に近づけるものとする。 新町における職名、職階、給与制度については、国、他の自治体の例を参考に、合併までに調整し、統一する。
	さいたま市	H13.5.1	一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。
	西東京市	H13.1.21	2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

篠山市	H11.4.1	<p>篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。</p> <p>給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>
あきる野市	H7.9.1	<p>2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。</p>

《関係法令》

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）抜粋

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

（1）就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1）の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

（1）の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（3）臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4）地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

（5）非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全ての職の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第28条 職員が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少によりは廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 16 条各号（第 3 号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（職員の身分の取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協議第10号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会長 香川重広

特別職の職員の身分の取扱いについて

- (1) 特別職の職員（消防団員を除く。）の身分の取扱いについては、法令の定めるところに従い調整し、法令に定めのない場合は、新町において新たに設置する。
- 常勤の特別職としては、町長、助役、収入役及び教育長を置く。
- 行政委員会の委員については、新町においても引き続き設置する。
- 審議会等の付属機関の委員等については、3町すべてに設置されていて、引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、2町ないし1町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期等については、現行の制度をもとに調整する。
- 合併当初の円滑な組織運営のため必要と思われる特別職の設置については、3町長が、別に協議する。
- (2) 報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	特別職の職員の身分の取扱い			事務事業項目名	特 別 職										
事務事業名	特別職の職員の身分及び報酬等			専門部会名	総務専門部会	分科会名	人 事								
調整方針	特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところに従い調整し、法令等の定めがない場合は、新町において新たに設置する。報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。														
具体項目	琴 南 町	満 濃 町	仲 南 町	具 体 的 な 調 整 内 容											
1、常勤の特別職	<p>常勤の特別職としては、町長、助役、収入役及び教育長を置く。報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。合併当初の円滑な組織運営のため必要と思われる特別職の設置については、3町長が、別に協議する。</p> <p>各町とも、平成16年4月1日から特別職（町長、助役、収入役、教育長及び議会議長、同副議長、同議員）の報酬の改定がありました。</p> <p>改定前 改定後（現在の報酬額）</p>														
町長								任期	平成16年10月13日	平成19年4月29日	平成19年4月29日	給料	750,000円 715,000円	850,000円 790,000円	780,000円 740,000円
								手当等	期末手当	期末手当	期末手当	通勤手当		通勤手当	-
助役								任期		平成19年5月31日	町長が兼掌	給料	565,000円 535,000円	660,000円 610,000円	585,000円 555,000円
								手当等	期末手当	期末手当	期末手当	通勤手当		通勤手当	-
収入役								任期	町長が兼掌	平成19年5月31日	平成19年9月30日	給料	550,000円 520,000円	625,000円 575,000円	552,000円 525,000円
								手当等	期末手当	期末手当	期末手当	通勤手当		通勤手当	-
教育長								任期	平成17年6月28日	平成18年9月30日	平成16年12月31日	給料	530,000円 505,000円	605,000円 555,000円	530,000円 505,000円
								手当等	期末手当	期末手当	期末手当	勤勉手当		勤勉手当	勤勉手当
									通勤手当	通勤手当	通勤手当	扶養手当		扶養手当	通勤手当

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	特別職の職員の身分の取扱い				事務事業項目名	特 別 職											
事務事業名	特別職の職員の身分及び報酬等				専門部会名	総務専門部会	分科会名	人 事									
調整方針	特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところに従い調整し、法令等の定めがない場合は、新町において新たに設置する。報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。																
具体項目	琴 南 町		満 濃 町		仲 南 町		具 体 的 な 調 整 内 容										
2、議会議員	議会の議員の報酬額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、別途協議する。																
議員定数(人)																	
法定数									14		22		14				
条例定数									10		16		12				
(改正予定)																	
現員数									10		16		12				
任期									平成17年9月28日		平成19年8月31日		平成19年4月29日				
報酬 (月額)									議長	328,000円 298,000円		365,000円 335,000円		335,000円 310,000円			
									副議長	285,000円 255,000円		335,000円 305,000円		285,000円 260,000円			
									議員	265,000円 235,000円		320,000円 290,000円		275,000円 250,000円			
3、行政委員会の委員	行政委員会の委員については、新町においても引き続き設置する。報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。																
委員名									委員数	報酬額		委員数	報酬額		委員数	報酬額	
教育委員会									委員長	1	226,000円/年		1	205,000円/年		1	195,000円/年
									委員	4	160,000円/年		4	185,000円/年		4	175,000円/年
選挙管理委員会									委員長	1	148,000円/年		1	130,000円/年		1	120,000円/年
									委員	3	108,000円/年		3	110,000円/年		3	105,000円/年
監査委員									職見	1	208,000円/年		1	19,000円/月		1	214,500円/年
									議会	1	142,000円/年		1	15,000円/月		1	173,500円/年
農業委員会									会長	1	216,000円/年		1	260,000円/年		1	190,000円/年
									会長代理	-	-		1	235,000円/年		-	-
	委員	13	162,000円/年		14	225,000円/年		19	175,000円/年								
固定資産評価審査委員会委員	3	10,000円/日		3	10,000円/日		3	9,000円/日									
公平委員会委員	県へ業務委託		県へ業務委託		県へ業務委託		県へ業務委託										

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	特別職の職員の身分の取扱い			事務事業項目名	特 別 職		
事務事業名	特別職の職員の身分及び報酬等			専門部会名	総務専門部会	分科会名	人 事
調整方針	特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところに従い調整し、法令等の定めがない場合は、新町において新たに設置する。報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。						
具体項目	琴 南 町	満 濃 町	仲 南 町	具 体 的 な 調 整 内 容			
4、審査会等の付属機関の委員等				審査会等の付属機関の委員等については、3町すべてに設置されていて、引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合し、2町ないし1町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。 委員数、任期等については、現行の制度をもとに調整する。			
職 名 等	報 酬 額	報 酬 額	報 酬 額				
選挙長	10,700円/日	12,300円/日	10,700円/日				
投票管理者	12,700円/日	12,300円/日	12,700円/日				
開票管理者	10,700円/日	12,300円/日	10,700円/日				
投票立会人(1日)	10,800円/日	10,500円/日	10,800円/日				
投票立会人(交代)	-	6,000円/日	-				
開票立会人	8,900円/日	10,500円/日	8,600円/回				
選挙立会人	8,900円/日	10,500円/日	8,900円/回				
国民健康保険運営協議会会長	-	28000円/年					
国民健康保険運営協議会委員	10,000円/年	25,000円/年	25,000円/年				
土地保有税審議会委員	-	3,000円/日	9,000円/日				
総合計画審議会委員	-	3,000円/日	9,000円/日				
都市計画審議会委員	-	3,000円/日	-				
特別職報酬審議会委員	-	3,000円/日	-				
固定資産評価(委)員	10,000円/回	12,000円/日	9000円/日				
融資審査委員会委員	-	3,000円/日	-				
同和对策小規模融資審議会委員	-	3,000円/日	-				
体育指導員	15,000円/年	13,000円/年	22,500円/年				
社会教育委員	10,000円/年	8,500円/年	25,000円/年				
交通指導員	13,000円/月	170,000円/年	153,000円/年				
社会教育指導員	-	104,000円/月	100,000円/月				
商工委員会委員	-	3,000円/日	9,000円/日				
文化財保護審査委員会委員	10,000円/年		22,500円/年				
公害対策審議会委員	-	3,000円/日	-				
公民館運営審議会委員	-	3,000円/日	-				
長尾会館運営審議会委員	-	12,000円/年	-				

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	特別職の職員の身分の取扱い			事務事業項目名	特 別 職		
事務事業名	特別職の職員の身分及び報酬等			専門部会名	総務専門部会	分科会名	人 事
調整方針	特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところに従い調整し、法令等の定めがない場合は、新町において新たに設置する。 報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。						
具体項目	琴 南 町	満 濃 町	仲 南 町	具 体 的 な 調 整 内 容			
職 名 等	報 酬 額	報 酬 額	報 酬 額				
専任公民館長	-	104,000円/月	-				
防災会議委員	-	3,000円/日	-				
水防協議会委員	-	3,000円/日	-				
農業振興地域整備促進協議会委員	-	3,000円/日	-				
農業相談員	-	3,000円/日	-				
学校施設開放運営委員会委員	-	4,000円/年	-				
奨学金選考委員会委員	-	3,000円/日	-				
同和教育指導員	-	133,000円/月	-				
選挙管理委員会（補充員）	-	12,300円/日	-				
結婚相談員	-	30,000円/年	-				
生活相談員	-	28,600円/月	-				
水防協議会専門委員	-	3,000円/日	-				
町営住宅運営委員	-	-	9,000円/日				
付属機関である審議会委員	10,000円/日	-	-				
上記以外の非常勤の委員及び職員	-	勤務内容に基づき任命権者と町長との協議により定める額	-				

1、基本的な考え方

琴南町、満濃町、仲南町 3 町の合併については、新設合併であることから、合併に伴い関係町の法人格が消滅し当該町の特別職は、合併の日の前日をもってその身分を失うこととなります。

ただし、議会議員と農業委員（選挙による委員）については、合併特例法に定める一定期間の在任特例が認められていますし、教育委員会等の行政委員会についても関係法令の定めるところにより暫定的な委員会を組織することが認められています。

また、法令に定めのある特別職の職員は、当然法令の定めにより設置することになるが、それ以外の特別職についても新町においての必要性を考慮して設置、選任について調整する必要があります。また、特別職の職員の報酬等についても協議しておく必要があります。

それぞれの特別職の身分について、合併後の取扱いをまとめると次のようになります。

町 長

琴南町、満濃町、仲南町 3 町の場合、合併の日の前日をもって 3 町の町長は全員失職し、新町の町長選挙については、公職選挙法第 33 条第 3 項の規定により、新町の設置の日から 50 日以内に行われることとなります。

このため新町の町長が選挙で選出されるまでの間、あらかじめ関係 3 町の町長が協議して 3 町長の中から暫定的に町長の「職務執行者」を選定しておく必要があります。（地方自治法施行令第 1 条の 2）

町長の「職務執行者」は、新町の発足と同時に、専決処分により、新町に必要とする条例、規則、要綱等を制定し、暫定予算を調整してそれを執行することとなります。

なお、「職務執行者」になった者が現職のまま町長や議会議員の選挙に立候補することはできません。

助 役

町長の「職務執行者」は助役を選任することはできませんので、新町の助役については、新町の町長が選挙で選出され、町議会が正式に発足した後に議会の同意を得て選任することとなります。

収入役

町長の「職務執行者」は助役と同様収入役を選任することはできませんが、収入役については、地方自治法第 170 条第 3 項、第 5 項及び第 6

項の規定において収入役が欠けたときは必ず職務代理者を置くこととされており、町長の「職務執行者」が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、その者が収入役の職務を代理することになります。

教育長

教育長は、一般職に属する公務員とされていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項、第16条第2項に基づき議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、特別職の職員として取り扱われています。なお、新設合併の場合の最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、町長の「職務執行者」によって臨時に選任された教育委員会員の互選によって決められることになっています。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第19条)

行政委員会の委員

地方自治法第180条の5の規定で、市町村の執行機関として法律で設置を義務づけられて委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、人事委員会(公平委員会)がありますが、これらの委員は特別職の職員であり、新設合併により、その身分を失います。このため、合併後新たに選任又は選挙されることとなりますが、執行機関としての職務の継続性が求められることなどから、教育委員会の最初の委員、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会委員については、臨時的な特別選任手続きが設けられています。

a. 教育委員会

新町発足と同時に、町長の「職務執行者」は合併前3町の教育委員会の委員であった者の中から、新町の教育委員会の委員5人を臨時に選任することになります。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条)

なお、臨時に選任された教育委員会の委員並びに教育長は、新町の町長の選挙後、最初に招集される議会の会期の末日まで在任することになっています。正式な新町の教育委員会の委員については、新町の町長が、議会の同意を得て選任することになります。

b. 選挙管理委員会

新町の議会において正規の選挙管理委員が選挙されるまでの間、合併前3町の選挙管理委員であった者の互選により定められた4人が臨時に選挙管理委員の職務を行うこととなります。(地方自治法施行令第4条)

c. 農業委員会

農業委員会については、「農業委員会委員の定員及び任期の取扱い」で別途協議する。

d. 固定資産評価審査委員会

町長の「職務執行者」は、新町の町長が選挙されるまでの間、合併前3町の固定資産評価審査委員会の委員であった者（各町とも3名）のうちから新町の固定資産評価審査委員会の委員（3名以上）を充てることができるとされています。（地方税法第423条第8項）

また、このように選任された委員は、新町発足後の最初に開かれる議会の同意を得て、新たに固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は当該委員を充てることができます。（地方税法第423条第9項）

e. 監査委員、人事委員会（公平委員会）

監査委員、人事委員会（公平委員会）の委員については、特別選任の手続きの規定がありません。したがって、新町の町長が選挙によって選ばれる委員が選任されるまでは、委員が置かれていない状態になります。なお、公平委員会は現在のところ3町とも県へ委託を行っている。

審議会・委員会等の附属機関の委員等

審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の職員については、新設合併の場合、合併期日の前日をもって失職し、新町において、必要に応じて、任命されることとなります。

- ・ 法令等で設置が義務付けられている審議会等については、引き続き新町において設置し、法令等の範囲で、地域の実情に応じて弾力的な運用を図り、効率的な執行に努める必要がある。
- ・ 法令等で設置が義務付けられていない審議会・委員会等の附属機関に委員、その他の非常勤の職員については、その設置の目的、設置状況現在の活動実績等を踏まえて、新町において設置が必要なものは、引き続き設置することとする。しかしながら、設置にあたっては、新町の実情を考えて、的確な運営が図れるよう規模、構成、員数について調整を行うこととする。

ただし、地方公務員法第3条第3項第5号の非常勤の消防団員及び水防団員の取扱いについては、「消防団の取扱い」で別途協議する。

その他

合併当初の円滑な組織運営のため必要と思われる特別職の設置については、3町長が別に協議する。

協議第 10 号	特別職の身分の取り扱いについて	
----------	-----------------	--

《 先 進 事 例 》

協議会名等	合併期日	内 容
東かがわ市 (引田町、白鳥町、大内町)	15・4・1 合併済	<p>特別職の職員（消防団を除く）については、その配置、人数、任期、報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 市議会議員及び農業委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 4 その他条例で定める特別職の職員については、3 町すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1 町又は 2 町のみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。
四国中央市 (川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村)	16・4・1 合併済	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の特別職 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。報酬は現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。 合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4 市町村長が別に協議する。 ・議員 任期、定員は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。 ・行政委員会の委員 法令の定めるところにより、新市においても引き続き設置する。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務と照らし合わせて調整する。 ・審議会等の付属機関の委員等 新市において原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務と照らし合わせて調整する。

<p>西予市 (明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町)</p>	<p>16・4・1 合併済</p>	<p>特別職の職員(市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長、助役、収入役、教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については法令の定めるところによる。報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 3 審議会・委員会等の付属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。 4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、合併時に新たに設置する。 5 新市の職務施行者については、合併までに5町の長が協議して定めるものとする。
<p>丸亀市 (丸亀市、綾歌町、飯山町)</p>	<p>17・3・22 合併予定</p>	<p>1市2町の特別職の職員については、合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、その身分を失う。新市における特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、同規模自治体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。 2 議会議員の報酬等については、同規模自治体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。 3 法令の定めるところにより、行政委員会を設置し、その委員会の報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 4 審議会・委員会等の付属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬額等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 5 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額等を基に調整し、設置する。 6 新市の市長職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。

《 関係法令 》

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議会の設置）

第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。

（委員会・委員の設置）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 （省略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（以下略）

（知事及び市町村長）

第 139 条

1 （省略）

2 市町村に市町村長を置く。

（町の任期）

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第 259 条及び第 259 条の 2 の定めるところによる。

（副知事及び助役の設置及びその定数）

第 161 条

1 （省略）

2 市町村に助役 1 人を置く。

但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。

但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)

第168条

1 (省略)

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

(出納長・収入役等の職務権限)

第170条 1から4(省略)

5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めておかななければならない。

(専門委員)

第174条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 専門委員は、非常勤とする。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かななければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1. 教育委員会

2. 選挙管理委員会

3. 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

4. 監査委員

2 (省略)

3 第1項に掲げるものの外、施行機関として法律の定めるところにより市町村に置かななければならない委員会は、左の通りである。

1. 農業委員会

2. 固定資産評価審査委員会

4 (省略)

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別に定があるものを除く外、非常勤とする。

(設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

(選挙管理委員の任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。(以下省略)

(設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

(監査委員の選任及び兼業禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者(以下本款において「見識を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人ときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

(監査委員の任期)

第197条 監査委員の任期は、見識を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期のよる。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(職務・組織・設置)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員

その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他の普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給料、手当及び旅費）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当、（これに準じる手当を含む。）時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、災害派遣手当又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（実費弁償）

第 207 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第 74 条の 3 第 3 項及び第 100 条第 1 項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第 109 条第 5 項、第 109 条の 2 第 4 項及び第 110 条第 4 項の規定により出頭した参考人、第 199 条第 8 項の規定により出頭した関係人、第 251 条の 2 第 9 項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第 109 条第 4 項、第 109 条の 2 第 4 項及び第 110 条第 4 項の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第 152 条又は第 252 条の 17 の 8 第 1 項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。(以下省略)

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。(以下省略)

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し見識を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。(以下省略)

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者の中から、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものの中から、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に召集される議会の会

期の末日まで在任するものとする。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任）

第 423 号 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 （省略）

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 （省略）

8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長の選挙が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

1. 就任について公職又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意を必要とする職

1 の 2. 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

1 の 3. 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2. 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含

む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

3. 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、囑託員及びこれらの者に準ずる者の職
4. 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で指定するもの
5. 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条

1~2 (省略)

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定めた規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し見識を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する。

3~9 (省略)

10 委員の任期は、4年間とする。(以下省略)

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

協議第11号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等は、合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容等に基づき、次の区分により整備するものとする。

合併と同時に町長の「職務執行者」が専決処分により、即時制定し施行させるもの。

合併後、一定の区域に暫定的に施行させるもの。

合併後、逐次制定し施行させるもの。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	条例、規則等の取扱い			事務事業項目名	条 例 、 規 則		
事務事業名	条例、規則等			専門部会名	総務専門部会	分科会名	総 務
調整方針	条例、規則等は、合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容等に基づき、次の区分により整備するものとする。 合併と同時に町長の「職務執行者」が専決処分により、即時制定し施行させるもの 合併後、一定の区域に暫定的に施行させるもの 合併後、逐次制定し施行させるもの						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具 体 的 な 調 整 内 容			
例規集登載件数				(単位：件)			
条 例	130	155	140				
規 則	119	101	147				
(H15.4.1現在)							

基本的考え方

琴南町、満濃町及び仲南町は、新設合併した場合、法人格が消滅することから、3町において施行されていた条例、規則等はすべて失効することになります。このため、新町においては、新たに条例・規則を制定する必要がある、その取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容等に基づき、次の区分により整備するものとする。

施行方法による区分

(1) 合併と同時に町長の「職務執行者」が専決処分により、即時制定し施行させるもの。(専決処分した条例は、専決処分後の最初の議会において報告し承認を求める)

法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、町政執行上空白期間の許されないもの

新町の組織及びその運営又は職員等の勤務条件(給与、勤務時間等)に関するもの

住民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの

公の施設等の設置・管理に関するもの

3町が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要があるもの及び合併協議会において協議済のもの

《先行事例》

、 に係る事項

- ・ 町役場の位置を定める条例 ・ 支所の設置条例 ・ 新町組織条例
- ・ 新町職員定数条例 ・ 職員の勤務時間・休日休暇等に関する条例 等

、 、 に係る事項

- ・ 情報公開条例 ・ 印鑑条例 ・ 災害弔慰金の支給に関する条例
- ・ 施設設置条例 ・ 介護保険条例 ・ 道路占用料等徴収条例 等

(2) 新町の条例、規則が制定施行されるまでの間、「従来その地域に施行されていた条例又は規則」を新町の条例又は規則として当該区域に引き続き施行するもの

条例名は類似しているが、3町の制度に差異があり、新町設置日において統合することが困難なため新町発足後に統合案を決定し議会に提出する予定のもの

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	条例、規則等の取扱い		事務事業項目名	条 例 、 規 則	
事務事業名	条例、規則等		専門部会名	総務専門部会	分科会名 総 務
調整方針	<p>条例、規則等は、合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容等に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>合併と同時に町長の「職務執行者」が専決処分により、即時制定し施行させるもの</p> <p>合併後、一定の区域に暫定的に施行させるもの</p> <p>合併後、逐次制定し施行させるもの</p>				
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容	
<p>1町又は複数町に制定されていて新町において全域に適用させるかの政策的判断が必要なもの 新たに適用されるものではないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの</p> <p>(3) 合併後、逐次制定施行させるもの 町長の「職務執行者」の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権が町長にない条例、各行政委員会の規則等) 新町発足時には、必要ないが、合併後、町長の政策判断により逐次制定し、施行させるもの</p>					

《先進事例》

市町村名等	合併(予定)年月日	調 整 方 針
丸亀市・綾歌町・ 飯山町合併協議会	H17.3.22	<p>新市の設置に伴う条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議されて各種事務事業の調整・確認内容に基づき、次の区分により整備する。</p> <p>合併時に新市の市長職務執行者の専決処分は職権により即時制定し、施行するもの</p> <p>合併後、逐次制定し、施行するもの</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの</p>
邑久郡合併協議会	H16.11.1	<p>条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「邑久郡合併に関する条例・規則等の調整方針」により、整備するものとする。</p>
東かがわ市	H15.4.1	<p>3 町に共通して制定されている内容に差異のない条例・規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3 町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び 2 町又は 1 町のみ制定されているものについては事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。</p>
大崎上島町	H15.4.1	<p>新町における条例、規則等の取扱いについては、次のとおり調整する。</p> <p>3 町に共通して策定され、かつ内容に差異のないものについては、現行の例により新町において制定するものとする。</p> <p>3 町ともに制定しているが、内容に差のあるもの及び 2 町又は 1 町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに整備するものとする。</p>
さいたま市	H13.5.1	<p>条例・規則については、各協定項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>

《先進事例》

市町村名等	合併(予定)年月日	調 整 方 針
西東京市	H13.1.21	<p>条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。</p> <p>〔条例・規則等の整備方針〕</p> <p>新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効果を失うこととなる。このため、新市において、新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(「区分」は省略)</p>
篠山市	H11.4.1	<p>4 町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は 1 団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統合し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>
あきる野市	H7.9.1	<p>2 市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する 2 市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>
あさぎり町	H15.4.1	<p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「中球磨 5 か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。</p>

《関係法令》**地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）**

（条例の制定及び罰則の委託）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限する場合には、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通公共団体の長は、その議決すべき事件を処理することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例にする。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置にあつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第 152 条又は第 252 条の 17 の 8 第 1 項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（条例・規則の暫定的施行）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該区域に引き続き施行することができる。

《地方自治体に基づき条例で定める事項》

	= 定めねばならない。	= 定める。	= 定めることができる。
事務所の位置	(第4条)		
地方公共団体の休日	(第4条の2第1項)		
地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理する事務のため		(第14条第1項)	
義務を課し又は権利を制限する場合	(第14条第2項)		
条例の公布に関し必要な事項	(第16条第4項)		
市町村議会の議員の定数	(第91条)		
普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきもの	(第96条第2項)		
会派又は議員の政務調査費の交付の対象、額及び公布の方法	(第100条第13項)		
議会の定例会の回数	(第102条第2項)		
常任委員会の設置	(第109条第1項)		
議会運営委員会の設置	(第109条の2第1項)		
特別委員会の設置	(第110条第1項)		
委員会に関し必要な事項	(第111条)		
議会事務局の設置	(第138条第2項)		
議会事務局職員定数	(第138条第6項)		
附属機関の設置	(第138条の4第3項)		
支所、出張所の設置、名称及び所管区域	(第155条第1項、第2項)		
部課の設置	(第158条第7項)		
普通地方公共団体の吏員その他の職員の定数	(第172条第3項)		
選挙管理委員会の書記長、書記及びその他の常勤の職員の定数	(第191条第1項)		
監査委員の定数	(第195条第2項)		
監査事務局の設置	(第200条第2項)		
監査事務局の事務局長、書記その他の常勤の職員の定数	(第200条第6項)		
法令及び政令に規定するものを除き監査委員に関し必要な事項	(第202条)		

報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法	(第 203 条第 5 項)
給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法	(第 204 条第 3 項)
特別会計の設置	(第 209 条第 2 項)
分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項	(第 228 条第 1 項)
督促、滞納処分に係る手数料及び延滞金の徴収	(第 231 条の 3 第 2 項)
基金の設置	(第 241 条第 1 項)
基金の管理及び処分に関し必要な事項	(第 241 条第 8 項)
財政状況の公表等	(第 243 条の 3)
公の施設の設置管理及び廃止に関する事項	(第 244 条の 2)

協議第12号

事務機構及び組織の取扱いについて

事務機構及び組織の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

事務機構及び組織の取扱いについて

- (1) 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- (2) 新町における事務機構及び組織は、「新町における事務機構・組織の整備方針」に基づき整備するものとする。但し、各支所については、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて見直すものとする。

【新町における事務機構・組織の整備方針】

住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構
地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
緊急時に即応できる組織・機構
新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
現有庁舎を有効利用できる組織・機構

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	事務機構及び組織の取扱い		事務事業項目名	事務機構及び組織の取扱い		
事務事業名	事務機構、組織		専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	(1) 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。 (2) 新町における事務機構及び組織は、「新町における事務機構・組織の整備方針」に基づき整備するものとする。但し、各支所については、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて見直すものとする。					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
現行の事務機構	<p>琴南町行政機構図 4課2局1支所1室</p> <pre> graph TD Council[議会] --- Mayor[町長] Council --- CouncilSec[議会事務局] Mayor --- Asst[助役] Asst --- GenAff[総務課] Asst --- ResAff[住民課] Asst --- SocWelf[福祉保健課] Asst --- ConstEcon[建設経済課] Asst --- Amago[美合支所] Asst --- Edu[教育] GenAff --- Plan[企画政策室] GenAff --- Fin[行財政係] ResAff --- ResSv[住民サービス係] ResAff --- Tax[税務係] SocWelf --- Health[保健衛生係] SocWelf --- Insur[保険係] ConstEcon --- Civil[土木係] ConstEcon --- Agric[農林係] Edu --- EduCom[教育委員会] EduCom --- EduCh[教育長] EduCh --- EduSec[教委事務局] EduSec --- SchEdu[学校教育係] EduSec --- SocEdu[社会教育課係] SchEdu --- Daycare[幼稚園・学校] SchEdu --- Food[給食センター] SocEdu --- Civic[中央公民館] Health --- Child[保育所] Health --- Intra[内科診療所] Health --- Dent[歯科診療所] Out[出納室] --- Out[出納] </pre> <p>選挙管理委員会（総務課） 農業委員会（建設経済課） 監査委員（議会事務局） 固定資産評価審査委員会（総務課）</p>					

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	事務機構及び組織の取扱い		事務事業項目名	事務機構及び組織の取扱い		
事務事業名	事務機構、組織		専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	(1) 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。 (2) 新町における事務機構及び組織は、「新町における事務機構・組織の整備方針」に基づき整備するものとする。但し、各支所については、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて見直すものとする。					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
	満濃町行政機構図 8課2局1室 			派遣 休職		
		選挙管理委員会(総務課) 農業委員会(農林課)	監査委員(議会事務局) 固定資産評価審査委員会(総務課)			

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	事務機構及び組織の取扱い		事務事業項目名	事務機構及び組織の取扱い		
事務事業名	事務機構、組織		専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	(1) 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。 (2) 新町における事務機構及び組織は、「新町における事務機構・組織の整備方針」に基づき整備するものとする。但し、各支所については、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて見直すものとする。					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
	<p>仲南町行政機構図 5課2局1室</p> <pre> graph TD Council[議会] --- Mayor[町長] Council --- Sec[議会事務局] Mayor --- Deputy[助役] Deputy --- Gen[総務課] Deputy --- Res[住民課] Deputy --- SW[福祉保健課] Deputy --- Const[建設水道課] Deputy --- Ind[産業振興課] Gen --- GenDiv[庶務係] Gen --- GenDiv2[企画財政係] Gen --- GenDiv3[施設係] Res --- ResDiv[住民係] Res --- ResDiv2[税務係] SW --- SWDiv[福祉係] SW --- SWDiv2[保育所係] SW --- SWDiv3[保健衛生係] Const --- ConstDiv[土木係] Const --- ConstDiv2[土地改良係] Const --- ConstDiv3[水道・下水道・合併浄化槽係] Ind --- IndDiv[経済係] Ind --- IndDiv2[施設運営管理係] Ind --- IndDiv3[出納室] Mayor --- EduCom[教育委員会] EduCom --- EduDir[教育長] EduDir --- EduSec[教委事務局] EduSec --- EduDiv1[幼稚園・学校] EduSec --- EduDiv2[中央公民館等] EduSec --- EduDiv3[給食センター] IndDiv3 --- Out[出納] SWDiv2 --- Child[保育所] Child --- ChildFac[特産品センター 塩入温泉 伝承の館 ふれあいロッジ ふるさと研修館] Out --- OutFac[出納] </pre> <p>選挙管理委員会（総務課） 農業委員会（産業振興課） 監査委員（議会事務局） 固定資産評価審査委員会（総務課）</p>					

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	事務機構及び組織の取扱い			事務事業項目名	事務機構及び組織の取扱い		
事務事業名	事務機構、組織			専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	(1) 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。 (2) 新町における事務機構及び組織は、「新町における事務機構・組織の整備方針」に基づき整備するものとする。但し、各支所については、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて見直すものとする。						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
問題点及び留意点	<p>事務機構及び組織の取扱いについて</p> <p>1、編成のフロー</p> <p>合併時の組織 暫定的組織である。余剰人員の配置</p> <p>計画中の組織 計画期間をいつまでに設定するか。組織改編の時期。</p> <p>将来的組織 将来目標をいつで、どのように設定するか。その時点での分庁の取扱い、支所の取扱い等。</p> <p>協議第4号 平成16年8月31日確認</p> <p>(1) 新町の事務所の位置は、仲多度郡満濃町大字吉野下430番地（現在の満濃町役場）とする。</p> <p>(2) 現在の琴南町役場庁舎、仲南町役場庁舎にそれぞれ支所を置き、現在の琴南町役場美合支所に出張所を置く。</p> <p>(3) 庁舎の方式については、基本的には本庁方式とするが、厳しい財政状況を踏まえ新たな本庁舎の建設は行わず、当面は本庁機能の一部を分散し、3町の役場庁舎を分庁舎として有効利用する。</p> <p>・協議会において事務機構・組織の整備方針を確認</p> <p>・基本的には、本庁方式とする。本庁以外の旧町の庁舎を利用して、旧町の区域を所管する支所を置く。</p> <p>・本庁舎に全ての職員を配置できないため、一部分庁方式を採用する。</p> <p>・職員の定員適正化計画を策定する。（あくまでも協議会レベルでの検討であり、正式には新町で新たな首長が制定する。）</p> <p>・事務事業の調整案、事務機構・組織の整備方針等を考慮して総務専門部会等において編成案を検討、作成する。</p> <p>・編成案を幹事会で検討 → 調整 → 決定</p> <p>・編成案を町長会で検討 → 調整 → 決定</p> <p>編成案を協議会へ報告 → 新町の行政組織条例</p>						

1 基本的な考え方

新町の事務機構及び組織としては、地域の実情に即して、新町に相応しい組織体制を構築するため、本庁（現満濃町庁舎）及びこれを補完する機関として従来の各町の区域を所管する支所（現琴南町庁舎、現仲南町庁舎）を置く体制とする。

本庁は新町全体の総合的な事務を行い、各町庁舎を利用して設ける各支所には、直接住民の利便を図るために、窓口業務はもちろんのこと、従来各町役場が持っていた事業管理部門の職務を併せ持たせることにより住民サービスが低下しないように努める。

但し、各支所については、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて見直すものとする。

事務機構・組織の整備方針

住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構

地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

緊急時に即応できる組織・機構

新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

現有庁舎を有効利用できる組織・機構

基本事項

新町の組織は本庁と支所で構成する。

本庁は新町全体の総合的な事務を行い、旧町区域における直接的な事務を行う各支所と調整を図りながら新町の健全な発展を推進する。

当分の間、支所には本来の支所機能に加えて、従来各町が行っていた事業推進部門を置く。

本庁舎の建物のスペースの関係から、分離しても効率性と行政サービスが低下しない部門については、分庁方式を取り入れ、現有施設の有効利用を図る。

分庁方式を取った部門については、住民サービスの低下を招く恐れがある場合には、それ以外の本庁及び支所に、これを補完する部署を設ける。

合併当初の事務機構・組織については、職員の適正配置も含めて一定期間を定めて見直しを行う。

合併後の事務機構・組織に対応して、合併時まで、本庁及び支所の必要な増改築を行う。

2 本庁の組織について

本庁は、課制とする

本庁の機能

- ・ 全体の行政施策の企画立案及び調整（企画調整、新町計画の推進）
- ・ 組織管理、財政管理、総務事務（総務・企画財政・予算・情報・税務）
- ・ 住民部門（住民・環境保全・人権・福祉・健康・保険）
- ・ 事業部門（経済：商工・観光・農林、建設：土木・土地改良・都市計画）
- ・ 議会、会計、行政委員会（選挙管理委員会・農業委員会・監査委員会・固定資産評価審査委員会等）

分庁舎方式について

本庁については、現満濃町役場庁舎とするが、全機能を収容することは建物のスペース的に困難である。しかし、新町をスタートするに当たり、厳しい財政状況下にあって新たな庁舎の建設は行わないという判断のもと、既存の施設の有効利用を検討する。

（分庁舎方式に伴う試案）

支 所 住民部門の一部、事業部門の一部、行政委員会の一部

支 所 教育委員会事務局

その他

従来、個別の庁舎及び事務所を持っている水道事業については、経済性、効率性の点から従来の施設を有効利用する。

水道事業 現満濃町水道事務所の利用を検討する。

3 支所の設置について

支所は、地域の実情に即したきめ細かい行政を継続して行うために設置し、支所長は本庁の課長と同等若しくは上位の位置づけを検討する。

支所の機能

- ・ 所管地域の地域振興施策の立案、事務調整
- ・ 住民サービスに関わる直接的事務の執行
- ・ 地域内の事業推進に関わる事業の執行

支所の組織

- ・ 支所長の下に地域振興を所管する部門を置く。(例：支所庁舎の維持管理、本庁との事務調整、地域振興企画調整)
- ・ 支所長の下に住民サービスを所管する部門を置く。(例：戸籍、住民、環境衛生、税務、健康、福祉、保険、会計)
- ・ 支所長の下に事業推進を所管する部門を置く。(例：農林、土木、水道、下水道)

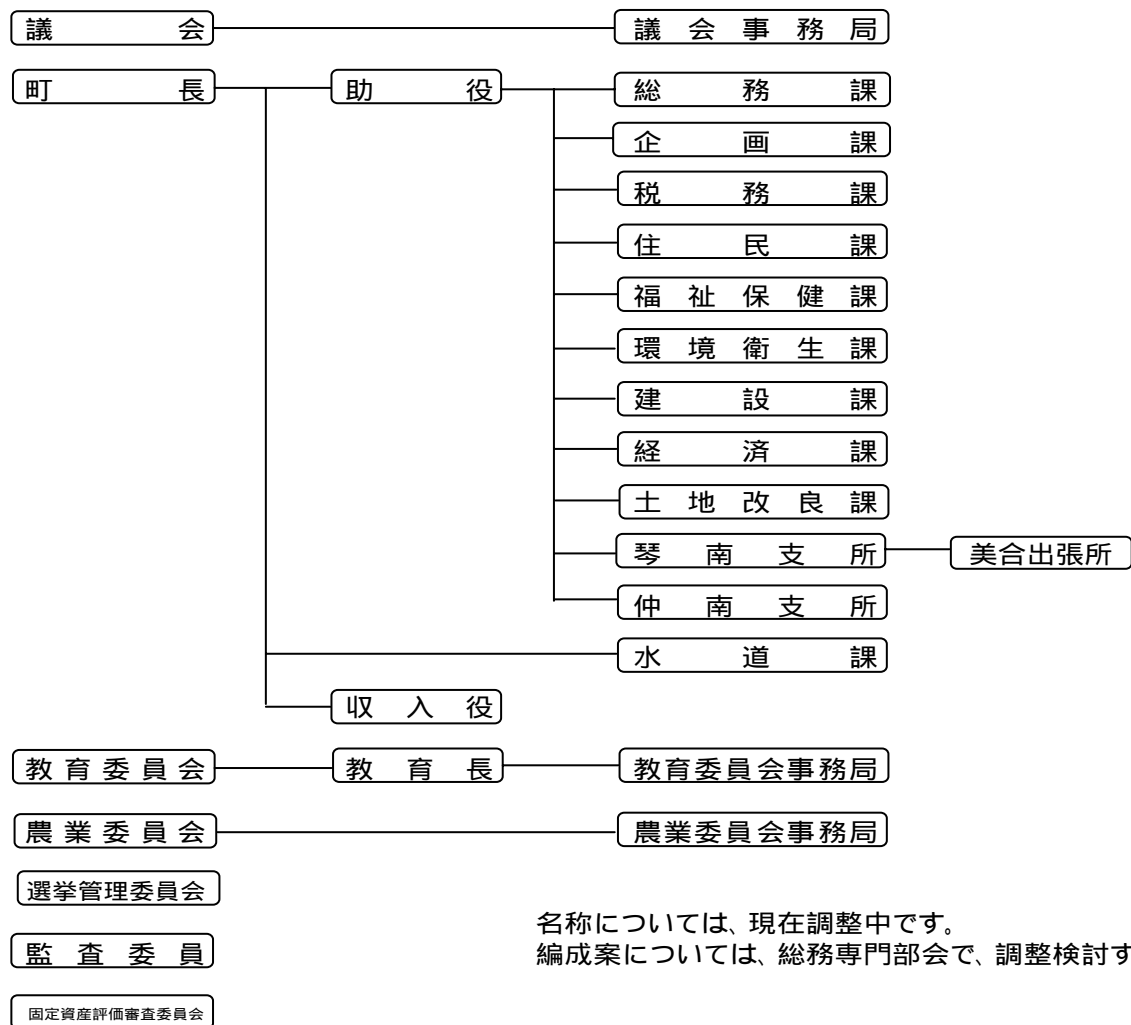
支所機能の例

地域振興担当	総務・管理 地域振興	支所内の庶務、支所施設の管理、人事管理、防災等 地域振興の立案・調整、意見・提言の集約 地域づくりに関する情報発信、各種行政相談 各種団体に関すること等
住民サービス担当	住民・戸籍 福祉・保健・保険 税務 会計 教育	届出関係、印鑑登録、諸証明、埋火葬許可等 福祉関係、国保、老保、介護、年金、福祉医療等 税務関係証明、納税相談、ナンバー登録・廃止等 税、各種公共料金収納事務、口座振替事務等 教育関係申請・届出等、地域内教育施設の調整等
事業推進担当	環境・衛生 商工・観光 農林業 建設 上下水道	指定ごみ袋の販売、し尿受付、公害、犬の登録等 商工・観光振興等 農林水産業の振興、農業委員会等 道路・橋梁・河川・公園等の維持管理等 上水道申込、脱退、下水道申込・脱退、合併浄化槽等

4 人員配置計画について

- ・ 各組織に相応しい定員は新町発足時に定めるが、当分の間は新町への円滑な移行のため、過員配置等で対応する。
- ・ 相対的な配置については、随時見直しを実施し、過渡期的な状況は概ね3年から5年を目途に解消に努める。

新町の組織図（試案例）



名称については、現在調整中です。
編成案については、総務専門部会で、調整検討する。

参考資料 その2

職員の定員適正化計画（案）骨格素案

1. 定員適正化計画の基本的な考え方

(1) 定員適正化目標

- ・ 合併 → 行財政改革 → 監理部門（総務・企画）の削減
- ・ 目標の設定 → 10 年（合併の交付税措置の期限）及びそれに続く 5 年

(2) 前提条件

- ・ 職員の身分保障（合併特例法） → 定年退職 → 適正な補充
- ・ 異職種間の移動の検討
- ・ 少子・高齢化等住民ニーズの変化、社会情勢の変化に柔軟に対応

(3) 組織、機構の見直し

- ・ 合併に伴う組織の見直し → 住民サービスの低下を招かない検討
- ・ 公共施設の適正配置 → 学校等の統廃合（給食施設等を含む。）
幼・保一元化の検討
- ・ 民間委託の検討 → 経済性及び方法

2. 総体的な職員数の検討

新町の人口、面積、住民構成等総合的に判断 → 数値目標 → 類似団体との比較
住民 1,000 人当たり 10 人程度が妥当か？

3. 部門別定員適正化の計画

(1) 一般職の職員

- ・ 現在、一番多い職種であり、定年退職に伴う補充の抑制を行う必要がある。
- ・ 採用者を退職者の 1/2 又は 1/3 に抑制 → 将来における職員構成についても配慮が必要

(2) 保育士、教諭（保育所、幼稚園の職員）

- ・ 専門的職種であり、原則として現員の確保が必要。
- ・ 幼・保一元化、施設の統廃合等の検討が必要。

- ・民間への委託についても検討が必要。

(3) 保健師

- ・専門的な職種であり、原則として現員の確保が必要。
- ・高齢化社会の到来、介護サービスの高度化により、増員及び配置について検討が必要。

(4) 給食調理員

- ・学校施設の統廃合、センター方式、民間委託方式の検討が必要となってくる。
- ・原則として、当分の間補充は行わず、臨時職員、アルバイト等で不足を補うこととする。

(5) 医師、看護師

- ・専門的な職種であり、原則として現員の確保が必要。
- ・長期的には、施設の廃止を含めて検討する必要がある。

(6) その他の現業職職員（環境衛生、学校用務員、運転手等）

- ・現業部門については、民間委託等を含めた抜本的な見直しが必要である。
- ・原則として、当分の間補充は行わず、臨時職員、アルバイト等で不足を補うこととする。

(7) 消防職員

- ・専門的職種であり、原則として現員を確保する。
- ・設立の経緯により職員構成が非常に不均衡であり、調整が必要である。
- ・施設、装備、総合的人員を考えた場合、広域化を検討する必要がある。

部門別、職種別の定員適正化を考えた場合、合併に続く不断の行財政改革に負うところが多く、総合的な取り組みが必要であり、政治的な判断に左右されるものも多いことから、新町において、新町建設計画、総合計画等も加味した定員適正化計画の策定が必要である。

協議第 12 号 事務機構及び組織の取扱いについて

《先進事例》

	市町村名等	合併(予定)年月日	調 整 方 針
	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	H17.3.22(新設合併予定)	<p>1 新市の事務組織及び機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1)住民が利用しやすくわかりやすいこと。</p> <p>(2)住民の声を適切に反映できること。</p> <p>(3)指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること。</p> <p>(4)行政課題等に迅速かつ的確に対応できること。</p> <p>2 綾歌町及び飯山町の本庁舎を市民総合センター(支所)とする。市民総合センターについては、住民の利便性に十分配慮した組織及び機構とする。</p> <p>3 新市の事務組織及び機構は、別紙のとおりとする。</p>
	邑久郡合併協議会 【牛窓町・邑久町・長船町】	H16.11.1(新設合併予定)	<p>1 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>2 新市における事務組織及び機構は、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。</p> <p>【組織・機構の整備方針】</p> <p>地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>簡素で効率的な組織・機構</p>
	東かがわ市 【引田町・白鳥町・大内町】	H15.4.1(新設合併)	<p>新市の事務機構及び組織は、次の方針に従い整備するものとする。</p> <p>1 当面 3 町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用するとともに、現引田町役場庁舎及び現大内町役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。</p> <p>2 現白鳥町五名支所及び現白鳥町福栄支所は、それぞれ出張所とする。</p> <p>3 事務機構及び組織は、効率的で住民に分かりやすく、利用しやすいものとし、本庁及び支所</p>

			<p>に総合窓口を設ける。</p> <p>4 付属機関は、3 町ともに置かれているものについては統合し、2 町又は 1 町のみには置かれていないものについては実情を考慮し整備する。</p> <p>5 事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、グループ制を導入する。</p>
さぬき市 【津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町】	H14.4.1 (新設合併)	<p>1 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効利用した組織及び機構とする。</p> <p>2 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」(別紙)に基づき整備する。</p> <p>3 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>(別紙)</p> <p>新市における行政組織・機構の整備方針</p> <p>新市における行政組織・機構は、次により整備するものとする。</p> <p>新市における行政組織・機構については、当面の事務所の位置は確定したが、従前の合併関係 5 町の行政組織・機構を満たすには、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化を図ることは困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要がある。</p> <p>このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>(2) 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(3) 指揮命令系統が分りやすい組織・機構</p> <p>(4) 責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(6) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(7) 行政課題に即応できる組織・機構</p> <p>(8) 現有庁舎を有効利用できる組織・機構</p>	

			(9) 緊急時に即応できる組織・機構
さいたま市 【浦和市、大宮氏、与野市】	H13.5.1 (新設合併)		<p>新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併 6 か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。</p> <p>(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>(2) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>(6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構</p>
西東京市 【田無市、保谷市】	H13.1.21 (新設合併)		<p>新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の 2 段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。</p> <p>また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。</p> <p>合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままのかたちで統合する。</p> <p>平成 13 年 4 月からは、議会事務局のほか、市長部局 9 部、教育委員会部局 2 部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。</p> <p>《新市における組織・機構の整備方針》</p> <p>ア 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>イ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>ウ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>エ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>オ 簡素で効率的な組織・機構</p>

《関係法令》

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第 2 条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小限の経費で最大限の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（執行機関の組織）

第 138 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【事例・通知・注釈】

支所は市町村内の特定区域に限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。（昭和 33・2・26 行実）

支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃止せず支所とする場合等があり、その組織は相当の職員が常

時勤務することを要件とする。(昭和 23・11・20 行実)

(都道府県の局部・分課及び市町村の部課)

第 158 条

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第 2 条第十四項及び第十五項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失わないように定めなければならない。

(支庁及び地方事務所等の長)

第 175 条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

(職務・組織・設置)

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

協議第 13 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 9 月 13 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

一部事務組合等の取扱いについて

- (1) 香川縣市町総合事務組合、満濃町外 4 ヶ市町山林組合、仲南町外 4 ヶ市町（七箇地区）山林組合、仲南町外 3 ヶ市町（十郷地区）山林組合、中讃広域行政事務組合、香川県中部広域競艇事業組合、財田川防災組合及び仲多度南部消防組合については、新町において引き続き加入する。
- (2) 公平委員会事務に係る事務の委託及び資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。
- (3) 3 町の土地開発公社のうち、2 つの土地開発公社が所有する財産を他の土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。譲渡を受けた土地開発公社を新町の土地開発公社とする。

一部事務組合等の取扱いについて

- (4) 財団法人ことなみ振興公社、株式会社グリーンパークまんのう及び有限会社仲南振興公社については、出捐金・出資金は新町に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	一部事務組合等の取扱い	事務事業項目名	一部事務組合等		
事務事業名	一部事務組合等	専門部会名	企画部会・総務部会	分科会名	企画分科会・総務部会
調整方針	<p>(1) 香川各市町総合事務組合、満濃町外4ヶ市町山林組合、仲南町外4ヶ市町(七箇地区)山林組合、仲南町外3ヶ市町(十郷地区)山林組合、中讃広域行政事務組合、香川県中部広域競艇事業組合、財田川防災組合及び仲多度南部消防組合については、新町において引き続き加入する。</p> <p>(2) 公平委員会事務に係る事務の委託及び資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。</p>				
項目			満濃町	仲南町	
一部事務組合	香川各市町総合事務組合	(さぬき市、東かがわ市、県内全町および一部事務組合)			
	仲多度南部消防組合	(琴南町、満濃町、琴平町、仲南町)			
	満濃町外4ヶ市町山林組合	(満濃町、琴平町、仲南町、丸亀市、善通寺市)			
	仲南町外4ヶ市町(七箇地区)山林組合	(満濃町、琴平町、仲南町、丸亀市、善通寺市)			
	中讃広域行政事務組合	(琴南町、満濃町、琴平町、仲南町、丸亀市、善通寺市、多度津町、飯山町、綾歌町)			
	香川県中部広域競艇事業組合	(琴南町、満濃町、琴平町、仲南町、詫間町、飯山町、宇多津町、仁尾町、綾歌町)			
	財田川防災組合	(仲南町、観音寺市、山本町、財田町)			
	仲南町外3ヶ市町(十郷地区)山林組合	(満濃町、琴平町、仲南町、善通寺市)			
事務の委託	公平委員会事務委託(香川県人事委員会)	香川県人事委員会に委託 (さぬき市、東かがわ市、県内全町および一部事務組合)			
	資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託	善通寺市に委託(琴南町、満濃町、琴平町、仲南町)			

琴南町・満濃町・仲南町協議会 項目別調整方針

合併協定項目	一部事務組合等の取扱い		事務事業項目名	土地利用計画		
事務事業名	土地開発公社		専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	(3) 3町の土地開発公社のうち、2つの土地開発公社が所有する財産を他の土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。譲渡を受けた土地開発公社を新町の土地開発公社とする。					
項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
土地開発公社	<p>琴南町土地開発公社</p> <p>公共用地及び公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>平成4年4月3日設立 理事長 1名 理事 5名 監事 2名</p> <p>財産目録 現金及び預金 5,314,231 円 資産合計 5,314,231 円</p> <p>負債合計 0 円</p> <p>正味財産 5,314,231 円</p> <p>平成15年度に土地を取得し、平成16年度に売却予定。 (平成15年3月31日現在)</p>	<p>満濃町土地開発公社</p> <p>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>昭和49年9月17日設立 理事長 1名 理事 8名 監事 2名 出納員 1名</p> <p>財産目録 現金及び預金 11,260,032 円 公有用地 35,658,480 円 資産合計 46,918,512 円</p> <p>長期借入金 35,658,578 円 負債合計 35,658,578 円</p> <p>正味財産 11,259,934 円</p> <p>公有用地 一級河川土器川改修(吉野堤防)工事用地国債分 849㎡を平成15年度に売却予定。平成15年度に新たに土地を取得予定。 (平成15年3月31日現在)</p>	<p>仲南町土地開発公社</p> <p>公共用地及び公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>昭和62年10月26日設立 理事長 1名 理事 8名 監事 2名</p> <p>財産目録 現金及び預金 74,128,350 円 資産合計 74,128,350 円</p> <p>負債合計 0 円</p> <p>正味財産 74,128,350 円</p> <p>(平成15年3月31日現在)</p>			

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	一部事務組合等の取扱い		事務事業項目名	第三セクター		
事務事業名	第三セクター		専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	(4) 財団法人ことなみ振興公社、株式会社グリーンパークまんのう及び有限会社仲南振興公社については、出捐金・出資金は新町に引継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。					
項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
第三セクター (管理運営に関する権限がある団体のみ記載)	<p>(財)ことなみ振興公社</p> <p>道の駅ことなみ(美霞洞温泉・エピアみかど)の営業とキャンプ場など3施設を管理。</p> <p>平成8年12月18日設立</p> <p>理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名 理事 9名</p> <p>資本金 103,400,000 円</p> <p>内訳</p> <p>琴南町 102,200,000 円 琴南町商工会 400,000 円 香川県農協 400,000 円 森林組合 400,000 円</p>	<p>(株)グリーンパークまんのう</p> <p>満濃池周辺公園用地・施設等の維持管理及び運営管理等</p> <p>平成9年3月18日設立</p> <p>代表取締役 1名 取締役 8名</p> <p>資本金 20,000,000 円</p> <p>内訳</p> <p>満濃町 8,000,000 円 香川県農協 1,000,000 円 満濃町建設業協同組合 5,000,000 円 満濃町商工会 600,000 円 香川県西部森林組合 600,000 円 (有)まんのう 400,000 円 (有)かりん市 400,000 円 四国グリーン産業(株) 4,000,000 円</p>	<p>(有)仲南振興公社</p> <p>道の駅、特産品センター、ロッジ、研修館、伝承館、塩入温泉の運営</p> <p>平成15年11月20日設立</p> <p>代表取締役 1名 取締役 4名</p> <p>資本金 16,100,000 円</p> <p>内訳</p> <p>仲南町 15,000,000 円 香川県農協 500,000 円 仲南町商工会 300,000 円 仲南町森林組合 300,000 円</p>			

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合とは、市町村等の事務の一部を共同処理するために設立された組合で、特別地方公共団体です。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である、等の理由で設立されるものです。

新設合併の場合、合併に伴い3町の法人格は消滅するので、3町が構成団体となっている一部事務組合については、当該一部事務組合の規約変更などの手続きが必要となります。

このため、3町が構成町となっている一部事務組合について、その取扱いを協議する必要があります。

また、3町が構成団体となっている事務の委託についても、一部事務組合と同様にその取扱いを協議する必要があります。

さらに、3町が出資団体となっている財団法人、第3セクターについても、その取扱いを協議する必要があります。

3町が構成団体となっている一部事務組合。

(一部事務組合等に関する特例)

合併特例法の規定によりすべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務の変更など、一部事務組合の規約を変更して、市町村の合併の日において一部事務組合を当該合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とすることができる。

組合名	共同処理する事務	琴南町	満濃町	仲南町
香川県市町総合事務組合 平成16年7月1日設立	非常勤消防団員の災害補償 消防作業及び救急業務協力者の災害補償 水防従事者の災害補償 災害対策応急措置業務従事者の災害補償 非常勤消防団員の退職報償金支給 消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務			

	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務			
満濃町外4ヶ市町山林組合 昭和33年7月1日	組合所有財産(山林)に関する事務	-		
仲南町外3ヶ市町(十郷地区)山林組合 昭和45年7月25日	組合所有財産(山林)に関する事務			
仲南町外4ヶ市町(七箇地区)山林組合 昭和33年8月19日	組合所有財産(山林)に関する事務	-		
中讃広域行政事務組合 昭和46年10月1日	広域市町村圏計画の策定、実施及び連絡調整 市町税等の滞納整理 特別養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設等に対する技術支援 一般廃棄物最終処分場の設置、運営管理 クリントピア丸亀ごみ焼却場の設置、運営管理 仲善クリーンセンターごみ焼却場の設置、運営管理 リサイクルプラザの設置、運営管理 し尿処理施設の設置、運営管理 葬祭場の設置、運営管理並びに霊柩車輸送、葬祭具の貸付業務 情報センターの設置、運営管理 視聴覚ライブラリーの設置、運営管理 中讃ふるさと市町村圏基金を活用した圏域事業の実施 広域圏における地域情報化の推進及び実施のための連絡調整 介護認定審査会の設置、運営管理			

	生活保護法に基づく介護扶助のための要介護状態の審査判定			
香川県中部広域競艇事業組合 平成16年4月1日設立	モーターボート競走法によるモーターボート競走に関する事務			
財田川防災組合 昭和37年2月12日設立	財田川沿岸の水害を防止するため、防災施設構築の促進並びにこれらの維持管理に関する事務	-	-	
仲多度南部消防組合 昭和45年4月1日設立	関係町の消防、水防及び救急に関する業務を共同処理するものとする。ただし、消防水利施設の設置及び維持管理並びに消防団に関する事務を除く。			

事務の委託

(一般的な取扱い)

当該事務について、新町において処理するか、他の地方公共団体に委託するのかを決定する必要があります。

	委託する事務	琴南町	満濃町	仲南町
公平委員会事務委託 (香川県人事委員会に委託)	公平委員会とは、地方公務員法において地方公共団体に置くこととされているもので、その職務は、地方公共団体の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること、並びに職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすることです。			

資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託 (普通寺市に委託)	資源ごみ及び粗大ごみの圧縮選別等処理に関する事務。			
-------------------------------------	---------------------------	--	--	--

参 考 一部事務組合 (A町、B町、C町、で合併し、D町になる場合。)									
<p>3町の全部又は一部と他の市町で構成されている一部事務組合。</p> <p>組合 (A町、B町、E町、F市で構成)</p> <table border="1" data-bbox="266 687 844 785"> <tr> <td>A町</td> <td>B町</td> <td>E町</td> <td>F市</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="266 826 412 924"> <tr> <td>C町</td> </tr> </table>	A町	B町	E町	F市	C町	<p>組合 (D町、E町、F市で構成)</p> <table border="1" data-bbox="1279 715 1711 823"> <tr> <td>D町</td> <td>E町</td> <td>F市</td> </tr> </table> <p>「規約の変更等を行う。」</p>	D町	E町	F市
A町	B町	E町	F市						
C町									
D町	E町	F市							

一部事務組合関係法令

1. 地方自治法（抜粋）

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～5 省略

6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

（組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六条

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十条

第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

2. 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

(一部事務組合等に関する特例)

第九条の二

市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十一条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

公平委員会関係法令

1. 地方自治法(抜粋)

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第一百八十条の五

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左のとおりである。

- (1)教育委員会
- (2)選挙管理委員会
- (3)人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4)監査委員

2 省略

(事務の委託)

第二百五十二条の十四

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

2 . 地方公務員法(抜粋)

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七条

都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

- 2 省略
- 3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
- 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第八条

省略

- 2 公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。
 - (1)職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の請求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
 - (2)職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
 - (3)前二号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務以下省略

土地開発公社関係法令

公有地の拡大の推進に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条

この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買に関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(設立)

第十条

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

- 2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(解散)

第二十二條

土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

- 2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

(民法等の準用)

第二十三條

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十二条第二項、第五十三条から第五十五条まで、第五十九条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第三十七条ノ二までの規定は、土地開発公社について準用する。

- 2 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

第3 セクター関係法令

民法（抜粋）

第三十四条

祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

商法（抜粋）

第五十二条

本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ

2 営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモノ之ヲ会社ト看做ス

第五十三条 会社ハ合名会社、合資会社及株式会社ノ三種トス

協議第15号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会長 香川重広

使用料、手数料等の取扱いについて

- (1) 窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。
- (2) 公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い			事務事業項目名	使用料、手数料等		
事務事業名	手数料等			専門部会名	総務部会	分科会名	財務分科会
調整方針	窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。						
現		況			具体的な調整内容		
具体項目	手数料の種類	単位	琴南町	満濃町	仲南町	単位	調整額・内容
戸籍法関係	戸籍の謄抄本又は戸籍の全部若しくは一部の事項証明	1通	450円	450円	450円	1通	450円
	除籍の謄抄本又は除籍の全部若しくは一部の事項証明	1通	750円	750円	750円	1通	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350円	350円	350円	1件	350円
	除籍に記載した事項に関する証明	1件	450円	450円	450円	1件	450円
	届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書	1通	350円	350円	350円	1通	350円
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届書の受理証明書	1通	1,400円	1,400円	1,400円	1通	1,400円
	届書その他書類の閲覧	1件	350円	350円	350円	1件	350円
身分等関係	印鑑に関する証明	1件	300円	300円	300円	1件	300円
	印鑑登録証の交付（但し、初回の登録は無料）	1件	300円	300円	300円	1件	300円
	住民基本台帳カード交付	1件	500円	500円	500円	1件	500円
	身分に関する証明	1件	300円	300円	300円	1件	300円
	住民票の写し	1件	300円	300円	300円	1件	300円
	住民基本台帳の閲覧	1件	300円	300円	300円	1件	300円
	戸籍付票の謄抄本	1件	300円	300円	300円	1件	300円
	住民票の記載事項に関する証明	1件	300円	300円	300円	1件	300円
税	優良宅地造成認定申請	1件	86,000円			1件	86,000円
	優良住宅新築認定申請						
	新築住宅床面積合計						
	100㎡以下	1件	6,200円			1件	6,200円
	100㎡を超え500㎡以下	1件	8,600円			1件	8,600円
	500㎡を超え2,000㎡以下	1件	13,000円			1件	13,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	35,000円			1件	35,000円
10,000㎡を超えるもの	1件	43,000円			1件	43,000円	
住宅用家屋証明	1件	1,300円			1件	1,300円	
諸税及び公課に関する証明	1件	300円	300円	300円	1件	300円	

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い			事務事業項目名	使用料、手数料等		
事務事業名	手数料等			専門部会名	総務部会	分科会名	財務分科会
調整方針	窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。						
現 況				具 体 的 な 調 整 内 容			
具体項目	手 数 料 の 種 類	単位	琴南町	満濃町	仲南町	単位	調整額・内容
狂犬病予防	犬の登録	1件	3,000円	3,000円	3,000円	1件	3,000円
	犬の鑑札の再交付	1件	1,600円	1,600円	1,600円	1件	1,600円
	狂犬病予防注射済票交付	1件	550円	550円	550円	1件	550円
	狂犬病予防注射済票再交付	1件	340円	340円	340円	1件	340円
	狂犬病予防注射	1件	2,300円	2,300円	2,300円	1件	2,300円
鳥獣保護	鳥獣飼養許可証の交付	1件	3,400円	2,600円	3,400円	1件	3,400円
	鳥獣飼養許可証の更新	1件	3,400円	2,600円	3,400円	1件	3,400円
	鳥獣飼養許可証の再交付	1件	3,400円	2,600円	3,400円	1件	3,400円
臨時運行許可	臨時運行許可申請	1両			750円	1件	750円
その他	その他の証明	1件	300円	300円	300円	1件	300円

地方自治法 [抜粋]

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い		事務事業項目名	使用料、手数料等																																																																																																																																							
事務事業名	使用料等の取扱い		専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会																																																																																																																																					
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																																																																										
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町																																																																																																																																						
社会福祉施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">美露洞温泉</td> <td rowspan="2">6畳</td> <td>甲室</td> <td>2,400円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>乙室</td> <td>2,000円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8畳</td> <td>甲室</td> <td>3,100円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>乙室</td> <td>2,500円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10畳</td> <td>甲室</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>乙室</td> <td>3,100円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3階和室</td> <td>3,800円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大広間</td> <td>6,500円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1.土、日曜日及び祝祭日以外の平日は、300円引きとする。 2.5日以上連泊者の昼間の室料は、基本料金のみとする。</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>区分</td> <td colspan="2">料金</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料</td> <td>老人</td> <td>70歳以上の者</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>町内に居住する老人</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小人</td> <td>12歳未満の者</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>3歳未満の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">宿泊料</td> <td>区分</td> <td>甲室6畳</td> <td>甲室8,10畳</td> </tr> <tr> <td>1人で利用</td> <td>6,500円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>2人で利用</td> <td>6,300円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>3人で利用</td> <td>6,200円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>4人以上で利用</td> <td colspan="2">6,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1.70歳以上は、1人につき300円引き 2.子供(3~12歳)は、1人につき4,800円 3.乙室利用は、甲室料金の200円引き</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	使用料		基本料金	超過料	美露洞温泉	6畳	甲室	2,400円	500円	乙室	2,000円	450円	8畳	甲室	3,100円	750円	乙室	2,500円	600円	10畳	甲室	3,800円	1,000円	乙室	3,100円	900円	3階和室		3,800円	1,300円	大広間		6,500円	2,600円	1.土、日曜日及び祝祭日以外の平日は、300円引きとする。 2.5日以上連泊者の昼間の室料は、基本料金のみとする。				種別	区分	料金		入場料	老人	70歳以上の者	300円	一般	町内に居住する老人	200円	一般	600円	小人	12歳未満の者	250円	3歳未満の者	無料	宿泊料	区分	甲室6畳	甲室8,10畳	1人で利用	6,500円	7,000円	2人で利用	6,300円	6,500円	3人で利用	6,200円	6,400円	4人以上で利用	6,200円		1.70歳以上は、1人につき300円引き 2.子供(3~12歳)は、1人につき4,800円 3.乙室利用は、甲室料金の200円引き				<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">かりん温泉</td> <td rowspan="5">入場料</td> <td>老人</td> <td>70歳以上の者 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町内に居住する老人</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町内に居住で身体障害者手帳交付済の者</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>12歳未満の者 200円</td> </tr> <tr> <td>3歳未満の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多目的室使用料</td> <td>午前9時~午後1時</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>午後1時~午後5時</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>午後5時~閉館</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ただし、20名以上の団体での使用のみ適用する。</td> </tr> <tr> <td>テニスコート使用料</td> <td colspan="2">1回使用1時間単位とし2時間を限度とする。</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	種別	区分	料金	かりん温泉	入場料	老人	70歳以上の者 300円	町内に居住する老人	100円	一般	400円	町内に居住で身体障害者手帳交付済の者	200円	小人	12歳未満の者 200円	3歳未満の者	無料	多目的室使用料	午前9時~午後1時	2,000円	午後1時~午後5時	2,000円	午後5時~閉館	2,000円	ただし、20名以上の団体での使用のみ適用する。				テニスコート使用料	1回使用1時間単位とし2時間を限度とする。		無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">塩入ふれあいセンター</td> <td rowspan="6">利用券</td> <td>町内在住の70歳以上の者</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>12歳以上の一般の者</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>同上の身体障害者手帳を所持している者</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満の者</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>同上の身体障害者手帳を所持している者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳未満の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>12歳以上の一般の者 10回券</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	種別	区分	使用料	塩入ふれあいセンター	利用券	町内在住の70歳以上の者	300円	12歳以上の一般の者	500円	同上の身体障害者手帳を所持している者	300円	12歳未満の者	300円	同上の身体障害者手帳を所持している者	無料	3歳未満の者	無料	回数券	12歳以上の一般の者 10回券	4,500円	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。
	施設名	区分			使用料																																																																																																																																						
基本料金			超過料																																																																																																																																								
美露洞温泉	6畳	甲室	2,400円	500円																																																																																																																																							
		乙室	2,000円	450円																																																																																																																																							
	8畳	甲室	3,100円	750円																																																																																																																																							
		乙室	2,500円	600円																																																																																																																																							
	10畳	甲室	3,800円	1,000円																																																																																																																																							
		乙室	3,100円	900円																																																																																																																																							
	3階和室		3,800円	1,300円																																																																																																																																							
	大広間		6,500円	2,600円																																																																																																																																							
	1.土、日曜日及び祝祭日以外の平日は、300円引きとする。 2.5日以上連泊者の昼間の室料は、基本料金のみとする。																																																																																																																																										
	種別	区分	料金																																																																																																																																								
入場料	老人	70歳以上の者	300円																																																																																																																																								
	一般	町内に居住する老人	200円																																																																																																																																								
		一般	600円																																																																																																																																								
小人	12歳未満の者	250円																																																																																																																																									
	3歳未満の者	無料																																																																																																																																									
宿泊料	区分	甲室6畳	甲室8,10畳																																																																																																																																								
	1人で利用	6,500円	7,000円																																																																																																																																								
	2人で利用	6,300円	6,500円																																																																																																																																								
	3人で利用	6,200円	6,400円																																																																																																																																								
4人以上で利用	6,200円																																																																																																																																										
1.70歳以上は、1人につき300円引き 2.子供(3~12歳)は、1人につき4,800円 3.乙室利用は、甲室料金の200円引き																																																																																																																																											
施設名	種別	区分	料金																																																																																																																																								
かりん温泉	入場料	老人	70歳以上の者 300円																																																																																																																																								
		町内に居住する老人	100円																																																																																																																																								
			一般	400円																																																																																																																																							
		町内に居住で身体障害者手帳交付済の者	200円																																																																																																																																								
			小人	12歳未満の者 200円																																																																																																																																							
	3歳未満の者	無料																																																																																																																																									
	多目的室使用料	午前9時~午後1時	2,000円																																																																																																																																								
		午後1時~午後5時	2,000円																																																																																																																																								
		午後5時~閉館	2,000円																																																																																																																																								
	ただし、20名以上の団体での使用のみ適用する。																																																																																																																																										
テニスコート使用料	1回使用1時間単位とし2時間を限度とする。		無料																																																																																																																																								
施設名	種別	区分	使用料																																																																																																																																								
塩入ふれあいセンター	利用券	町内在住の70歳以上の者	300円																																																																																																																																								
		12歳以上の一般の者	500円																																																																																																																																								
		同上の身体障害者手帳を所持している者	300円																																																																																																																																								
		12歳未満の者	300円																																																																																																																																								
		同上の身体障害者手帳を所持している者	無料																																																																																																																																								
		3歳未満の者	無料																																																																																																																																								
	回数券	12歳以上の一般の者 10回券	4,500円																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">エピアみかど</td> <td>浴室</td> <td>600円</td> <td>1人につき</td> </tr> <tr> <td>カルチャールーム</td> <td>1,000円</td> <td>3時間以内</td> </tr> <tr> <td>くつろぎスペース</td> <td>1,000円</td> <td>3時間以内(能舞台使用時)</td> </tr> <tr> <td>能舞台</td> <td>1,000円</td> <td>3時間以内</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>4,000円</td> <td>3時間以内 (会議室として利用の場合)</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="3">1.カルチャールーム、くつろぎスペース、能舞台 1時間の超過につき300円を納付する。 2.休憩室は、1時間の超過に月1,500円を納付する。</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	金額	備考	エピアみかど	浴室	600円	1人につき	カルチャールーム	1,000円	3時間以内	くつろぎスペース	1,000円	3時間以内(能舞台使用時)	能舞台	1,000円	3時間以内	休憩室	4,000円	3時間以内 (会議室として利用の場合)	摘要	1.カルチャールーム、くつろぎスペース、能舞台 1時間の超過につき300円を納付する。 2.休憩室は、1時間の超過に月1,500円を納付する。																																																																																																																				
施設名	区分	金額	備考																																																																																																																																								
エピアみかど	浴室	600円	1人につき																																																																																																																																								
	カルチャールーム	1,000円	3時間以内																																																																																																																																								
	くつろぎスペース	1,000円	3時間以内(能舞台使用時)																																																																																																																																								
	能舞台	1,000円	3時間以内																																																																																																																																								
	休憩室	4,000円	3時間以内 (会議室として利用の場合)																																																																																																																																								
	摘要	1.カルチャールーム、くつろぎスペース、能舞台 1時間の超過につき300円を納付する。 2.休憩室は、1時間の超過に月1,500円を納付する。																																																																																																																																									

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い		事務事業項目名	使用料、手数料等												
事務事業名	使用料等の取扱い		専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会										
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。															
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容												
社会福祉施設			<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>長尾会館</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </table>		施設名	使用料	備考	長尾会館	無料		公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。					
	施設名	使用料	備考													
	長尾会館	無料														
			<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>高篠ふれあいセンター</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </table>		施設名	使用料	備考	高篠ふれあいセンター	無料							
	施設名	使用料	備考													
	高篠ふれあいセンター	無料														
					<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>老人福祉センター</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </table>			施設名	使用料	備考				老人福祉センター	無料	
	施設名	使用料	備考													
	老人福祉センター	無料														
	施設名	居住部門入居に係る対象収入による階層区分	利用者負担額 (月額)													
高齢者 生活福祉 センター	1,200,000円以下	0円														
	1,200,001円~1,300,000円	4,000円														
	1,300,001円~1,400,000円	7,000円														
	1,400,001円~1,500,000円	10,000円														
	1,500,001円~1,600,000円	13,000円														
	1,600,001円~1,700,000円	16,000円														
	1,700,001円~1,800,000円	19,000円														
	1,800,001円~1,900,000円	22,000円														
	1,900,001円~2,000,000円	25,000円														
	2,000,001円以上	30,000円														
施設名	利 用 料															
特別養護 老人 ホーム	介護保険法第40条に定められる介護給付費、老人福祉施設基準第9条、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第10条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第96条及び第127条に定める利用料とする。															
施設名	使用料	備考														
勝川・中通児童館	無料															
施設名	使用料	備考														
満濃町児童館	無料															

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い				事務事業項目名	使用料、手数料等																																																																																																																																												
事務事業名	使用料等の取扱い				専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会																																																																																																																																										
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																																																																																	
具体項目	琴南町				満濃町			仲南町		具体的な調整内容																																																																																																																																								
コミュニティ活動施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th rowspan="3">室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">追加使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">中央公民館</td> <td>1F大ホール</td> <td>9,000円</td> <td>13,500円</td> <td>2,300円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1F調理実習室</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>130円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1F研修室</td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>2F会議室・和室</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> <td>450円</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>2F会議室・洋室</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>250円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>130円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 8:30~12:30 13:00~17:00 17:30~21:30 2. 追加使用料は、前項の時間帯を超えたとき、昼・夜の区分による1時間毎の額を加算する。 3. 暖房を使用するときは使用料額の1割を加算する。 4. 本町以外の者が利用するときは、基本料金の30%増とする。</p>				施設名	室名	使用料				基本使用料		追加使用料		昼間	夜間	昼間	夜間	中央公民館	1F大ホール	9,000円	13,500円	2,300円	3,500円	1F調理実習室	500円	800円	130円	200円	1F研修室	400円	600円	100円	150円	2F会議室・和室	1,800円	2,700円	450円	680円	2F会議室・洋室	1,000円	1,500円	250円	380円	その他	500円	800円	130円	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:00~16:00</th> <th>17:00~20:00</th> <th>8:00~20:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神野・吉野・四条高橋・長炭公民館</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	使用料			8:00~16:00	17:00~20:00	8:00~20:00	神野・吉野・四条高橋・長炭公民館	1,000円	1,500円	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="6">使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>9:00~17:00</th> <th>9:00~22:00</th> <th>冷房(1時間につき)</th> <th>暖房(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">中央公民館</td> <td>第1会議室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>500円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>400円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>400円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第一集会室</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>7,000円</td> <td>400円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第二集会室</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>7,000円</td> <td>400円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第三集会室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="8">町外使用者の使用料は、5割増とする。</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	室名	使用料						9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~17:00	9:00~22:00	冷房(1時間につき)	暖房(1時間につき)	中央公民館	第1会議室	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	300円	200円	調理実習室	3,000円	3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	500円	400円	研修室	3,000円	3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	400円	300円	第2会議室	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	6,000円	400円	300円	第一集会室	2,500円	2,500円	3,000円	5,000円	7,000円	400円	300円	第二集会室	2,500円	2,500円	3,000円	5,000円	7,000円	400円	300円	第三集会室	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	300円	200円	町外使用者の使用料は、5割増とする。								公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。
	施設名	室名	使用料																																																																																																																																															
基本使用料			追加使用料																																																																																																																																															
昼間			夜間	昼間	夜間																																																																																																																																													
中央公民館	1F大ホール	9,000円	13,500円	2,300円	3,500円																																																																																																																																													
	1F調理実習室	500円	800円	130円	200円																																																																																																																																													
	1F研修室	400円	600円	100円	150円																																																																																																																																													
	2F会議室・和室	1,800円	2,700円	450円	680円																																																																																																																																													
	2F会議室・洋室	1,000円	1,500円	250円	380円																																																																																																																																													
	その他	500円	800円	130円	200円																																																																																																																																													
施設名	使用料																																																																																																																																																	
	8:00~16:00	17:00~20:00	8:00~20:00																																																																																																																																															
神野・吉野・四条高橋・長炭公民館	1,000円	1,500円	2,000円																																																																																																																																															
施設名	室名	使用料																																																																																																																																																
		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~17:00	9:00~22:00	冷房(1時間につき)	暖房(1時間につき)																																																																																																																																										
中央公民館	第1会議室	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	300円	200円																																																																																																																																										
	調理実習室	3,000円	3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	500円	400円																																																																																																																																										
	研修室	3,000円	3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	400円	300円																																																																																																																																										
	第2会議室	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	6,000円	400円	300円																																																																																																																																										
	第一集会室	2,500円	2,500円	3,000円	5,000円	7,000円	400円	300円																																																																																																																																										
	第二集会室	2,500円	2,500円	3,000円	5,000円	7,000円	400円	300円																																																																																																																																										
	第三集会室	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	300円	200円																																																																																																																																										
	町外使用者の使用料は、5割増とする。																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th rowspan="3">室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">追加使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">総合センター</td> <td>大会議室</td> <td>2,060円</td> <td>3,090円</td> <td>520円</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>520円</td> <td>720円</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>農林研修室</td> <td>720円</td> <td>1,030円</td> <td>150円</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>娯楽宿泊室A</td> <td>520円</td> <td>770円</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>娯楽宿泊室B</td> <td>410円</td> <td>620円</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>520円</td> <td>770円</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1. 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 8:30~12:30 13:00~17:00 17:30~21:30 2. 追加使用料は、次の時間帯分を加算する。 3. 暖房を使用するときは使用料額の3割を加算する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊料</td> <td>小中学生・老人</td> <td colspan="2">210円</td> <td>410円</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>1人1泊</td> <td colspan="4">17:00~翌日8:30</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	室名	使用料				基本使用料		追加使用料		昼間	夜間	昼間	夜間	総合センター	大会議室	2,060円	3,090円	520円	770円	小会議室	520円	720円	100円	150円	農林研修室	720円	1,030円	150円	260円	娯楽宿泊室A	520円	770円	100円	150円	娯楽宿泊室B	410円	620円	100円	150円	調理実習室	520円	770円	100円	150円	1. 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 8:30~12:30 13:00~17:00 17:30~21:30 2. 追加使用料は、次の時間帯分を加算する。 3. 暖房を使用するときは使用料額の3割を加算する。					宿泊料	小中学生・老人	210円		410円	620円	1人1泊	17:00~翌日8:30																																																																																					
施設名	室名	使用料																																																																																																																																																
		基本使用料				追加使用料																																																																																																																																												
		昼間	夜間	昼間	夜間																																																																																																																																													
総合センター	大会議室	2,060円	3,090円	520円	770円																																																																																																																																													
	小会議室	520円	720円	100円	150円																																																																																																																																													
	農林研修室	720円	1,030円	150円	260円																																																																																																																																													
	娯楽宿泊室A	520円	770円	100円	150円																																																																																																																																													
	娯楽宿泊室B	410円	620円	100円	150円																																																																																																																																													
	調理実習室	520円	770円	100円	150円																																																																																																																																													
	1. 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 8:30~12:30 13:00~17:00 17:30~21:30 2. 追加使用料は、次の時間帯分を加算する。 3. 暖房を使用するときは使用料額の3割を加算する。																																																																																																																																																	
宿泊料	小中学生・老人	210円		410円	620円																																																																																																																																													
	1人1泊	17:00~翌日8:30																																																																																																																																																

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い				事務事業項目名	使用料、手数料等			
事務事業名	使用料等の取扱い				専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会	
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。								
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町			具体的な調整内容	
コミュニティ活動施設	施設名	区分	使用料				施設名	使用料	備考
			基本使用料		追加使用料				
			昼間	夜間	昼間	夜間	午前	午後	全日
			1,000円	1,500円	300円	500円	無料	無料	無料
	城山 さくら 集会場		1. 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 8:30~12:30 13:00~17:00 17:30~21:30 2. 追加使用料は、前項の時間帯を超えたとき、昼・夜の区分による1時間毎の額を加算する。 3. 暖房を使用するときは使用料額の1割を加算する。						
	施設名	室名	使用料				施設名	使用料	備考
			基本使用料		追加使用料				
			昼間	夜間	昼間	夜間			
	高齢者 コミュニ ティ センター	会議室	2,060円	3,090円	520円	770円	小池・堀切・本目・中筋 山脇・久保・塩入・照井 買田・中原測・八日組 集会所	無料	使用者が利益を目的等の場合は1万円内での使用料
		視聴覚室	1,030円	1,550円	310円	520円			
		喫茶室	1,030円	1,550円	310円	520円			
		料理実習室	520円	770円	100円	150円			
			1. 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 8:30~12:30 13:00~17:00 17:30~21:30 2. 追加使用料は、前項の時間帯を超えたとき、昼・夜の区分による1時間毎の額を加算する。 3. 暖房を使用するときは使用料額の1割を加算する。						
			官利目的の場合、午前又は午後(4時間)1,000円・全日(8時間)2,000円						
			いにいの家						
			公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。						

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い	事務事業項目名	使用料、手数料等																																																																			
事務事業名	使用料等の取扱い	専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会																																																																	
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容																																																																		
社会教育施設 ・都市公園施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>施設使用料</th> <th>照明使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">野球場(多目的広場)</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>1,000円</td> <td>1,800円</td> <td>1時間当たり</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1時間当たり</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td></td> <td>1時間当たり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">健康ふれあいの里</td> <td rowspan="2">キャンプ場A</td> <td>日帰り</td> <td>サイト</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>サイト</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場B</td> <td>日帰り</td> <td>サイト</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>サイト</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>琴南町コミュニティ会館</td> <td>温泉シャワー</td> <td></td> <td>200円/回</td> <td></td> <td>1回当たり3分程度とする</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	単位	施設使用料	照明使用料	備考	野球場(多目的広場)			1,000円	1,800円	1時間当たり	500円	500円	1時間当たり	500円		1時間当たり	健康ふれあいの里	キャンプ場A	日帰り	サイト	500円		宿泊	サイト	1,000円		キャンプ場B	日帰り	サイト	1,000円		宿泊	サイト	1,500円		琴南町コミュニティ会館	温泉シャワー		200円/回		1回当たり3分程度とする			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>施設使用料</th> <th>照明使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">サン・スポーツランド仲南</td> <td rowspan="2">野球場</td> <td>6基</td> <td rowspan="2">1,000円</td> <td>3,000円</td> <td>1時間当たり</td> </tr> <tr> <td>4基</td> <td>2,000円</td> <td>1時間当たり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート</td> <td>1面</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>1時間当たり</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	単位	施設使用料	照明使用料	備考	サン・スポーツランド仲南	野球場	6基	1,000円	3,000円	1時間当たり	4基	2,000円	1時間当たり		テニスコート	1面	500円	800円	1時間当たり	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。	
	施設名	区分	単位	施設使用料	照明使用料	備考																																																																
野球場(多目的広場)			1,000円	1,800円	1時間当たり																																																																	
			500円	500円	1時間当たり																																																																	
			500円		1時間当たり																																																																	
健康ふれあいの里	キャンプ場A	日帰り	サイト	500円																																																																		
		宿泊	サイト	1,000円																																																																		
	キャンプ場B	日帰り	サイト	1,000円																																																																		
		宿泊	サイト	1,500円																																																																		
琴南町コミュニティ会館	温泉シャワー		200円/回		1回当たり3分程度とする																																																																	
施設名	区分	単位	施設使用料	照明使用料	備考																																																																	
サン・スポーツランド仲南	野球場	6基	1,000円	3,000円	1時間当たり																																																																	
		4基		2,000円	1時間当たり																																																																	
	テニスコート	1面	500円	800円	1時間当たり																																																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">尾の瀬山公園</td> <td rowspan="3">バンガロー</td> <td>1棟</td> <td>1日</td> <td>4,000円</td> <td rowspan="3">町民の場合は500円引きとする。</td> </tr> <tr> <td>全室</td> <td>1日</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>8畳1室</td> <td>1日</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td rowspan="2">テント</td> <td>貸出6人用</td> <td>1張</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>持込</td> <td>1張</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">キャンプ場</td> <td rowspan="3">寝具</td> <td>1式</td> <td>1組</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>1枚</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>マット</td> <td>1枚</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">キャンプ場</td> <td rowspan="3">食器等</td> <td>1人分1式</td> <td>1組</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>飯合</td> <td>1個</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>なべ</td> <td>1個</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>炊事場の使用</td> <td></td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	単位	金額	備考	尾の瀬山公園	バンガロー	1棟	1日	4,000円	町民の場合は500円引きとする。	全室	1日	12,000円	8畳1室	1日	7,000円	キャンプ場	テント	貸出6人用	1張	1,500円	持込	1張	500円	キャンプ場	寝具	1式	1組	700円	毛布	1枚	300円	マット	1枚	400円	キャンプ場	食器等	1人分1式	1組	300円	飯合	1個	200円	なべ	1個	200円	炊事場の使用		1日	1,000円																
施設名	区分	単位	金額	備考																																																																		
尾の瀬山公園	バンガロー	1棟	1日	4,000円	町民の場合は500円引きとする。																																																																	
		全室	1日	12,000円																																																																		
		8畳1室	1日	7,000円																																																																		
キャンプ場	テント	貸出6人用	1張	1,500円																																																																		
		持込	1張	500円																																																																		
キャンプ場	寝具	1式	1組	700円																																																																		
		毛布	1枚	300円																																																																		
		マット	1枚	400円																																																																		
キャンプ場	食器等	1人分1式	1組	300円																																																																		
		飯合	1個	200円																																																																		
		なべ	1個	200円																																																																		
炊事場の使用		1日	1,000円																																																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">塩入ふれあいロッジ</td> <td rowspan="6">4人定員の棟</td> <td>平日 日曜</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日 祝祭日の前日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連休 4/28-5/5</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>春休 3/21-4/5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏休 7/21-8/31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年末年始 12/29-1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">10人定員の棟</td> <td>平日 日曜</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日 祝祭日の前日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連休 4/28-5/5</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>春休 3/21-4/5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏休 7/21-8/31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年末年始 12/29-1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寝具追加料</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休憩</td> <td>4人定員</td> <td>1時間</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>10人定員</td> <td>1時間</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長</td> <td>4人定員</td> <td>時間単位</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>10人定員</td> <td>時間単位</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	使用料	備考	塩入ふれあいロッジ	4人定員の棟	平日 日曜	12,000円	土曜日 祝祭日の前日		連休 4/28-5/5	16,000円	春休 3/21-4/5		夏休 7/21-8/31		年末年始 12/29-1/3		10人定員の棟	平日 日曜	30,000円	土曜日 祝祭日の前日		連休 4/28-5/5	37,000円	春休 3/21-4/5		夏休 7/21-8/31		年末年始 12/29-1/3		寝具追加料		1,000円	休憩	4人定員	1時間	5,000円	10人定員	1時間	10,000円	延長	4人定員	時間単位	1,000円	10人定員	時間単位	2,000円	<p>利用時間帯 16:00~翌日10:00</p>																		
施設名	区分	使用料	備考																																																																			
塩入ふれあいロッジ	4人定員の棟	平日 日曜	12,000円																																																																			
		土曜日 祝祭日の前日																																																																				
		連休 4/28-5/5	16,000円																																																																			
		春休 3/21-4/5																																																																				
		夏休 7/21-8/31																																																																				
		年末年始 12/29-1/3																																																																				
	10人定員の棟	平日 日曜	30,000円																																																																			
		土曜日 祝祭日の前日																																																																				
		連休 4/28-5/5	37,000円																																																																			
		春休 3/21-4/5																																																																				
夏休 7/21-8/31																																																																						
年末年始 12/29-1/3																																																																						
寝具追加料		1,000円																																																																				
休憩	4人定員	1時間	5,000円																																																																			
	10人定員	1時間	10,000円																																																																			
延長	4人定員	時間単位	1,000円																																																																			
	10人定員	時間単位	2,000円																																																																			

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い		事務事業項目名	使用料、手数料等				
事務事業名	使用料等の取扱い		専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会		
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。							
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町			
社会教育施設 ・都市公園施設	施設名	区分	使用料	備考				
	町民水泳 プール	町内	無料					
		町外	小学校児童	50円				
			その他学生生徒	80円				
上記以外の者			100円					
		施設名	室名	区分	基本料金(1時間当たり)			
		農村教養文化体育 センター	武道場	団体	町内	9:00~17:00	17:00~22:00	
					町外	100円	200円	
				個人	町内	300円	600円	
					町外	50円	100円	
				町民体育館	体育館	町内	150円	300円
						町外	750円	1,500円
		団体は20名以上とする。町内には、町内事業所に勤務する者を含む。						
		施設名	室名	区分	基本料金(1時間当たり)			
		町民武道館		団体	町内	9:00~17:00	17:00~22:00	
					町外	500円	1,000円	
				個人	町内	1,500円	3,000円	
					町外	250円	500円	
				町民武道館		町内	750円	1,500円
						町外	1,500円	3,000円
		団体は20名以上とする。町内には、町内事業所に勤務する者を含む。						
		施設名	使用料	備考				
		町民武道館	無料					
		町外の団体等は、500円/時間						
		公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。						

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い		事務事業項目名	使用料、手数料等																																																																																						
事務事業名	使用料等の取扱い		専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会																																																																																				
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																									
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町		具体的な調整内容																																																																																					
社会教育施設 ・都市公園施設		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="4">基本料金</th> </tr> <tr> <th>9:00~ 12:00</th> <th>13:00~ 17:00</th> <th>9:00~ 17:00</th> <th>18:00~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">かりん 会館</td> <td>1階会議室</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2階会議室</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>全館会議室</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="6">営利を目的として使用する場合の基本料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1階会議室</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階会議室</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全館会議室</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> <td>13,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> 1. 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の50%増とする。 2. 町外の者が使用するときは、基本料金の50%増とする。 3. 冷暖房の使用料は、基本料金の40%を加算する。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	室名	基本料金				9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	18:00~ 22:00	かりん 会館	1階会議室	無料	無料	無料	無料	2階会議室	無料	無料	無料	無料	全館会議室	無料	無料	無料	無料	営利を目的として使用する場合の基本料金							1階会議室	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円		2階会議室	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円		全館会議室	7,000円	7,000円	13,000円	7,000円	1. 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の50%増とする。 2. 町外の者が使用するときは、基本料金の50%増とする。 3. 冷暖房の使用料は、基本料金の40%を加算する。							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="6">基本料金</th> </tr> <tr> <th>9:00~ 12:00</th> <th>13:00~ 17:00</th> <th>18:00~ 22:00</th> <th>9:00~ 17:00</th> <th>13:00~ 22:00</th> <th>9:00~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町民文化 ホール</td> <td>ホール</td> <td>8,000円</td> <td>14,000円</td> <td>18,000円</td> <td>20,000円</td> <td>28,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> 1. 本町以外の者が利用するときは、基本料金の20%増とする。 2. 冷暖房を使用する場合は、基本料金の40%を加算する。 3. 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の50%を加算する。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	室名	基本料金						9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00	町民文化 ホール	ホール	8,000円	14,000円	18,000円	20,000円	28,000円	35,000円	1. 本町以外の者が利用するときは、基本料金の20%増とする。 2. 冷暖房を使用する場合は、基本料金の40%を加算する。 3. 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の50%を加算する。							公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。
	施設名	室名			基本料金																																																																																					
			9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	18:00~ 22:00																																																																																				
	かりん 会館	1階会議室	無料	無料	無料	無料																																																																																				
2階会議室		無料	無料	無料	無料																																																																																					
全館会議室		無料	無料	無料	無料																																																																																					
営利を目的として使用する場合の基本料金																																																																																										
	1階会議室	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円																																																																																					
	2階会議室	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円																																																																																					
	全館会議室	7,000円	7,000円	13,000円	7,000円																																																																																					
1. 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の50%増とする。 2. 町外の者が使用するときは、基本料金の50%増とする。 3. 冷暖房の使用料は、基本料金の40%を加算する。																																																																																										
施設名	室名	基本料金																																																																																								
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00																																																																																			
町民文化 ホール	ホール	8,000円	14,000円	18,000円	20,000円	28,000円	35,000円																																																																																			
	1. 本町以外の者が利用するときは、基本料金の20%増とする。 2. 冷暖房を使用する場合は、基本料金の40%を加算する。 3. 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の50%を加算する。																																																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>10:00~13:00</th> <th>14:00~17:00</th> <th>10:00~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと研修館</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 1. 連泊日間の全日利用は、10,000円とする。 2. 宿泊は、30,000円とする。(18:00~翌日9:00) </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料			10:00~13:00	14:00~17:00	10:00~17:00	ふるさと研修館	10,000円	10,000円	20,000円	1. 連泊日間の全日利用は、10,000円とする。 2. 宿泊は、30,000円とする。(18:00~翌日9:00)																																																																												
施設名	使用料																																																																																									
	10:00~13:00	14:00~17:00	10:00~17:00																																																																																							
ふるさと研修館	10,000円	10,000円	20,000円																																																																																							
1. 連泊日間の全日利用は、10,000円とする。 2. 宿泊は、30,000円とする。(18:00~翌日9:00)																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝承の館</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">目的外使用の場合は1回5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	備考	伝承の館	無料		目的外使用の場合は1回5,000円																																																																																	
施設名	使用料	備考																																																																																								
伝承の館	無料																																																																																									
目的外使用の場合は1回5,000円																																																																																										

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い				事務事業項目名	使用料、手数料等																																																																																																																				
事務事業名	使用料等の取扱い				専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会																																																																																																																		
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																																																									
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町			具体的な調整内容																																																																																																																		
農林業関連施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th rowspan="3">室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">追加使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農村環境改善センター</td> <td>大会議室</td> <td>4,120円</td> <td>5,770円</td> <td>1,240円</td> <td>1,850円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>520円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1,030円</td> <td>1,550円</td> <td>310円</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>520円</td> <td>820円</td> <td>150円</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 8:30~12:30 13:00~17:00 17:30~21:30 2.追加使用料は、前項の時間帯を超えたとき、昼・夜の区分による1時間毎の額を加算する。 3.暖房を使用するときは使用料額の1割を加算する。</p>		施設名	室名	使用料				基本使用料		追加使用料		昼間	夜間	昼間	夜間	農村環境改善センター	大会議室	4,120円	5,770円	1,240円	1,850円	研修室	1,850円	2,780円	520円	720円	小会議室	1,030円	1,550円	310円	520円	料理実習室	520円	820円	150円	210円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th rowspan="3">室名</th> <th colspan="4">基本料金</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>9:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の各室</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="6">営利を目的として使用する場合の基本料金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農村環境改善センター</td> <td>多目的ホール</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> <td>13,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の各室</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の50%増とする。 2.町外の者が使用するとき、基本料金の50%増とする。 3.冷暖房の使用料は、基本料金の40%を加算する。</p>		施設名	室名	基本料金				9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	18:00~22:00	多目的ホール	無料	無料	無料	無料	上記以外の各室	無料	無料	無料	無料	営利を目的として使用する場合の基本料金						農村環境改善センター	多目的ホール	7,000円	7,000円	13,000円	9,000円	上記以外の各室	3,000円	3,000円	6,000円	5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">室名</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> <th colspan="2">冷暖房料金</th> </tr> <tr> <th>4時間以内</th> <th>1時間に付</th> <th>基本料金単位に付</th> <th>超過料金単位に付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農村環境改善センター</td> <td>農事研修室</td> <td>3,000円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>農事相談室</td> <td>2,000円</td> <td>500円</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>農産加工研修室</td> <td>2,000円</td> <td>500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽スポーツ室</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>郷土資料室</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施設名	室名	基本料金	超過料金	冷暖房料金		4時間以内	1時間に付	基本料金単位に付	超過料金単位に付	農村環境改善センター	農事研修室	3,000円	1,000円	500円	200円	農事相談室	2,000円	500円	200円	100円	農産加工研修室	2,000円	500円			健康相談室	無料				軽スポーツ室	無料					郷土資料室	無料				公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。
	施設名	室名			使用料																																																																																																																					
					基本使用料		追加使用料																																																																																																																			
昼間			夜間	昼間	夜間																																																																																																																					
農村環境改善センター	大会議室	4,120円	5,770円	1,240円	1,850円																																																																																																																					
	研修室	1,850円	2,780円	520円	720円																																																																																																																					
	小会議室	1,030円	1,550円	310円	520円																																																																																																																					
	料理実習室	520円	820円	150円	210円																																																																																																																					
施設名	室名	基本料金																																																																																																																								
		9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	18:00~22:00																																																																																																																					
		多目的ホール	無料	無料	無料	無料																																																																																																																				
上記以外の各室	無料	無料	無料	無料																																																																																																																						
営利を目的として使用する場合の基本料金																																																																																																																										
農村環境改善センター	多目的ホール	7,000円	7,000円	13,000円	9,000円																																																																																																																					
	上記以外の各室	3,000円	3,000円	6,000円	5,000円																																																																																																																					
施設名	室名	基本料金	超過料金	冷暖房料金																																																																																																																						
		4時間以内	1時間に付	基本料金単位に付	超過料金単位に付																																																																																																																					
農村環境改善センター	農事研修室	3,000円	1,000円	500円	200円																																																																																																																					
	農事相談室	2,000円	500円	200円	100円																																																																																																																					
	農産加工研修室	2,000円	500円																																																																																																																							
	健康相談室	無料																																																																																																																								
	軽スポーツ室	無料																																																																																																																								
	郷土資料室	無料																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>基本使用単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高齢者婦人活動センター</td> <td>農林産物加工関係</td> <td>4時間以内</td> <td>500円</td> <td>1グループ当たり</td> </tr> <tr> <td>木工関係</td> <td>4時間以内</td> <td>500円</td> <td>1人当たり</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.追加使用料は100円/時間を加算する 2.町内居住者は基本使用料及び追加使用料は半額とする 3.町内小学生は基本使用料120円、追加使用料20円とする 4.町外小学生は基本使用料250円、追加使用料50円とする 5.1グループは3人以上とする</p>		施設名	区分	基本使用単位	金額	備考	高齢者婦人活動センター	農林産物加工関係	4時間以内	500円	1グループ当たり	木工関係	4時間以内	500円	1人当たり				公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																																							
施設名	区分	基本使用単位	金額	備考																																																																																																																						
高齢者婦人活動センター	農林産物加工関係	4時間以内	500円	1グループ当たり																																																																																																																						
	木工関係	4時間以内	500円	1人当たり																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤労者青少年ホーム</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	使用料	備考	勤労者青少年ホーム	無料					公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																																															
施設名	使用料	備考																																																																																																																								
勤労者青少年ホーム	無料																																																																																																																									
勤労者施設					公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																																																					

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	使用料、手数料等の取扱い			事務事業項目名	使用料、手数料等			
事務事業名	使用料等の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名	財務部会	
調整方針	公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。							
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町		具体的な調整内容	
学校教育施設	施設名	区分	使用料	備考	施設名	区分	使用料	備考
	小中学校	体育館・武道館	無料		小中学校	体育館	無料	
		運動場	無料			運動場	無料	
		1.運動場照明施設	1回	2,000円				
2.テニスコート照明施設		1回	1,000円					
							公共施設の使用料については、新町に移行後も現行のとおりとし、随時調整する。	

(関係法令)

地方自治法 (抜粋)

(使用料)

第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規程による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第238条の4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(第1～3項、5～6項は省略)

先進地事例

さぬき市	使用料及び手数料については、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。
東かがわ市	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の冷暖房使用料については、大会議室（ホール）1時間500円、その他1時間200円とする。 ・学校施設に係る使用料については、1時間300円を基本に調整する。 ・その他の公共施設の使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、1市2町間で同一又は類似する施設の使用料については、できる限り合併時に統一する。 2 手数料については、合併時に統一する。

協議第16号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整する。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	公共的団体等の取扱い		事務事業項目名	公共的団体	
事務事業名	公共的団体等		専門部会名	総務部会	分科会名 総務分科会
調整方針	公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整する。				
専門部会名	琴南町	満濃町	仲南町	備考	
企画部会	各自治会(60)	各自治会(96) 連合自治会	各自治会(17) 仲南町自治会連合会		
	琴南町交通安全母の会	満濃町交通安全母の会	仲南町交通安全母の会		
総務部会	琴南町消防団	満濃町消防団	仲南町消防団	統合予定	
	琴南町明るい選挙推進協議会	満濃町明るい選挙推進協議会	仲南町明るい選挙推進協議会		
税務部会	琴南町タバコ小売人組合	煙草小売業者組合	煙草小売業者組合		
	琴南町青色申告会	青色申告会	仲南町青色申告会		
	納税貯蓄組合	法人会 丸亀税務署管内納税貯蓄組合満濃支部			
住民部会		満濃町環境美化推進協議会			
		地区衛生組織満濃支部			
健康福祉部会	琴南町保育所母親クラブ	満濃町母親クラブ連合会 南保育所母親クラブ 長炭保育所母親クラブ いろは保育園母親クラブ	東保育所母親クラブ		
	琴南町連合老人会	満濃町老人クラブ連合会	仲南町老人クラブ連合会		
	身体障害者協会琴南分会	身体障害者協会満濃分会	身体障害者協会仲南分会		
	造田地区遺族厚生会 美合地区遺族厚生会	満濃町遺族連合会 遺族会長炭地区 遺族会吉野地区 遺族会神野地区 遺族会四条地区 遺族会高篠地区	仲南町遺族会		

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	公共的団体等の取扱い		事務事業項目名	公共的団体	
事務事業名	公共的団体等		専門部会名	総務部会	分科会名 総務分科会
調整方針	公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整する。				
専門部会名	琴南町	満濃町	仲南町	備考	
健康福祉部会		軍人恩給連盟満濃支部			
	傷痍軍人会		傷痍軍人会仲南支部	統合予定	
	琴南町社会福祉協議会	満濃町社会福祉協議会	仲南町社会福祉協議会		
	造田地区母子福祉会				
	琴南町母子愛育連絡協議会	満濃町母子愛育連絡協議会 四条地区母子愛育会 高篠地区母子愛育会 神野地区母子愛育会 吉野地区母子愛育会 長炭地区母子愛育会	仲南町母子愛育会連絡協議会		
	琴南町食生活改善推進協議会	満濃町食生活改善推進協議会	仲南町食生活改善推進協議会 仲南町健康福祉推進協議会		
	琴南町同和教育推進協議会	満濃町同和教育推進協議会	仲南町同和教育推進協議会		
	部落解放基本法制定要求琴南町民実行委員会	部落解放同盟香川県連合会長尾支部 部落解放基本法制定要求満濃町民実行委員会	部落解放基本法制定要求仲南町民実行委員会		
産業経済部会	琴南町土地改良区	満濃町土地改良区	仲南町土地改良区 中山土地改良区		
	琴南町酪農組合				
		満濃町農業者年金友の会	仲南町農業者年金友の会		
	琴南町農業経営者協議会「みのり会」	満濃町農業経営者協議会	仲南町農業経営者協議会		
		満濃町かりん生産者会			
	琴南町生活研究グループ連絡協議会	満濃町生活研究グループ連絡協議会	仲南町生活研究グループ連絡協議会		
			仲南町森林組合		
	緑の少年団（東小学校）				

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	公共的団体等の取扱い		事務事業項目名	公共的団体	
事務事業名	公共的団体等		専門部会名	総務部会	分科会名 総務分科会
調整方針	公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整する。				
専門部会名	琴南町	満濃町	仲南町	備考	
産業経済部会	琴南町商工会	満濃町商工会	仲南町商工会		
	琴南町イベント協会				
	大川念仏踊保存会				
		讃岐まんのう太鼓保存会			
			佐文綾子踊り保存会		
教育部会	琴南町婦人連絡協議会	満濃町婦人会連絡協議会			
	造田婦人会	長炭地区婦人会	仲南町十郷婦人会		
	中通婦人会	吉野地区婦人会	仲南町東婦人会		
	勝川婦人会	神野地区婦人会			
		四條地区婦人会			
		高篠地区婦人会			
	琴南町子ども会育成者連絡協議会	満濃町子ども会育成連絡協議会	仲南町子ども会育成連絡協議会		
	琴南町体育協会	満濃町体育協会	仲南町体育協会		
	琴南町体育指導員会	満濃町体育指導員会	仲南町体育指導員会		
	琴南町文化財保護協会	満濃町文化財保護協会	仲南町文化財保護協会		
	満濃町青年会				
琴南町青少年育成連絡協議会	満濃町青少年育成会議	仲南町青少年健全育成推進連絡協議会			
琴南町PTA連絡協議会	満濃町PTA連絡協議会	仲南町PTA連絡協議会			
	満濃町ジュニアリーダークラブ				
		仲南町文化協会			

公共的団体等関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第十六条

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法（抜粋）

第二百五十七条

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等（*1）の活動（*2）の総合調整を図るため、これを指揮監督する（*3）ことができる。

*1 公共的団体等

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。（行政実例 昭和24年1月13日）

「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。（学説「逐条地方自治法」）

*2 公共的団体等の活動

「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう（逐条地方自治法）のであって、公共的団体の内部組織（たとえば、役員を選任行為）には及び得ないと解するべきである。（行政実例 昭和29年7月26日）

*3 統合調整を図るため、これを指揮監督する

公共的団体相互間の統合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。（行政実例 昭和24年1月13日）

協議第 17 号

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 9 月 13 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情を踏まえて、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。

同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新町全体の均衡が保てるよう調整する。

他の補助金に整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。

現状から考えて、所期の役割を終えていると考えられる補助金等については廃止の方向で調整する。

平成 16 年 9 月 13 日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	各種団体への補助金、交付金等の取扱い			事務事業項目名	各種団体への補助金、交付金		
事務事業名	各種団体への補助金、交付金			専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情を踏まえて、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新町全体の均衡が保てるよう調整する。 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。 現状から考えて、所期の役割を終えていると考えられる補助金等については、廃止の方向で調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
	専門部会名	事項	事項	事項	種別		
企画	1	自治会補助金	自治会補助金	自治会補助金		<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情を踏まえて、新町において、公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。</p> <p>同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>各町が実施している補助金、交付金等には、当然、創設の趣旨を一にするものが多くあります。しかしながら、交付する団体の状況の違い等の要因の違いによって交付の方式、算定方法、補助金額が異なります。創設の意義が同一の補助金、交付金であるため、新町において、諸般の状況を考慮して、調整すべき補助金、交付金を に分類する。</p> <p>各町独自の補助金等については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡が保てるよう調整する。</p> <p>各町では、各々おかれている諸要件が異なるのはもちろん、政策的な違いもあり、当然独自の補助金、交付金等が存在します。しかしながら、3町が合併した場合、その公平性から新町のエリア内で均衡の取れるような調整が不可欠となると考えられる補助金、交付金等を に分類します。</p> <p>他の補助金に整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。</p> <p>各町間で全く同じではないものの、適用要件、運用方法等を調整することによって、統合が可能な異なる補助金、交付金等については、行財政の見直しの見地から、統合を図ることとし、これにあたる補助金等を に分類する。</p> <p>現状から考えて、所期の役割を終えていると考えられる補助金等については、廃止の方向で調整する。</p> <p>補助金、交付金等については、創設時の存在意義の失われたままで継続的に存在しているものがあるため、現状を考慮して、廃止を検討すべきであるものを に分類します。</p>	
	2		自治会連合会補助金				
	3			仲南町国際交流協会補助金			
	4		交通安全母の会補助金				
	5	交通安全協会補助金	交通安全協会補助金	交通安全協会補助金			
	6		琴電沿線支援補助金				
	7	琴平町・満濃町・琴南町バス生活交通確保対策協議会補助金	琴平町・満濃町・琴南町バス生活交通確保対策協議会補助金				
総務	8	中熊婦人防火クラブ活動助成交付金	自衛消防団活動助成金	婦人防火クラブ活動助成等			
	9		自衛消防団資材購入助成金				
	10			消防屯所維持補助金			
税務	11	たばこ小売人組合交付金	煙草小売業者組合助成金	煙草小売業者組合助成金			
	12	青色申告会交付金	青色申告会助成金	青色申告会助成金			
	13		法人会助成金				
住民	14		環境美化推進協議会補助金	町営住宅周辺環境対策補助金			
	15		グリーン購入推進事業補助金				
	16		可燃ごみ収集箱補助金				
健康福祉	17	琴南保育所母親クラブ補助金	南保育所母親クラブ補助金	仲南東保育所母親クラブ補助金			
	18		長炭保育所母親クラブ補助金				
	19		いろは保育園母親クラブ補助金				
	20	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会活動補助金			
	21	身体障害者協会琴南分会補助金	身体障害者協会満濃分会補助金	身体障害者協会仲南分会補助金			
	22			知的障害者親の会補助金			
	23	腎疾病総合対策事業助成金	香川県腎臓友の会補助金	香川県腎臓友の会補助金			
	24	心身障害者小規模通所運営事業（にじの会ねむ工房）補助金	心身障害者小規模通所運営事業（にじの会ねむ工房）補助金	心身障害者小規模通所運営事業（にじの会ねむ工房）補助金			

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	各種団体への補助金、交付金等の取扱い			事務事業項目名	各種団体への補助金、交付金		
事務事業名	各種団体への補助金、交付金			専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情を踏まえて、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新町全体の均衡が保てるよう調整する。 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。 現状から考えて、所期の役割を終えていると考えられる補助金等については、廃止の方向で調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
	専門部会名	事項	事項	事項	種別		
健康福祉	25		戦没者慰霊祭各地区助成金	合同慰霊祭補助金			
	26	造田地区厚生遺族会交付金	遺族会補助金	遺族会補助金			
	27	美合地区厚生遺族会交付金					
	28		軍人恩給連盟補助金				
	29	傷痍軍人会交付金		傷痍軍人会補助金			
	30		原爆被害者の会補助金				
	31	社会福祉協議会交付金	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金			
	32		心配ごと相談補助金				
	33			福祉施設等利用補助金			
	34	母子福社会交付金	母子福社会補助金				
	35		満濃荘利子補給補助金				
	36		民生委員協議会補助金				
	37	母子愛育会補助金	母子愛育会連合会補助金	母子愛育会活動支援事業			
	38	精神障害者共同作業所（コスモスの家）運営補助金	精神障害者共同作業所（コスモスの家）運営補助金	精神障害者共同作業所（コスモスの家）運営補助金			
	39	精神障害者共同作業所（リトルウエスト）運営補助金	精神障害者共同作業所（リトルウエスト）運営補助金	精神障害者共同作業所（リトルウエスト）運営補助金			
	40	精神障害者家族会（コスモス会）補助金	精神障害者家族会（コスモス会）補助金	精神障害者家族会（コスモス会）補助金			
	41	食生活改善協議会補助金	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会補助金			
	42		地区活動助成金				
	43			部落解放基本法制定要求仲南町民実行委員会補助金			
44			同和研修会参加補助金				
45	同和教育推進協議会活動助成交付金		同和問題講習会補助金				
46		部落解放同盟長尾支部負担金					
産業経済	47	野菜共同集荷事業補助金					
	48	酪農組合補助金					

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	各種団体への補助金、交付金等の取扱い			事務事業項目名	各種団体への補助金、交付金		
事務事業名	各種団体への補助金、交付金			専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情を踏まえて、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新町全体の均衡が保てるよう調整する。 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。 現状から考えて、所期の役割を終えていると考えられる補助金等については、廃止の方向で調整する。</p>						
具体項目	琴南町		満濃町		仲南町		具体的な調整内容
	専門部会名	事項	事項	事項	事項	種別	
産業経済	49	町土地改良区運営助成交付金	町土地改良区運営補助金	中山土地改良区補助金			
	50		年金友の会補助金	農業者年金友の会補助金			
	51		満濃町農業経営者協議会助成金	仲南町経営者協議会補助金			
	52		かりん生産者会補助金				
	53	琴南生活研究グループ交付金	生活改善グループ連絡協議会助成金	町生活研究グループ補助金			
	54	集落集会施設整備事業補助金	集会場建設事業補助金	自治集会場改修工事			
	55			ひまわり作付補助金			
	56			森林組合林業指導補助金			
	57	仲多度農業者共済組合交付金	仲多度農業者共済組合交付金	仲多度農業者共済組合交付金			
	58	造田果樹園芸共同組合交付金					
	59	美合柿生産組合交付金					
	60	琴南栗生産組合交付金					
	61	町こだま会交付金					
	62	琴南煙草組合交付金					
	63	町みのり会交付金					
	64	青空市場出品者クラブ交付金					
	65	緑の少年団交付金					
	66	森林愛護会交付金					
	67	森林研究会交付金					
	68	部分林組合交付金					
	69	椎茸生産組合交付金					
	70	シキミ生産組合交付金					
	71	町商工会交付金	満濃町商工会運営補助金	商工会振興補助金			
	72			商工会青年婦人部			
	73		中小商業活性化事業補助金				
	74			商工観光推進補助金			
75	イベント協会交付金		二宮顕彰会補助金				
76		まんのうフェスティバル助成金	木こく池釣り大会補助金				

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	各種団体への補助金、交付金等の取扱い			事務事業項目名	各種団体への補助金、交付金		
事務事業名	各種団体への補助金、交付金			専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情を踏まえて、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新町全体の均衡が保てるよう調整する。 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。 現状から考えて、所期の役割を終えていると考えられる補助金等については、廃止の方向で調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
	専門部会名	事項	事項	事項	種別		
産業経済	77			町民ゴルフ大会助成金			
	78			追上自治会公園清掃助成金			
教育	79	教育圏教育開発研究会活動助成交付金	教育開発研究会補助金				
	80	単位婦人会活動助成交付金	婦人会連絡協議会補助金	婦人会（十郷、東）補助金			
	81	子ども会育成者連絡協議会活動助成交付金	子ども会育成連絡協議会補助金	単位子ども会活動補助金			
	82	地区スポーツ団体育成補助金	スポーツ少年団補助金				
	83	体育協会活動助成交付金	体育協会補助金	体育協会補助金			
	84	文化財保護協会運営費補助金	文化財保護協会運営費補助金	文化財保護協会運営費補助金			
	85			青少年地域奉仕活動事業助成金			
	86		青年会補助金				
	87		青少年育成会議補助金				
	88	PTA連絡協議会活動助成交付金	PTA連絡協議会補助金	PTA連絡協議会補助金			
	89		満濃大学運営費補助金				
	90			文化協会補助金			
	91	文化団体活動助成交付金	公民館各種同好会活動補助金	自主運営講座活動補助金			
	92			民族文化財伝承者助成金（綾子踊り）			
	93			民族文化財伝承者育成助成金（獅子舞）			
	94			グランドゴルフ場管理補助金			
	95			自治公民館運営補助金			
96			自治公民館備品整備補助金				
97		讃岐まんのう太鼓保存会補助金	仲南太鼓運営補助金				
98		生涯学習まんでがんメイトの会補助金					
99		囲碁大会補助金					
100		町花・町木展補助金					
101		吟詠発表会補助金					
102		カラオケ発表会補助金					
103		町民ゴルフ大会補助金					

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	各種団体への補助金、交付金等の取扱い			事務事業項目名	各種団体への補助金、交付金		
事務事業名	各種団体への補助金、交付金			専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務
調整方針	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情を踏まえて、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新町全体の均衡が保てるよう調整する。 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。 現状から考えて、所期の役割を終えていると考えられる補助金等については、廃止の方向で調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
	専門部会名	事項	事項	事項	種別		
	教育	104	グランドゴルフ協会補助金				
		105	自治会学級交付金				
		106	婦人教育研修バス補助金				

《基本的考え方》

市町村は、各種団体に対して、それぞれの主旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政支援を行っています。

市町村合併の際には、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の内容について、これから建設していく市町村の振興にどのように役立っていくか、あるいは新市町村の財政状況はどうなるのか、合併協議の際に、合併関係市町村が十分に実情把握を行うとともに、補助条件等の調整を行うことが適当であると考えられます。

しかしながら、補助金、交付金等については、政策的な側面もあり、地方公共団体ごとに独自の運用が認められているが、現下の地方財政の状況を考慮して、新町においては、全体的な視野にたった総合的な調整が必要である。

《性質別分類について》

各町が実施している補助金・交付金等を性質別に分類すると次のような分類となる。

- 団体等事務費（運営費）への助成
- 団体等事務費（事業費）への助成
- 臨時的事業（イベント等）への助成
- 奨励金、報償金、協力金等
- 公共的団体等への交付
- 政策（産業振興等）による助成

しかしながら、実際の補助金、交付金等の運用においては、単純に分類することは現実には不可能であり、多くの場合、と を組み合わせたり、と を組み合わせたりされています。

したがって、同一、同種の補助金、交付金についても、各町間で大きな金額の差が見受けられる結果となっており、これを同一の算定基準、配分方法とする必要があります。そうした上で、全体的なバランスを取っていく必要があります。

また、地方公共団体の財政状況を考えて場合、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、補助金、交付金等の見直しを行い、住民が納得できる補助、交付金とする必要があると考えられる。

《新町における補助金、交付金の方針》

補助金、交付金等については、行政と民間、国・県と町の役割分担の在り方等を踏まえて、全てを見直し、原則として、奨励金的な性格の補助金は廃止を前提に調整する。

見直しに際しては、事業内容、効果等を精査し、

本来行政の責任分野に属さないもの、補助の内容が概ね達成されたと認められたもの等については、廃止する。

町行政の関与の必要性が低下したもの、運営がある程度軌道に乗ったと思われるもの等については、縮減又は負担割合の適正化を図る。

継続を必要とするもの（政策的なものを含む。）についても時限方式の採用を図る。

など徹底した見直しを行い、整理合理化を図るとともに、必要な補助については、補助対象者の自主性や創造性が発揮できるような制度に再構築を図る。

なお、一般財源の増加を伴う新規の単独補助金は、政策的補助金を除き原則として措置しない。

また、どうしても補助金、交付金等を新設する場合は、見合いに既定の補助金を整理するなど、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底する。

協議第 17 号	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて	
<p>《関係法令》</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （寄附又は補助） 第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p> <p>《先進事例》</p>		
さいたま市 【浦和市、大宮市、与野市】	平成 13 年 4 月 1 日新設 合併	「補助金・交付金等の取扱い」 補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等を考慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については、以下のとおりとする。 3 市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
さぬき市 【津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町】	平成 14 年 4 月 1 日新設 合併	「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」 各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。 （1）自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。 （2）各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。 （3）各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。 （4）他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。
東かがわ市 【大内町、白鳥町、】	平成 15 年 4 月 1 日新設 合併	「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に

引田町】		<p>配慮し、新市において公共的必然性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。</p> <p>同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し均衡を保つよう調整する。</p> <p>整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。</p>
邑久郡合併協議会 【牛窓町、邑久町、長船町】	平成 16 年 11 月 1 日 に合併予定	<p>「補助金、交付金等の取り扱いについて」</p> <p>補助金、交付金等は、その事業目的、効果を総合的に判断するとともに、従来からの経緯や実情を考慮し、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 3 町で同一のあるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各町独自の補助金については、制度の経緯、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整する。</p>
丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 【丸亀市、綾歌町、飯山町】	平成 17 年 3 月 22 日 に合併予定	<p>各種団体への補助金については、従来の実績、実情等に配慮し、次のとおり調整する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い時期に関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、新市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統廃合するよう調整する。

協議第18号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会長 香川重広

慣行の取扱いについて

- (1) 町民憲章・町章・町花・町木・表彰については、新町において新たに定める。
- (2) 各町で行われている各種行事・イベント等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	慣行の取扱い			事務事業項目名	慣行	
事務事業名	市町村民憲章・市町村章・市町村の花、木、花木・表彰・祭り関係			専門部会名	企画部会	分科会名 広報分科会
調整方針	<p>(1) 町民憲章・町章・町花・町木・表彰については、新町において新たに定める。 (2) 各町で行われている各種行事・イベント等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。</p>					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
町民憲章	<p>1. 強い意思を養い、健康でたくましい心身の鍛錬に努めよう。 1. 社会環境を人間味あふれるものにし、楽しさや、生きがいを感じる家庭や地域社会をつくらう。 1. 正しい勤労観を培い、社会連携意識にもとづく豊かな郷土を築こう。 1. 恵まれた自然をはぐくみ、伝統を大切に、新しい文化を開こう。 1. 創造的な知性と技能を育て、家庭や郷土を愛し、社会の中で信頼をうる町民にならう。</p>	なし	<p>1. 自然を愛し緑豊かな住みよい郷土をつくりましょう。 1. 教養を高め心のかよいう明るい家庭をつくりましょう。 1. お互いの立場を理解し、幸せな社会をつくりましょう。 1. きまりを守り秩序ある平和な町をつくりましょう。 1. 産業をのばし明日の豊かな文化をつくりましょう。</p>	新町において新たに定める。		
町章	<p>(昭和41年9月29日制定)</p> <p>コトを組み合わせ、全体として南の字をデザイン。下の円は和合と団結を、上部の三角は山村と農民の希望と意欲を、その両翼は飛躍、発展を象徴している。</p> 	<p>(昭和31年9月30日選定)</p> <p>町名の由来となっている満濃池の排水塔を軸に「満の」を図案化したもので、「の」は農業の振興を表すととも町内の平和と発展を願ったものです。</p> 	<p>(昭和43年10月1日制定)</p> <p>仲南町の「仲」の字文字を図案化し、円形は団結を平和を意味し、全体の感覚を飛ぶ鳥にかたどって、飛躍発展を象徴している。</p> 	新町において新たに定める。		

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	慣行の取扱い			事務事業項目名	慣行	
事務事業名	市町村民憲章・市町村章・市町村の花、木、花木・表彰・祭り関係			専門部会名	企画部会	分科会名 広報分科会
調整方針	(1) 町民憲章・町章・町花・町木・表彰については、新町において新たに定める。 (2) 各町で行われている各種行事・イベント等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
町花	しゃくなげ 昭和57年4月1日制定	つつじ 昭和59年10月1日選定	梅 昭和55年11月22日選定	新町において新たに定める。		
町木	杉 昭和57年4月1日制定	かりん 昭和59年10月1日選定	梅 昭和55年11月22日選定	新町において新たに定める。		
表彰	なし	満濃町名誉町民条例	仲南町名誉町民条例	新町において新たに定める。		
祭り関係	町民ふれあい盆踊り大会 8月13日頃 琴南町イベント協会主催 ときどきフェスタ 11月第1日曜 琴南町イベント協会主催	まんのうフェスティバル 8月第1土日 まんのうフェスティバル実行委員会主催 水と緑の郷 満濃町かりんまつり 10月最終日曜日 まんのうまち起こし実行委員会主催	ひまわり祭り 7月上旬 仲南町ひまわり祭り実行委員会主催 二宮飛行神社大祭 11月3日 二宮忠八顕彰会主催 綾子踊り 佐文綾子保存会主催	原則として現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。		

協議第19号

公の施設の取扱いについて

公の施設の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月13日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会長 香川重広

公の施設の取扱いについて

- (1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。
- (2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。

平成16年9月13日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会項目別調整方針

合併協定項目	公の施設の取扱い			事務事業項目名	公有財産及び公の施設		
事務事業名	公の施設の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針	<p>(1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>(2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
社会福祉施設 【社会福祉施設】	<p>1. 琴南町立福祉施設美霞洞温泉</p> <p>2. エピアみかど</p>	<p>1. 満濃町立健康づくり憩いの施設〔かりん温泉〕</p> <p>2. 満濃町立長尾会館</p> <p>3. 高篠ふれあいセンター</p>	<p>1. 仲南町塩入ふれあいセンター</p>	<p>公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>			
【老人福祉施設】	<p>1. 琴南町高齢者生活福祉センター</p> <p>2. 琴南町特別養護老人ホーム</p>		<p>2. 仲南町老人福祉センター</p>				
【児童福祉施設】	<p>1. 琴南保育所</p> <p>2. 中通保育所(休所)</p> <p>3. 勝川保育所(休所)</p> <p>4. 中通児童館</p> <p>5. 勝川児童館</p>	<p>1. 長炭保育所</p> <p>2. 南保育所</p> <p>3. 満濃町児童館</p>	<p>1. 仲南東保育所</p> <p>2. 仲南北保育所(休所)</p>				

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	公の施設の取扱い			事務事業項目名	公有財産及び公の施設		
事務事業名	公の施設の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針	<p>(1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>(2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
保健医療施設 【保健施設】		1. 満濃町保健センター		<p>公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>			
【医療施設】	<p>1. 造田診療所</p> <p>2. 美合診療所</p> <p>3. 造田歯科診療所</p> <p>4. 美合歯科診療所</p>						
公園緑地施設 【公園緑地】	1. 琴南町山村広場	1. 満濃町祓川公園	<p>1. 二宮飛行公園</p> <p>2. 前山公園</p>				

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会項目別調整方針

合併協定項目	公の施設の取扱い			事務事業項目名	公有財産及び公の施設	
事務事業名	公の施設の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名 管財分科会
調整方針	<p>(1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>(2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>					
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容		
町営住宅施設 【町営住宅】	<p>1.城山ハイツ</p> <p>2.明神団地</p> <p>3.城山団地</p>	<p>1.長尾団地</p> <p>2.旭東団地</p> <p>3.四条団地</p> <p>4.八幡団地</p> <p>5.長尾改良団地</p>	<p>1.塩入駅前団地</p> <p>2.塩入駅前団地(特定公共賃貸)</p>	<p>公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>		
【共同施設】			1.塩入駅前団地内集会所			

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会項目別調整方針

合併協定項目	公の施設の取扱い			事務事業項目名	公有財産及び公の施設		
事務事業名	公の施設の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針	<p>(1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>(2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
コミュニティ活動施設 【コミュニティ活動施設】	1. 琴南町総合センター 2. 中通集会場 3. 城山さくら集会場 4. 琴南町中央公民館 5. 前の川集会場 6. 仲野集会場 7. 梶洲集落センター 8. 中通本村構造改善センター 9. 笠形構造改善センター 10. 皆野構造改善センター 11. 中内田高齢者若者センター 12. 野口上構造改善センター 13. 琴南町西谷農村活性化センター 14. 琴南町高齢者コミュニティセンター	1. 満濃町吉野公民館 2. 満濃町四条公民館 3. 満濃町長炭公民館 4. 満濃町神野公民館 5. 満濃町高篠公民館 6. 満濃町いこいの家	1. 仲南町中央公民館 2. 小池集会所 3. 堀切集会所 4. 本目集会所 5. 中筋集会所 6. 山脇集会所 7. 久保集会所 8. 塩入集会所 9. 照井集会所 10. 買田集会所 11. 中原淵集会所 12. 八日組集会所	<p>公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>			

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会項目別調整方針

合併協定項目	公の施設の取扱い			事務事業項目名	公有財産及び公の施設		
事務事業名	公の施設の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針	<p>(1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>(2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
学校教育施設 【幼稚園】		<p>1. 満濃南幼稚園</p> <p>2. 四条幼稚園</p> <p>3. 高篠幼稚園</p> <p>4. 長炭幼稚園</p>	<p>1. 仲南東幼稚園</p> <p>2. 仲南北幼稚園</p> <p>3. 仲南西幼稚園</p>	<p>公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>			
【小学校】	<p>1. 東小学校</p> <p>2. 西小学校</p>	<p>1. 満濃南小学校</p> <p>2. 四条小学校</p> <p>3. 高篠小学校</p> <p>4. 長炭小学校</p>	<p>1. 仲南東小学校</p> <p>2. 仲南北小学校</p> <p>3. 仲南西小学校</p>				
【中学校】	<p>1. 琴南中学校</p>	<p>1. 満濃中学校</p>	<p>1. 仲南中学校</p>				
【給食センター】	<p>1. 琴南町給食センター</p>		<p>1. 仲南町給食センター</p>				

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会項目別調整方針

合併協定項目	公の施設の取扱い			事務事業項目名	公有財産及び公の施設		
事務事業名	公の施設の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針	<p>(1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>(2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
社会教育施設 【社会教育施設】	<p>1. 琴南町町民水泳プール</p> <p>2. 大川山キャンプ場</p> <p>3. 琴南町健康ふれあいの里 (野球場) (テニスコート) (ゲートボール場) (キャンプ場) (琴南町コミュニティ会館)</p> <p>4. 琴南ふるさと資料館</p>	<p>1. 満濃町人づくり研修施設かりん会館</p> <p>2. 満濃農村教養文化体育センター</p> <p>3. 満濃町町民体育館</p>	<p>1. 仲南町町民文化ホール</p> <p>2. 仲南町ふるさと研修館</p> <p>3. 尾の瀬山キャンプ場</p> <p>4. 塩入ふれあいロッジ</p> <p>5. サン・スポーツランド仲南 (野球場) (テニスコート)</p> <p>6. 仲南町町民武道館</p> <p>7. 仲南町町民プール</p> <p>8. 仲南町伝承の館</p>	<p>公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。</p> <p>各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。</p>			
産業経済施設 【農林業関連施設】	<p>1. 琴南町農村環境改善センター</p> <p>2. 琴南町高齢者婦人活動センター</p>	<p>1. 満濃町農村環境改善センター</p> <p>2. 満濃町緑地等利用施設かりん広場</p>	<p>1. 仲南町特産品センター</p> <p>2. 仲南町自給肥料供給センター(休所)</p> <p>3. 仲南町農村環境改善センター</p> <p>4. 仲南町道の駅交流センター</p>				

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会項目別調整方針

合併協定項目	公の施設の取扱い			事務事業項目名	公有財産及び公の施設		
事務事業名	公の施設の取扱い			専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針	(1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。 (2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
【勤労者施設】		1. 満濃町勤労青少年ホーム		公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。但し、新町に移行後速やかに施設の管理運営形態の見直しについて検討する。 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併までに調整する。			
環境施設 【斎場】		1. 満濃町火葬場					
【ごみ施設】		1. リサイクルステーションまんのう					

公の施設の取扱い

1. 社会福祉施設 社会福祉施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南町立福祉施設美霞洞温泉	委託 (財)ことなみ振興公社		8:00~20:00	宿泊有り
2	琴南町	エピアみかど	委託 (財)ことなみ振興公社	毎週火曜日	8:00~19:00 8:00~18:00	平日 土・日・祝日
3	満濃町	満濃町健康づくり憩いの施設 [かりん温泉]	直営	毎月第1週及び第3週の月 曜日、12月31日、1月1日	9:00~20:00 7・8月は21:00まで	
4	満濃町	満濃町立長尾会館	直営	日、祝日 12/29~1/3	9:00~17:00	
5	満濃町	高篠ふれあいセンター	直営	日、祝日 12/29~1/3	9:00~18:00	
6	仲南町	仲南町塩入ふれあいセンター	直営	毎週水曜日、12月31日、 1月1日	10:00~21:00	

老人福祉施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南町高齢者生活福祉センター	委託 (社)正友会			
2	琴南町	琴南町特別養護老人ホーム	委託 (社)正友会			
3	仲南町	仲南町老人福祉センター	直営	日、祝日 12/28~1/4	9:00~17:00	

児童福祉施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南保育所	直営	日、祝日 12/29～1/3	1日 8時間	
2	琴南町	中通保育所	直営			休所
3	琴南町	勝川保育所	直営			休所
4	琴南町	中通児童館	直営	月、祝日の翌日 12/29～1/3	10:00～18:00	
5	琴南町	勝川児童館	直営	月、祝日の翌日 12/29～1/3	10:00～18:00	
6	満濃町	長炭保育所	直営	日、祝日 12/29～1/3	1日 8時間	
7	満濃町	南保育所	直営	日、祝日 12/29～1/3	1日 8時間	
8	満濃町	満濃町児童館	直営	日、祝日 12/29～1/3	9:00～18:00 土は17:00まで	
9	仲南町	仲南東保育所	直営	日、祝日 12/29～1/3	1日 8時間	
10	仲南町	仲南北保育所	直営			休所

2. 町営住宅施設

町営住宅

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	城山ハイツ	直営			12戸
2	琴南町	明神団地	直営			8戸
3	琴南町	城山団地	直営			8戸
4	満濃町	長尾団地	直営			10戸
5	満濃町	旭東団地	直営			4戸
6	満濃町	四条団地	直営			5戸
7	満濃町	八幡団地	直営			4戸
8	満濃町	長尾改良団地	直営			12戸
9	仲南町	塩入駅前団地	直営			6戸
10	仲南町	塩入駅前団地（特定公共賃貸）	直営			10戸

共同施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	仲南町	塩入駅前団地内集会所	委託 地元自治会			

3. 保健医療施設

保健施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	満濃町	満濃町保健センター	直営	土の午後、日、祝日 12/29～1/3	8:30～17:00	

医療施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	診療日	開始・終了時間	備考
1	琴南町	造田診療所	直営	毎週月・水・金曜日	9:00～18:00	
2	琴南町	美合診療所	直営	毎週火・木曜日 毎週土曜日	9:00～17:00 9:00～12:00	
3	琴南町	造田歯科診療所	直営	毎週月・金曜日、第2及び 第4水曜日を除く水曜日	9:00～18:00	
4	琴南町	美合歯科診療所	直営	毎週火・木曜日、第2及び 第4土曜日	9:00～18:00	

4. 公園・緑地施設

公園・緑地

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南町山村広場	直営			
2	満濃町	満濃町祓川公園	直営		9:00～19:00 9:00～17:00	5～9月 10～4月
3	仲南町	二宮飛行公園	直営			
4	仲南町	前山公園	直営			

5. コミュニティ活動施設
コミュニティ活動施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南町総合センター	直営		8:30~21:30	宿泊有り
2	琴南町	中通集会場	直営		8:30~21:30	
3	琴南町	城山さくら集会場	直営		8:30~21:30	
4	琴南町	琴南町中央公民館	直営	火、祝日の翌日 12/29~1/3	8:30~22:00	
5	琴南町	前の川集会場	委託 地元自治会			
6	琴南町	仲野集会場	委託 地元自治会			
7	琴南町	梶洲集落センター	委託 地元自治会			
8	琴南町	中通本村構造改善センター	委託 地元自治会			
9	琴南町	笠形構造改善センター	委託 地元自治会			
10	琴南町	皆野構造改善センター	委託 地元自治会			
11	琴南町	中内田高齢者若者センター	委託 地元自治会			
12	琴南町	野口上構造改善センター	委託 地元自治会			
13	琴南町	琴南町西谷農村活性化センター	委託 地元自治会			
14	琴南町	琴南町高齢者コミュニティセンター	直営		8:30~21:30	
15	満濃町	満濃町吉野公民館	直営	12/29~1/3	9:00~22:00	
16	満濃町	満濃町四条公民館	直営	12/29~1/3	9:00~22:00	
17	満濃町	満濃町長炭公民館	直営	12/29~1/3	9:00~22:00	
18	満濃町	満濃町神野公民館	直営	12/29~1/3	9:00~22:00	
19	満濃町	満濃町高篠公民館	直営	12/29~1/3	9:00~22:00	
20	満濃町	満濃町いこいの家	委託 地元自治会			
21	仲南町	仲南町中央公民館	直営	月、祝日 12/28~1/4	9:00~22:00 9:00~17:00	火・木 日・水・金・土
22	仲南町	小池集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
23	仲南町	堀切集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
24	仲南町	本目集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
25	仲南町	中筋集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
26	仲南町	山脇集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
27	仲南町	久保集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
28	仲南町	塩入集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
29	仲南町	照井集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
30	仲南町	買田集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
31	仲南町	中原淵集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	
32	仲南町	八日組集会所	委託 地元自治会		8:00~24:00	

6. 学校教育施設
幼稚園

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	満濃町	満濃南幼稚園	直営			
2	満濃町	四条幼稚園	直営			
3	満濃町	高篠幼稚園	直営			
4	満濃町	長炭幼稚園	直営			
5	仲南町	仲南東幼稚園	直営			
6	仲南町	仲南北幼稚園	直営			
7	仲南町	仲南西幼稚園	直営			

小学校

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	東小学校	直営			
2	琴南町	西小学校	直営			
3	満濃町	満濃南小学校	直営			
4	満濃町	四条小学校	直営			
5	満濃町	高篠小学校	直営			
6	満濃町	長炭小学校	直営			
7	仲南町	仲南東小学校	直営			
8	仲南町	仲南西小学校	直営			
9	仲南町	仲南北小学校	直営			

中学校

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南中学校	直営			
2	満濃町	満濃中学校	直営			
3	仲南町	仲南中学校	直営			

給食センター

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南町学校給食センター	直営			
2	仲南町	仲南町学校給食センター	直営			

7. 社会教育施設
社会教育施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南町町民水泳プール	直営	使用期間 7/20~8/12	13:00~16:00	
2	琴南町	大川山キャンプ場	委託 (財)ことなみ振興公社	12月~3月の間閉鎖		
3	琴南町	琴南町健康ふれあいの里	委託 (財)ことなみ振興公社	月、祝日 12/29~1/3		
		(野球場)			8:30~22:00	
		(テニスコート)			8:30~22:00	
		(ゲートボール場)			8:30~18:00	
		(キャンプ場)			10:00~16:00	日帰り
	(琴南町コミュニティ会館)		16:00~翌日9:00	宿泊		
			9:00~22:00			
4	満濃町	満濃町人づくり研修施設 かりん会館	直営	火 12/29~1/3	9:00~22:00	
5	満濃町	満濃農村教養文化体育センター	直営	月 12/28~1/3	9:00~22:00	
6	満濃町	満濃町町民体育館	直営	月 12/28~1/3	9:00~22:00	
7	仲南町	仲南町町民文化ホール	直営	月 12/28~1/4	9:00~22:00	
8	仲南町	仲南町ふるさと研修館	直営		10:00~17:00	宿泊あり
9	仲南町	尾の瀬山公園キャンプ場	委託 尾の瀬山公園管理組合	12/1~3/31		
10	仲南町	塩入ふれあいロッジ	直営			
11	仲南町	サン・スポーツランド仲南	直営	月 12/28~1/4		
		(野球場)			9:00~22:00	
		(テニスコート)			9:00~22:00	
	(ゲートボール場)	9:00~17:00				
12	仲南町	仲南町町民武道館	直営			
13	仲南町	仲南町町民プール	直営	7/1~8/31を開放		
14	仲南町	仲南町伝承の館	直営	毎週月・金曜日		

8. 産業経済施設

農林業関連施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	琴南町	琴南町農村環境改善センター	委託 (社) 琴南町社会福祉協議会	月、祝日 12/29~1/3	8:30~22:00	
2	琴南町	琴南町高齢者婦人活動センター	委託 (財) ことなみ振興公社	月、祝日 12/29~1/3	9:00~21:00	
3	満濃町	満濃町農村環境改善センター	直営	月 12/28~1/4	9:00~22:00	
4	満濃町	満濃町緑地等利用施設かりん広場	直営	火 12/29~1/3	9:00~22:00	
5	仲南町	仲南町特産品センター	指定管理者 (有) 仲南振興公社	毎月第1月曜日 12/30~1/5	9:00~18:00	
6	仲南町	仲南町自給肥料供給センター	直営			休所
7	仲南町	仲南町農村環境改善センター	直営			
8	仲南町	仲南町道の駅交流センター	指定管理者 (有) 仲南振興公社	12/31~1/6	7:00~18:00	

勤労者施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	満濃町	満濃町勤労青少年ホーム	直営	月、祝日 12/29~1/3	13:00~21:30	

9 . 環境施設

斎場

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	満濃町	満濃町火葬場	直営			

ごみ施設

No.	町名	施設名称	管理・運営形態	休館日等	開始・終了時間	備考
1	満濃町	リサイクルステーションまんのう	直営			

《 関係法令 》

地方自治法 (抜粋)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

協議第19号	公の施設の取扱い	
先進事例		
東かがわ市	<p>社会福祉施設、老人福祉施設、児童館の管理・運営等については、新市に移行後も現行のとおりとし、随時調整を図る。</p> <p>保育所は新市に移行後も現行のとおりとし、合併後は、幼保一体化の促進、施設改修等について随時調整を図る。</p> <p>公営住宅の管理・運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>保健医療施設、都市公園・その他公園、コミュニティ活動施設の管理・運営等については、新市に移行後も現行のとおりとし、随時調整を図る。</p> <p>幼稚園の管理・運営等については、新市に移行後も現行のとおりとし、合併後に幼保一体化の促進、施設改修等について随時調整を図る。</p> <p>小・中学校の管理・運営等は新市に移行後も現行のとおりとし、合併後は施設改修等について随時調整を図る。</p> <p>給食センターは新市に移行後統合し、運営等については随時調整を図る。</p> <p>社会教育施設の管理・運営等については、新市に移行後も現行のとおりとし、随時調整を図る。</p> <p>駐車場の管理・運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>農業畜産業関連施設の管理・運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>勤労者施設、観光関連施設の管理・運営等については、新市に移行後も現行のとおりとし、随時調整を図る。</p> <p>斎場、公営墓地の管理・運営等については、新市に移行後も現行のとおりとし、随時調整を図る。</p> <p>ごみ施設の管理・運営等については、新市に移行後も現行のとおり東部清掃への中継施設として引継ぎ、随時調整を図る。</p> <p>各施設の名称については、調整の必要なものは、合併時に調整する。</p>	
東宇和・三瓶町 合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. その他の公立施設及びその管理運営等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。 2. その他の公立施設の名称については、調整の必要なものは、現行の名称を基本として合併時に調整する。 	
丸亀市・綾歌町・ 飯山町合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 	

協議第 2 2 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 3 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

消防団の取扱いについて

- (1) 3 町の消防団は、合併時に統合する。なお、分団の組織等については、当面現行のとおりとし、新町の消防計画に基づき調整する。
- (2) 消防設備・施設等については、新町において調整する。

平成 1 6 年 9 月 1 3 日 確認

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会 項目別調整方針

合併協定項目	消防団の取扱い			事務事業項目名	消防		
事務事業名	消防団組織			専門部会名	総務部会	分科会名	消防分科会
調整方針	(1) 3町の消防団は、合併時に統合する。なお、分団の組織等については、当面現行のとおりとし、新町の消防計画に基づき調整する。 (2) 消防設備・施設等については、新町において調整する。						
具体項目	琴南町	満濃町	仲南町	具体的な調整内容			
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり				

別紙1

消防団の取扱い		琴南町	満濃町	仲南町	備考
消防団の名称		琴南町消防団	満濃町消防団	仲南町消防団	
消防団の区域		全域	全域	全域	
組 織	分団数	8	5	17	
	団長	1	1	1	
	副団長	3	2	1	
	方面体長			3	
	分団長	8	5		
	副分団長		5		
	部長	8	5		
	班長		20		
	団員	64	65	150	
	消防隊	31			
計		115(120)	103(103)	155(155)	
任 用	団員等の任用	(1) 本町の区域内に居住する者 (2) 年齢18歳以上56歳未満の者。 ただし、特に必要がある場合を除く。 (3) 通常町内に昼夜在宅している者及び町内に勤務している者 (4) 志操堅固でかつ身体強健な者	(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固でかつ身体強健な者	(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固でかつ身体強健な者	
	団長等の任期	年齢が60歳に達した日以降で町長が定める日に達したとき(団長及び副団長を除く。)	なし	団長、副団長、方面隊長は65歳 一般団員(分団長以下の団員)は60歳但し、塩入、照井分団等人口の少ない地域は65歳まで延期できる	
報 酬	団長	66,000	85,000	85,000	年額 単位:円
	副団長	57,000	70,000	67,000	"
	方面体長			52,000	"
	分団長	46,000	60,000	49,000	"
	副分団長		55,000		"
	部長	28,500	38,000	34,000	"
	班長		35,000	33,000	"
団員	25,000	33,000	32,000	"	

別紙2

消防団の取扱い		琴南町	満濃町	仲南町	備考
費弁 用償	機 関 員	4,000/年	6,000/年		単位：円
	研 修	5,000/年			〃
	訓 練	1,000/年			〃
	被 服	2,000/年			〃
	訓練・研修参加	4,000/年			〃
	運 転		7,000/年		〃
	運営委員				〃
	連絡員				〃
	出 動	4,000/年	1回につき 1,500	1回につき 1,500	〃
	その他	分団運営費 50,000/年		分団運営費 50,000/年 車両維持費 20,000/年	単位：円
退 職 報 償	香川県市町総合事務組合退職報奨金 支給条例による	香川県市町総合事務組合退職報奨金 支給条例による	香川県市町総合事務組合退職報奨金 支給条例による		
被服等の貸与	全 団 員 対 象 制服 1 靴 1 略帽(夏・冬) 各1 作業着(夏・冬) 各1 ヘルメット 1	制服 1 靴 1 長靴 1 略帽(夏・冬) 各1 作業着(夏・冬) 各1 ヘルメット・制帽 各1	制服 1 靴 1 略帽(紺色・グレー色) 各1 作業着(紺色・グレー色) 各1 ヘルメット 1 副団長以上制帽 1		
表 彰	団 長 表 彰	-	勤続5年以上で成績優良	勤続10年目で成績優良	
	町 長 表 彰	勤続15年以上で成績優良	勤続20年以上で成績優良	-	
	感 謝 状	相当期間在職者で退団	団長、副団長、分団長で退団	勤続25年以上で退団	
設備・施設等	消 防 自 動 車	小型動力ポンプ付積載車 9台	小型動力ポンプ付積載車 4台 ポンプ自動車 1台	小型動力ポンプ付積載車 16台	
	小 型 ポ ン プ			16	
	屯 所	6	5	15	
出 動 指 令 体 制 (火 災 出 動)	仲多度南部から連絡をうけ、役場から 防災行政無線のサイレン吹鳴。 役場、中央公民館、美合支所	仲多度南部からオフトークによる 一斉放送及びサイレン吹鳴。 役場、長炭公民館、農協吉野支所、 農協神野支所、四条公民館、高篠 公民館	仲多度南部から連絡をうけ、役場から オフトークによる一斉放送及びサイレン 吹鳴。 各自治会屋外スピーカー及び各家庭の スピーカー		
福 祉 共 済 制 度	全団員加入 平成16年度予算 279千円	全団員加入 平成16年度予算 309千円	全団員加入 平成16年度予算 465千円		

消防団の取扱い	琴南町	満濃町	仲南町	備考
公務災害制度	香川各市町総合事務組合 消防団等公務災害補償条例による	香川各市町総合事務組合 消防団等公務災害補償条例による	香川各市町総合事務組合 消防団等公務災害補償条例による	

先進地事例

- ・西東京市 「消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。」
- ・さいたま市 「消防団については、当面現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営交付金については、合併時に再編する。」
- ・篠山市 「合併時に統合するものとし、分団の組織は原則としてそのまま新市に引き継ぐ。」
- ・さぬき市 「消防団は、合併時に統合する。分団の組織等は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。」
- ・東かがわ市 「消防団については、合併時に統合する。」
 - (1) 名称、区域については、合併時に統合する。
 - (2) 任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、調整し、新市に引き継ぐ。
引田町、白鳥町及び大内町の消防団の団員であるものについては、新市に引き継ぐ
 - (3) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐ。出勤指令体制は、合併時に統合する。
 - (4) 消防相互応援協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
 - (5) 消防施設整備については、新市において調整する。
 - (6) 施設消防組織等の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会 「消防団については、合併時に統合する。」
 - 1 任用、給与、分限及び懲戒、服務等は、合併までに調整し、身分の取扱いについては、新市に引き継ぐものとする。
 - 2 出勤体制は、丸亀市消防団を4方面隊、綾歌町消防団を1方面隊、飯山町消防団を1方面隊とする。
 - 3 貸与被服等については、丸亀市の例を参考に調整する。
 - 4 婦人消防クラブについては、合併時に統合する。

協議第 2 4 号

新町建設計画（その 2）について

新町建設計画(その 2)を別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 3 日提出

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会

会 長 香 川 重 広

新町建設計画（その 2）について

- (1)住民アンケート調査について
- (2)新町建設計画の構成については別紙構成(案)とする。
- (3)新町建設計画基本方針(新町の将来像、新町の主要施策)については別紙(案)とする。

平成 1 6 年 9 月 1 3 日 確認

住民アンケート調査(再集計) 報告

1. 目的

住民の意向を把握し、新町の将来構想を策定するための基礎データとするため。

2. 項目

- ・基本属性(性別・年齢・居住地)について
- ・合併に関連する事項(期待・心配)について
- ・地域の将来像について
- ・自由意見

3. 対象

- ・調査地域：琴南町・満濃町・仲南町
- ・調査対象：満18歳以上の全住民（平成15年2月末現在）

5. 再集計及び分析

- ・回答率(%)は「不明」を除き有効回答者数を基に算出しました。

6. 再集計結果

- ・配布数：18,080人
- ・有効回収数：7,146人（有効回収率：39.5%）

(単位：人、%)

	住基登録者数	宛先不明(人)	配布数	有効回収数	有効回収率
琴南町	2,871	12	2,859	1,166	40.8
満濃町	11,173	14	11,159	4,190	37.5
仲南町	4,064	2	4,062	1,790	44.1
計	18,108	28	18,080	7,146	41.0

7. 回答者の属性

(1) 性別

回答者の性別は、男性が47.4% 女性が52.2% 無回答0.4%

(2) 年齢

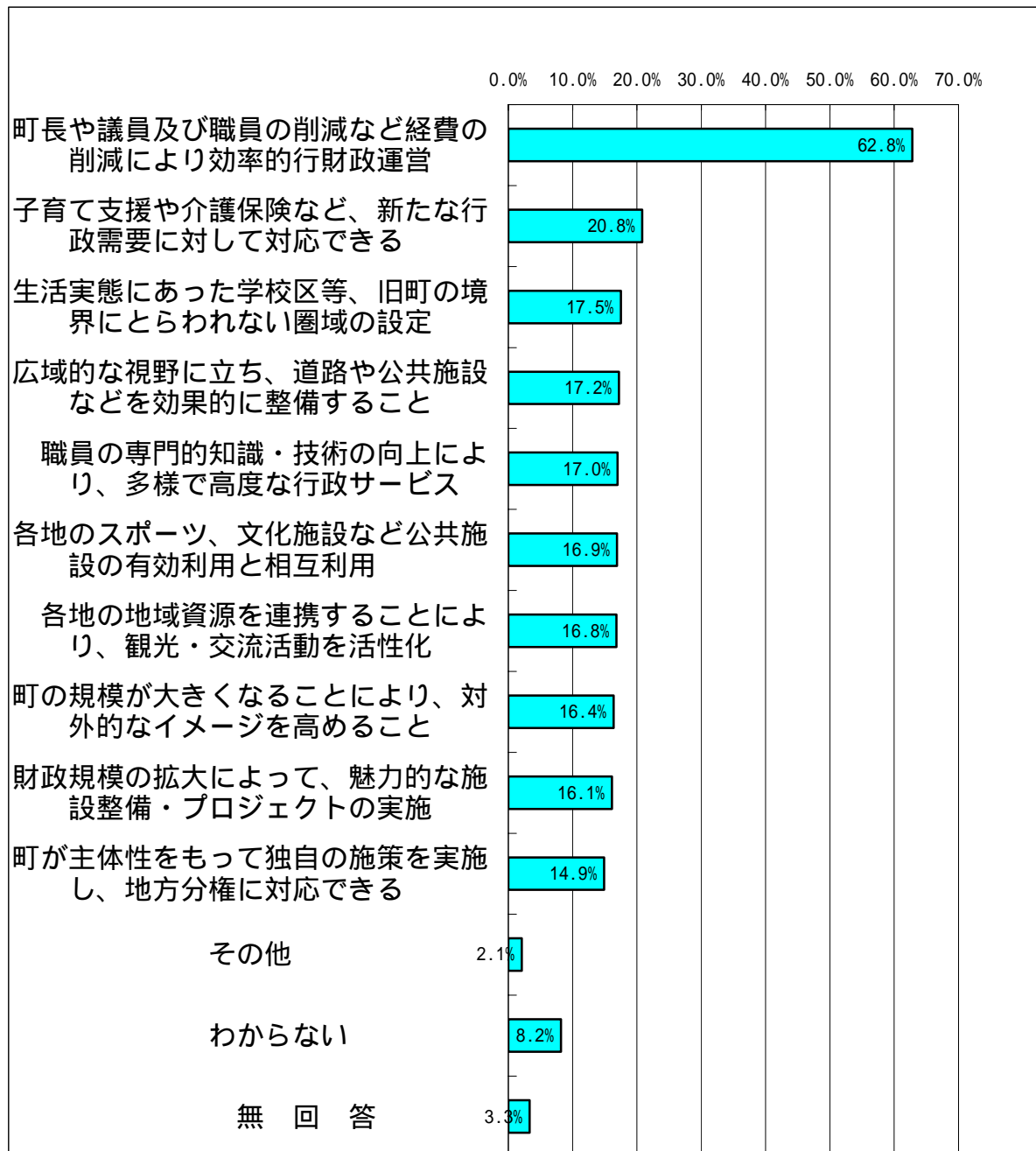
回答者の年齢は、10歳代1.7% 20歳代9.9% 30歳代10.4% 40歳代13.7%
50歳代18.9% 60歳代18.0% 70歳以上27.2% 無回答0.2%

(3) 住所

回答者の住所は、琴南町16.3% 満濃町58.7% 仲南町25.0%

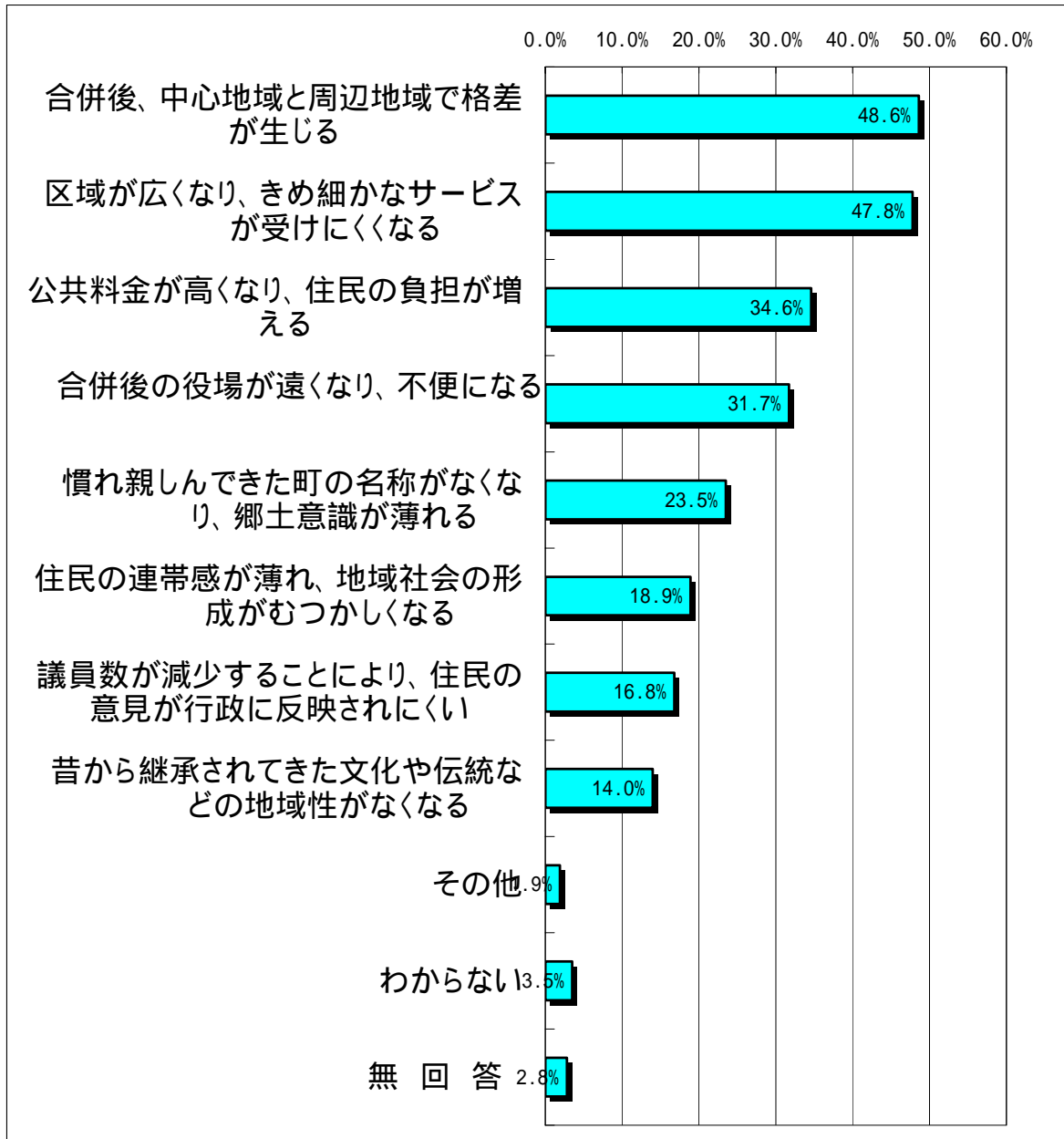
8. 調査結果の分析

(1) 問4「合併した場合、期待できること」



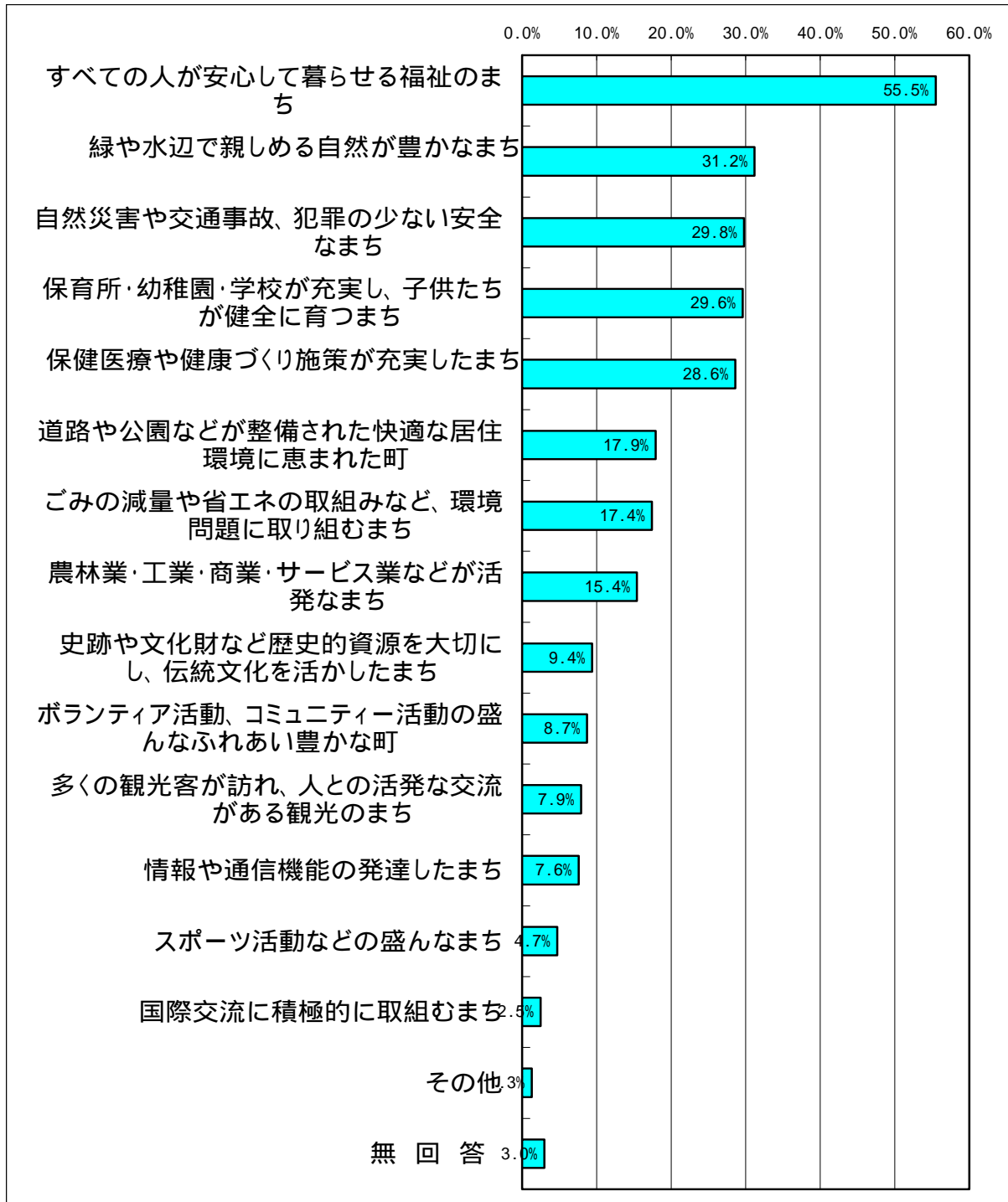
性別	期待できること	期待できること	期待できること
男性	人件費及び経費削減	広域的な施設整備	施設整備やプロジェクト
女性	人件費及び経費削減	子育て支援や介護保険	生活実態にあった圏域
10歳代	人件費及び経費削減	公共施設の相互利用	対外的なイメージアップ
20歳代	人件費及び経費削減	公共施設の相互利用	子育て支援や介護保険
30歳代	人件費及び経費削減	子育て支援や介護保険	公共施設の相互利用
40歳代	人件費及び経費削減	公共施設の相互利用	生活実態にあった圏域
50歳代	人件費及び経費削減	観光・交流活動の活性化	公共施設の相互利用
60歳代	人件費及び経費削減	高度な行政サービス	子育て支援や介護保険
70歳以上	人件費及び経費削減	子育て支援や介護保険	高度な行政サービス
琴南町	人件費及び経費削減	子育て支援や介護保険	観光・交流活動の活性化
満濃町	人件費及び経費削減	子育て支援や介護保険	公共施設の相互利用
仲南町	人件費及び経費削減	子育て支援や介護保険	高度な行政サービス

(2) 問5「合併した場合、心配なこと」



男性	周辺格差	サービスの低下	公共料金の値上げ
女性	サービスの低下	周辺格差	不便になる
10歳代	周辺格差	郷土意識の薄れ	公共料金の値上げ
20歳代	周辺格差	サービスの低下	公共料金の値上げ
30歳代	周辺格差	サービスの低下	公共料金の値上げ
40歳代	周辺格差	サービスの低下	公共料金の値上げ
50歳代	サービスの低下	周辺格差	公共料金の値上げ
60歳代	サービスの低下	周辺格差	不便になる
70歳以上	不便になる	サービスの低下	周辺格差
琴南町	周辺格差	サービスの低下	不便になる
満濃町	サービスの低下	周辺格差	公共料金の値上げ
仲南町	周辺格差	サービスの低下	不便になる

(3) 問6「合併した場合、望む将来像」



男性	福祉のまち	自然が豊かなまち	安全のまち
女性	福祉のまち	安全のまち	健全育成のまち
10歳代	福祉のまち	安全のまち	自然が豊かなまち
20歳代	福祉のまち	自然が豊かなまち	安全のまち
30歳代	福祉のまち	健全育成のまち	自然が豊かなまち
40歳代	福祉のまち	自然が豊かなまち	健全育成のまち
50歳代	福祉のまち	自然が豊かなまち	安全のまち
60歳代	福祉のまち	自然が豊かなまち	健全育成のまち
70歳以上	福祉のまち	健康のまち	安全のまち

琴南町	福祉のまち	自然が豊かなまち	健全育成のまち
満濃町	福祉のまち	自然が豊かなまち	安全のまち
仲南町	福祉のまち	安全のまち	自然が豊かなまち

新町建設計画の構成（案）

項 目	内 容
1．序論	
(1)合併の必要性	生活圏拡大への対応、社会情勢の変化への対応、地方分権の進展と基礎自治体としての行政基盤の強化への対応、地域の活性化について歴史的経緯を踏まえながら合併の必要性を整理します。
(2)計画策定の方針	計画の趣旨・構成・期間を示します。
2．地域の概況	
(1)位置・地勢	3 町の概況について、左記の4項目についてまとめます。
(2)気候	
(3)面積	
(4)人口・世帯	
3．主要指標の見通し	
(1)人口	コーホート法による推計（必要に応じて政策要素を盛り込む） （ある年の男女・年齢別人口を基準人口として、これに出生率や移動率など4つの要因についての仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法）
(2)世帯	過去の統計データによる推計
4．新町の特性と課題	
(1)特性と課題	住民アンケート調査結果、地域の概況、主要指標などを踏まえ、3 町の特性及び今後のまちづくりに向けての課題を示します。
5．新町建設の基本方針	
(1)新町建設の理念	新町のまちづくりに伴い最も尊重すべき基本的認識を示します。
(2)新町の将来像	住民アンケート調査結果や特性と課題および3 町の長期総合計画を踏まえ新町建設の将来像（目標）を示します。
(3)新町の主要施策	新町建設の基本方針により新町の方角性を現す主要施策を示します。
(4)主要事業	主要施策を実現するための主要事業を示します。

6．新町における県事業の推進		
	(1)県の役割	新町の将来像の実現に向けた、新町の取組みの支援。
	(2)新町における県事業	新町の取組みを支援するための具体的な香川県の事業を示します。
7．公共施設の適正配置と整理		
	(1)公共施設の適正配置と整理	住民生活の急激な変化を起こさないよう、地域の特殊性やバランス、また財政事情等を考慮・勘案し公共施設の適正配置と整理について検討します。
8．財政計画		
	(1)歳入	性質別項目のうち主要なものについての見込額を示します。
	(2)歳出	

新市（新町）建設計画の事例

さぬき市	東かがわ市
	はじめに
1 はじめに 1 合併の必要性 2 計画策定の方針	1 序論 1 合併の必要性 2 合併に向けての留意点 3 計画の策定方針
2 新市の概況 1 位置・地勢 2 面積 3 人口・世帯	2 新市の概況 1 新市の概況 2 広域圏における位置付け 3 地域の特性と課題
3 主要指標の見通し 1 人口 2 世帯 3 就業人口	3 主要指標の見通し 1 人口 2 世帯数 3 就業人口
4 新市建設の基本方針 1 新市の将来像 2 新市建設の基本方針 3 地域別整備の方針	4 新市建設の基本方針 1 新市の将来像 2 新市建設の基本方針 3 新市の都市構造
5 新市の施策 1 施策の体系 2 施策の方針 1 健全な心身と思いやりを育む健康・福祉のまちづくり 2 豊かな自然環境を育み活かすまちづくり 3 地域の連携・交流を推進する快適都市基盤のあるまちづくり 4 安全で快適な生活環境を育むまちづくり 5 様々な産業が育つ創造的なまちづくり 6 主体性・創造性・生きがいを育む文化・教育のまちづくり 7 市民参加と連携・交流のまちづくり 8 新たな豊かさ高度な利便性を増幅する情報化のまちづくり	5 新市の主要施策 1 個性とうるおいのあるまち 2 すべての人にとって利便性の高いまち 3 いつまでも暮らせる安全・安心なまち 4 とともに支えあう共生のまち 5 人をはぐくみ、人を大切にすまち 6 魅力・活力とにぎわいのあるまち 7 ともにつくる連携・交流のまち
6 新市における香川県事業 1 香川県の役割 2 新市における香川県事業	6 新市における香川県事業の推進
7 公共施設の統合整備	7 公共的施設の統合整備
8 財政計画	8 財政計画

新町建設計画基本方針(案)

新町の基本理念

誰もが住みよい・住み続けたいまち

新町は、緑ゆたかな自然や温泉・国営讃岐まんのう公園をはじめとするレクリエーション施設を有しているとともに、通勤・通学など県内主要都市へは1時間以内という恵まれた環境にあります。これらを活かし、住民1人ひとりが生涯を通じて快適で便利な生活を享受できる町となるため、「誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり」を基本理念として定めます。

また、次代の潮流を踏まえながら、住民参画による住民主体のまちづくりを進めます。

新町の将来像

改革と協働、輝きのまち

新町における自治体の将来像として、これからの町は常に何かを見直し、何かを創り続ける姿勢が必要と考えます。地方分権や自主自立により地方が主役となる波が押し寄せている今、早期に財政の健全化を行い、時代のニーズや多様な住民ニーズに対応できる人材を育成し自然や人々が輝くまちづくりを行います。そのため、新町の将来像を「改革と協働、輝きのまち」と定めます。

新町建設計画主要施策

新町建設計画の主要施策は以下の3点と定めます。

1. 改革と育成、創造のまち

今、地方の時代が到来しつつあります。このような流れの中で地方自治体が独自の個性を發揮し自主自立を図っていくためには、まず、行財政改革に伴う経費削減や組織の改革を行い、健全経営を営む必要があります。また、職員の意識改革はもとより次代を担う人々を育成し発展していかなければなりません。これらをベ - スとして、住民とともに歩む協働社会を構築し創造豊かで魅力あるまちづくりを図ります。

2. 安心と安全・快適なまち

住民アンケートの結果から、「合併した場合に望む将来像」として「全ての人が安心して暮らせる福祉のまち」という回答が全体の55%に達しています。福祉や保健、医療は住民生活における重大な関心事であることから住民誰もが安心して暮らせる体制の整備を図り、災害時に速やかに対応する安全なまちづくりを行います。また、人々が住んで快適なまちを実感できるよう住民生活に密着した道路・下水道や情報基盤などの住環境整備を図ります。

3. 自然と人々が輝くまち

新町は、南に緑の山々・北はゆとりある田園地帯、そして、一級河川土器川や日本一のため池等素晴らしい自然を有しています。この貴重な財産を保護し、資源として活用することによって住むにも訪れるにも魅力あるまちづくりを行います。また、新たな出会いや交流の機会の場をつくり、スポ - ツ・レクレ - ションなどを通して人々の笑顔や汗の輝くまちをつくります。

その他

(1) 第3回 琴南町・満濃町・仲南町合併協議会日程について

日 時 平成16年9月30日(木)午後1時30分から

場 所 仲南町役場2階大会議室

(参考)

第4回琴南町・満濃町・仲南町合併協議会日程

10月15日(金) 午後1時30分から

満濃町農村環境改善センター

第5回琴南町・満濃町・仲南町合併協議会日程

10月25日(月) 午後1時30分から

琴南町農村環境改善センター

この予定は変わることがあります。直前の協議会で正式決定とします。

(2) その他

琴南町・満濃町・仲南町合併協議会座席表

